

令和 8 年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（ 新 設 ・ 拡 充 ・ 延 長 ・ その他 ）

No	0 1					府 省 庁 名		経済産業省	
対象税目	個人住民税 法人住民税 事業税 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他（ ）								
要望 項目名	電気供給業に係る法人事業税の課税方式の変更								
要望内容 (概要)	・ 特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要） 【現行制度(令和 2 年度～)】								
		発電事業・ 小売事業	左記以外の 電気供給事業 等	その他の事業（資本金一億円超の普通法人）					
	課税 標準	収入割 付加価値割 資本割	収入割	所得割		付加価値割		資本割	
	税率	収入割 1.05% (0.3%) 付加価値割 0.37% 資本割 0.15%	1.3% (0.3%)	400 万円以下の金額 1.4%(1.0%) 400 万円超 800 万円以下の金 額 2.5%(1.8%) 800 万円超の金額 3.6%(2.6%)		1.2%		0.5%	
関係条文	※（ ）内は、特別法人事業税に係る税率 ・ 特例措置の内容 電気供給業の課税方式については、従来収入金額が課税標準となっており、令和 2 年度税制改正において、発電・小売事業について、外形標準課税が一部導入されたものの、引き続き、他の一般の事業とは異なった課税方式が存続している。地域独占や経過措置を除き総括原価方式に基づく規制料金は既に撤廃されており、発送電分離も行われ、課税根拠は無くなっている。 こうした中、他業種等からの新規参入が拡大し、競争が一段と激しくなっているところ、業種間の「課税の公平性」を確保するためにも、他の一般の競争下にある事業と同様の課税方式への変更を要望する。								
	地方税法 第 72 条、第 72 条の 2、第 72 条の 12、第 72 条の 24 の 2、第 72 条の 24 の 4 及び 第 72 条の 24 の 7 地方税法施行令 第 22 条 特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律 第 2 条、第 5 条、第 6 条及び第 7 条								
減収 見込額	[初年度] - (-) [平年度] - (-) [改正増減収額] - (単位：百万円)								

要望理由	(1) 政策目的 電気供給業の法人事業税については、当該事業が地域独占（垂直一貫体制）及び総括原価方式の下で行われることを前提に、保有する設備や従業員の規模に比して所得が低く抑えられること（事業規模に対する所得の過少性）及び電気料金算定時に原価算入し使用者である消費者に転嫁すること（法人事業税の回収確実性）ができることを根拠として、1949 年度（昭和 24 年度）以降収入金額を課税標準とする課税が行われてきた。 しかし、1995 年（平成 7 年）より発電部門は全面自由化されており、また、「電力システムに関する基本方針（平成 25 年 4 月 2 日閣議決定）」に基づく電気事業法の改正に基づき（平成 26 年 6 月 11 日関連法案成立）、2016 年（平成 28 年度）4 月 1 日より、小売部門の全面自由化（上述の地域独占（垂直一貫体制）及び総括原価方式に基づく規制料金の原則廃止）が行われ、他の一般の事業と同様に競争環境下に置かれることとなった。実際に、エリアによっては新電力シェアが 2 割を超えるなど、異業種からの参入を含めて競争が進展している。さらに 2020 年（令和 2 年）送配電部門の法的分離及び小売規制料金の原則撤廃により、競争は更に進展している。 その中で、電気供給業に係る法人事業税については、令和 2 年度税制改正で発電・小売電気事業全体において 2 割程度の見直しが行われたものの、引き続き、他の一般的な事業と異なる課税方式が適用されているため、異業種からの参入が相次ぐ状況下においては、新規参入者の間で課税方式・負担に格差が生じる状況にあり、競争環境の公平性が担保されていない。事業者間の「課税の公平性」を確立することにより、更なる競争を促進することを目的とし、本措置を要望する。 (2) 施策の必要性 電力システム改革に伴い、電気供給の対価たる電気料金は、規制官庁による認可を受ける規制料金から、他の一般の事業における財・サービスの提供の対価と同様に市場競争を通じて消費者が選択することができる自由料金へと変容（今後、経過措置料金も順次撤廃）していることから、電気供給事業者はコスト低減による競争力ある価格設定やそれに伴う顧客の獲得等を通して利潤最大化（所得の最大化）を図ることが可能となっている。また、地域独占が撤廃されたことも相まって、課税分を料金原価に算定し消費者に確実に転嫁することも難しい状況になっている。以上のように、他の一般の事業と同様に競争環境下に置かれることとなった電気供給業においては、当初他の一般の事業と異なり収入金課税方式を採用することとなった根拠となる事由は失われており、従前通りの収入金額を課税標準とする課税方式を存置する必要性に乏しいと考えられる。
本要望に対応する縮減案	－

今回の要望（税負担軽減措置等）に関連する事項	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	6. 資源エネルギーの安定的かつ効率的な供給の確保並びに脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進
		政策の達成目標	電気事業における小売全面自由化に伴う電力市場における競争の進捗状況等を勘案しつつ、他の一般の事業と同様の課税方式を措置することを通じ、課税の公平性を確立し、更なる競争の進展を図る。
		税負担軽減措置等の適用又は延長期間	恒久措置
		同上の期間中の達成目標	－
		政策目標の達成状況	－
	有効性	要望の措置の適用見込み	他業種からの新規参入者を含め、すべての電気供給事業者が適用対象となる。
		要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）	事業間の税負担の公平性が図られることにより、電力市場における更なる競争の進展に寄与することが期待される。なお、本措置は特定の産業に対する「支援の創設」ではなく、「課税の不公平」を是正する措置であることに留意。
	相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	・ 特定原子力施設炉心等除去準備金（国税・法人税） ・ 電気供給業の課税標準の算定において託送料金を控除する特例措置（地方税・法人事業税） ・ 電気事業者の分社化に伴い外部化するグループ会社間取引等を控除する収入割の特例措置（地方税・法人事業税）
		予算上の措置等の要求内容及び金額	関連する措置はない。
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	－
		要望の措置の妥当性	電気事業における小売全面自由化に伴う電力市場における競争の進捗状況等を勘案しつつ、他の一般の事業と同様の競争環境下に置かれる電気供給業において、他の一般の事業と遜色の無い、実態に沿った課税方式を措置することを通じ、当該他の一般の事業との「課税の公平性」を確立していく本措置は妥当である。

これまでの税負担軽減措置等の適用実績と効果に関連する事項	税負担軽減措置等の適用実績	-
	「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績	-
	税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）	公平な競争条件を確保するために、課税方式を「その他の事業」と同様とすることにより、「その他の事業」との税負担水準の格差を改善する。
	前回要望時の達成目標	-
	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	-
これまでの要望経緯		昭和 59 年度より継続的に要望 令和 2 年度改正要望によって、発電・小売事業については 2 割程度を見直し。

令和 8 年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（ 新 設 ・ 拡 充 ・ 延 長 ・ そ の 他 ）

No	02	府 省 庁 名	経 済 産 業 省																																								
対象税目	個人住民税 法人住民税 事業税 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他（ ）																																										
要望 項目名	特定ガス供給業等に係る法人事業税の課税方式の変更																																										
要望内容 (概要)	・ 特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要） <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <tr> <th></th> <th colspan="2">特定ガス供給業 (※)</th> <th colspan="2">一般・特定 ガス導管事業</th> <th colspan="2">その他の事業 (資本金1億円超の普通法人)</th> <th colspan="2">その他の事業 (資本金1億円以下の普通法人)</th> </tr> <tr> <th>課税 標準</th> <td colspan="2">収入割、 付加価値割、 資本割</td> <td colspan="2">収入割</td> <td colspan="2">付加価値割、 資本割、 所得割</td> <td colspan="2">所得割</td> </tr> <tr> <th rowspan="3">税率</th> <td>収入割</td> <td>0.48%</td> <td rowspan="3">収入割</td> <td rowspan="3">1.0%</td> <td>付加価値割</td> <td>1.2%</td> <td rowspan="3">所得 割</td> <td>800 万円超</td> <td>7.0%</td> </tr> <tr> <td>付加価値割</td> <td>0.77%</td> <td>資本割</td> <td>0.5%</td> <td>800 万円以下 400 万円超</td> <td>5.3%</td> </tr> <tr> <td>資本割</td> <td>0.32%</td> <td>所得割</td> <td>1.0%</td> <td>400 万円以下</td> <td>3.5%</td> </tr> </table> (※) ガス事業法（昭和 29 年法律第 51 号）第 2 条第 10 項に規定するガス製造事業者（同法第 54 条の 2 に規定する特別一般ガス導管事業者に係る同法第 38 条第 2 項第 4 号の供給区域内においてガス製造事業（同法第 2 条第 9 項に規定するガス製造事業をいう。）を行うものに限る。）が行うもの（導管ガス供給業を除く）に限る。 ・ 特例措置の内容 令和 4 年度税制改正において、一般ガス導管事業及び特定ガス導管事業以外のもののうち、特定ガス供給業に該当する事業者以外が行うガス供給業の課税方式については、その他の事業と同様の課税方式に見直されたが、ガスシステム改革による事業環境や競争状況の変化を踏まえ、未だ収入金課税の対象となっている特定ガス供給業、一般ガス導管事業及び特定ガス導管事業に該当する事業者の法人事業税について、「その他の事業」と同様の課税方式へ変更する。				特定ガス供給業 (※)		一般・特定 ガス導管事業		その他の事業 (資本金1億円超の普通法人)		その他の事業 (資本金1億円以下の普通法人)		課税 標準	収入割、 付加価値割、 資本割		収入割		付加価値割、 資本割、 所得割		所得割		税率	収入割	0.48%	収入割	1.0%	付加価値割	1.2%	所得 割	800 万円超	7.0%	付加価値割	0.77%	資本割	0.5%	800 万円以下 400 万円超	5.3%	資本割	0.32%	所得割	1.0%	400 万円以下	3.5%
	特定ガス供給業 (※)		一般・特定 ガス導管事業		その他の事業 (資本金1億円超の普通法人)		その他の事業 (資本金1億円以下の普通法人)																																				
課税 標準	収入割、 付加価値割、 資本割		収入割		付加価値割、 資本割、 所得割		所得割																																				
税率	収入割	0.48%	収入割	1.0%	付加価値割	1.2%	所得 割	800 万円超	7.0%																																		
	付加価値割	0.77%			資本割	0.5%		800 万円以下 400 万円超	5.3%																																		
	資本割	0.32%			所得割	1.0%		400 万円以下	3.5%																																		
〔関係条文〕	地方税法第 72 条、第 72 条の 2、第 72 条の 12、第 72 条の 24 の 2、第 72 条の 24 の 7 地方税法施行令第 22 条、特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律第 2 条、第 7 条																																										
減収 見込額	[初年度] — (—) [平年度] — (—) [改正増減収額] — (単位：百万円)																																										

要望理由	(1) 政策目的 ガス導管事業等のガス供給業の法人事業税の課税標準は収入金額とするとされており、「その他の事業」と異なる扱いになっている。以下に記載の理由から、「課税の公平性」を確立するため、一般の競争下にある「その他の事業」を行う事業者と同様の課税方式に改めるものである。 (2) 施策の必要性 特定ガス供給業の課税標準が収入金額とされている理由については、①地域独占企業で料金認可制により価格転嫁が容易であること、②料金認可制により所得が低く抑えられるため所得金額に対する課税では事業規模に見合った税負担とならないこととされているが、その前提は以下のとおり、大きく変化している。 まず、ガス事業法における規制緩和について、大口需要に対する自由化範囲が平成 16 年 4 月から 50 万㎡以上に、平成 19 年 4 月からはさらに 10 万㎡以上へ拡大され、平成 29 年 4 月からは小口も含めて全面自由化され、原則として料金規制の廃止が手当たされた。小売全面自由化を契機に、小口の都市ガススイッチングが進むとともに、産業用等（大口）でも、燃料獲得競争が激化している。こうしたガス事業者間の競争の進展に加え、ガスは代替性があるエネルギーであるという特性があることもあり、LPG や灯油等との競争に加え、昨今のオール電化住宅の普及による競争も激化しており、特定ガス供給業を取り巻くエネルギー間競争は熾烈を極めていいる。実際に、特定ガス供給業を行うガス小売事業者のうち、一部の事業者については、新規参入が円滑化される環境が整備され、他の小売事業者に十分な供給余力が認められるとして、経過措置料金規制が撤廃されている状況にある。 このように、ガスシステム改革（平成 27 年 6 月にガス事業法改正）による小売の地域独占撤廃及び料金規制原則廃止が進む中で、平成 30 年度及び令和 4 年度の税制改正により、特定ガス供給業に該当しないガス小売事業者等は一般の課税方式へ見直しがなされている。 「課税の公平性」を確立することは、ガス事業における新規参入の増加に伴う更なる天然ガス利用拡大が進む中で、新規参入者と既存ガス事業者間における競争活性化による料金の抑制に寄与し、ガスシステム改革の目的達成に資することから、特定ガス供給業事業者に係る課税方式の見直しが必要である。
本要望に対応する縮減案	—

今回の要望（税負担軽減措置等）に関連する事項

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	6. 資源エネルギーの安定的かつ効率的な供給の確保並びに脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進																																				
	政策の達成目標	ガス供給業は、法人事業税として収入金額（ガス売上）に課税されることから、他の一般企業と同等の税負担水準とすることを通じて、課税の公平性を図る。 売上高に対する租税負担率の業種間比較（単位：％） <table><tr><td></td><td>ガス</td><td>全産業</td><td>製造業</td><td>化学工業</td><td>石油製品等製造業</td><td>鉄鋼</td><td>機械製造業</td><td>電力</td></tr><tr><td>R3</td><td>4.4 (3.3)</td><td>2.2 (0.7)</td><td>2.4 (0.6)</td><td>3.4 (0.5)</td><td>1.5 (0.3)</td><td>2.1 (0.9)</td><td>2.3 (0.5)</td><td>3.3 (3.2)</td></tr><tr><td>R4</td><td>4.5 (2.3)</td><td>2.2 (0.7)</td><td>2.2 (0.5)</td><td>3.1 (0.6)</td><td>0.4 (0.2)</td><td>1.8 (0.8)</td><td>2.4 (0.5)</td><td>1.7 (2.2)</td></tr><tr><td>R5</td><td>4.3 (2.4)</td><td>2.3 (0.7)</td><td>2.3 (0.5)</td><td>2.9 (0.6)</td><td>0.8 (0.2)</td><td>2.2 (0.8)</td><td>2.3 (0.4)</td><td>4.0 (2.5)</td></tr></table> 出典：法人企業統計年報（財務省）他 ※下段は事業税外形部分及び固定資産税等		ガス	全産業	製造業	化学工業	石油製品等製造業	鉄鋼	機械製造業	電力	R3	4.4 (3.3)	2.2 (0.7)	2.4 (0.6)	3.4 (0.5)	1.5 (0.3)	2.1 (0.9)	2.3 (0.5)	3.3 (3.2)	R4	4.5 (2.3)	2.2 (0.7)	2.2 (0.5)	3.1 (0.6)	0.4 (0.2)	1.8 (0.8)	2.4 (0.5)	1.7 (2.2)	R5	4.3 (2.4)	2.3 (0.7)	2.3 (0.5)	2.9 (0.6)	0.8 (0.2)	2.2 (0.8)	2.3 (0.4)	4.0 (2.5)
		ガス	全産業	製造業	化学工業	石油製品等製造業	鉄鋼	機械製造業	電力																													
	R3	4.4 (3.3)	2.2 (0.7)	2.4 (0.6)	3.4 (0.5)	1.5 (0.3)	2.1 (0.9)	2.3 (0.5)	3.3 (3.2)																													
	R4	4.5 (2.3)	2.2 (0.7)	2.2 (0.5)	3.1 (0.6)	0.4 (0.2)	1.8 (0.8)	2.4 (0.5)	1.7 (2.2)																													
R5	4.3 (2.4)	2.3 (0.7)	2.3 (0.5)	2.9 (0.6)	0.8 (0.2)	2.2 (0.8)	2.3 (0.4)	4.0 (2.5)																														
税負担軽減措置等の適用又は延長期間	恒久措置																																					
同上の期間中の達成目標	ガス使用者の利益保護や、ガス事業の健全な発達（安定供給、保安の確保等）に向け、「その他の事業」との公平な競争条件を確保する。																																					
政策目標の達成状況	－																																					
有効性	要望の措置の適用見込み	特定ガス供給業に該当する事業者 5 社 一般ガス導管事業者 189 社 特定ガス導管事業者 29 社																																				
	要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）	本措置は特定の産業に対する「支援の創設」ではなく、特定の産業（特定ガス供給事業）に対する「課税の公平性」を確立するものである。 本措置による効果は、ガス料金低廉化によってガス需要家に広く還元されるものであり、一個人や企業等に対して支援を行う補助金制度よりも税制による措置が適している。 本措置がない場合、その他の産業との税負担水準の格差が改善されない。																																				
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	関連する措置はない。																																				
	予算上の措置等の要求内容及び金額	関連する措置はない。																																				
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	－																																				
	要望の措置の妥当性	本措置による効果は、ガス料金低廉化によってガス需要家に広く還元されるものである。また、自由化や燃料間競争の進展している特定ガス供給業において、「その他の事業」並みの税負担水準とすることは、課税の公平性の観点から妥当である。																																				

これまでの税負担軽減措置等の適用実績と効果に関連する事項	税負担軽減措置等の適用実績	—
	「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績	—
	税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）	公平な競争条件を確保するために、課税方式を「その他の事業」と同様とすることにより、「その他の事業」との税負担水準の格差を改善する。
	前回要望時の達成目標	—
	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—
これまでの要望経緯		○昭和 50 年度税制改正から「その他の事業と同一の扱い」にするよう継続的に要望。 ○平成 30 年度税制改正において、「ガス供給業」の対象範囲から、一般ガス導管事業及び特定ガス導管事業以外のもののうち、ガス製造事業者及び経過措置料金規制対象事業者以外の者が行うものを除外 ○令和 4 年度税制改正において、「ガス供給業」の対象範囲から、一般ガス導管事業及び特定ガス導管事業以外のもののうち、 ・ 特定ガス供給業以外の事業者を行うものを除外 ・ 特定ガス供給業に該当する事業者の課税方式について、収入割の一部に外形標準課税を組入

令和8年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

(新設 ・ 拡 充 ・ 延 長 ・ そ の 他)

No	03		府省庁名 経済産業省
対象税目	個人住民税 法人住民税 事業税 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他（ ）		
要望項目名	地域間連系線の整備に係る全国調整スキームに関する収入割の特例措置の創設		
要望内容 （概要）	・特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要） 令和３年度に創設された全国調整スキームにより、電気事業者法上の広域系統整備計画に基づいて一般送配電事業者または送電事業者が系統整備を行う場合、建設期間中および運転開始後に発生する減価償却費等の費用（以下、「全国調整スキーム対象費」という）は、全国（沖縄電力を除く）９社の一般送配電事業者がそれぞれのエリアの託送料金に転嫁し、各エリアで回収した資金が事業実施主体たる一般送配電事業者および送電事業者（以下、「事業実施主体」という）に払い渡されることとなる。全国調整スキームにおいては、運転開始後から費用回収を行うところ、令和８年度から費用回収が始まる予定。また、全国調整スキーム対象となる一部の広域系統整備計画については建設期間中からの費用回収を認める制度も今後新設する方向で「電力システム改革の検証を踏まえた制度設計ワーキンググループ」で議論が進められているところ。 電気供給業を行う法人の法人事業税の課税標準である各事業年度の収入金額のうち、上記全国調整スキームに基づいて、一般送配電事業者から事業実施主体に払い渡される全国調整スキーム対象費に相当する金額を対象とする。 ・特例措置の内容 全国調整スキームにおいては、全国調整スキーム対象費に相当する金額が、「一般送配電事業者が自エリアに割り当てられた全国調整スキーム対象費を回収する時点」及び「回収された費用が事業実施主体に支払われる時点」で収受側と支出側いずれの法人でも課税標準を構成する結果として、二重課税が発生することとなる。二重課税を回避し、他の一般の事業との課税の公平性を図ることに加え、需要家の託送料金負担を軽減するため、一般送配電事業者の課税標準たる収入金額から、事業実施主体に払い渡される全国調整スキーム対象費に相当する金額を控除する。		
関係条文	電気事業法 第二十八条の四十八 広域的運営推進機関に関する省令 第十七条第三項 令和三年三月十日経済産業省告示第三十六号 広域系統整備計画の届出に係る費用の概算額の算定方法及びその負担の方法の基準を定める件		
減収見込額	[初年度]	▲163 （ — ）	[平年度] ▲498 （ — ） (単位：百万円)
要望理由	（１）政策目的 第７次エネルギー基本計画において、「電力の安定供給を確保しつつ、電力システムの脱炭素化を進めるため、電力ネットワークの次世代化を進めることが不可欠である。このため、広域系統長期方針（広域連系システムのマスタープラン）を踏まえた地域間連系線の整備や、地内基幹系统等の増強を着実に進めていく必要がある。」として、地域間連系線等の整備の必要性を強調している。 その前提を踏まえて、「各エリアの一般送配電事業者等が、より効率的・計画的に整備を進めるための仕組みを検討するとともに、再生可能エネルギー電源の立地地域の負担とその全国への裨益を踏まえ、エリアを超えた費用負担の仕組みも検討していく」としており、地域間連系線等の日本全国に裨益する電力ネットワークの計画的増強を進めることを目的とする。 （２）施策の必要性 第７次エネルギー基本計画では、「国際情勢の変化や需要増大の可能性に対応できる安定的な電力供給の実現」、「電力システムの脱炭素化の推進」、「安定供給や脱炭素化、物価上昇等による価格への影響を抑制しつつ、需要家に安定的な価格水準で電力を供給できる環境の整備」という三つの大きな課題へ対応していくことが、これからの電力システムが目指すべき方向性と規定されたところ。また、発電だけでなく送配電分野		

	においても、「電気料金への影響を抑制しつつ投資を行っていく必要がある」と、電気料金を抑制する必要性を示している。全国調整スキーム対象費は、需要家が負担する託送料金に転嫁されることで費用回収されるが、二重課税の発生を防ぐことで、電気供給業と他の一般の事業との課税の公平性を図るとともに、電力ネットワークの整備と需要家の託送料金負担減を両立させるため、本施策が必要である。
本要望に 対応する 縮減案	—

今回の要望（税負担軽減措置等）に関連する事項	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	6. 資源エネルギーの安定的かつ効率的な供給の確保並びに脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進
		政策の達成目標	第7次エネルギー基本計画において、「電力の安定供給を確保しつつ、電力システムの脱炭素化を進めるため、電力ネットワークの次世代化を進めることが不可欠である。このため、広域系統長期方針（広域連系系統のマスタープラン）を踏まえた地域間連系線の整備や、地内基幹系統等の増強を着実に進めていく必要がある。」として、地域間連系線等の整備の必要性を強調している。 その前提を踏まえて、「各エリアの一般送配電事業者等が、より効率的・計画的に整備を進めるための仕組みを検討するとともに、再生可能エネルギー電源の立地地域の負担とその全国への裨益を踏まえ、エリアを越えた費用負担の仕組みも検討していく」としており、地域間連系線等の日本全国に裨益する電力ネットワークの計画的増強を進めることを目的とする。
		税負担軽減措置等の適用又は延長期間	令和8年4月1日～令和13年3月31日（5年間）
		同上の期間中の達成目標	「広域連系系統のマスタープラン」に基づき、再生可能エネルギー導入拡大や市場分断解消など全国に裨益する地域間連系線等の計画的整備を推進する。
		政策目標の達成状況	北海道本州間連系設備、東北東京間連系線、東京中部間連系設備、中部関西間連系線について整備計画を策定し、それぞれ2030年度までを目途に完工予定。 また東地域（北海道～東北～東京間）、中国九州間連系設備については整備計画策定プロセスを進めている。
	有効性	要望の措置の適用見込み	【適用件数】令和8年度：整備計画2件、令和9年度：整備計画3件 【減収額】令和8年度：1.63億円、令和9年度：3.27億円
		要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）	電気供給業と他の一般の事業との課税の公平性を図る上で、本措置は有効。また、全国調整スキーム対象費は、託送料金に全国調整スキーム対象費相当額分の法人事業税を含めて費用回収することとなり、需要家負担が増加するが、本要望措置によって、二重課税を防ぐことで、託送料金への影響を抑制しつつ、必要なネットワークの整備に資することができる。
	相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	・電気供給業の課税標準の算定において託送料金を控除する特例措置（地方税・法人事業税） ・電気事業者の分社化に伴い外部化するグループ会社間取引等を控除する収入割の特例措置（地方税・法人事業税） ・公益的課題のための経費に掛かる収入金額を控除する収入割の特例措置（地方税・法人事業税）
		予算上の措置等の要求内容及び金額	関連する措置はない。
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
		要望の措置の妥当性	電気供給業と他の一般の事業との課税の公平性を図ることに加え、電力ネットワークの整備と需要家の託送料金負担減を両立させる上で、二重課税の発生を防ぐ本要望措置は妥当である。

これまでの 税負担 軽減 措置等	税負担軽減措置等の 適用実績	—
	「地方税における 税負担軽減措置等 の適用状況等に関 する報告書」に おける適用実績	—
	税負担軽減措置等の適 用による効果（手段と しての有効性）	—

の適用実績と効果に関連する事項	前回要望時の達成目標	—
	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—
これまでの要望経緯		—

令和8年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（ 新設 ・ 拡 充 ・ 延 長 ・ その他 ）

No	4	府 省 庁 名	経済産業省
対象税目	個人住民税 法人住民税 事業税 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他（ ）		
要望 項目名	中小企業による研究開発投資拡大に向けた特例措置の創設		
要望内容 (概要)	・ 特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要） 研究開発に係る機械装置等の設備投資を行った中小企業について、 ・ 試作品開発の用に直接供される資産を取得した場合：5年間、固定資産税を全額免除する ・ 量産技術開発又は新製品開発の用に直接供される資産を取得した場合：3年間、固定資産税を全額免除する ・ 特例措置の内容 固定資産税の特例措置を2年間講じる。		
関係条文	 		
減収 見込額	[初年度] 精査中 （ － ） [平年度] 精査中 （ － ） [改正増減収額] － (単位：百万円)		
要望理由	（１）政策目的 中小企業は地域の経済や雇用を支え、我が国経済全体を発展させる重要な役割を担っている。赤字企業や利益が少ない企業を含めた中小企業の研究開発投資を後押しすることで、イノベーションを通じた「稼ぐ力」の向上を図り、我が国経済全体の発展を図る。 （２）施策の必要性 中小企業を取り巻く経営環境は人手不足や物価高による原材料費の高騰に加え、その価格転嫁の難しさが重荷となっている。こうした引き続き厳しい状況にあっても経済の好循環を実現するためには、中小企業全体における生産性向上や付加価値向上が最重要課題である。 一方で、生産性向上・付加価値向上が求められる赤字企業等にとっては法人税の控除による研究開発投資のインセンティブ効果は限定的である。そこで、全ての企業の負担となる固定資産税の減免を行い、赤字企業を含めた中小企業の前向きな投資を後押しすることで、生産性向上・付加価値向上を促進し、我が国の産業の基盤たる中小企業の底上げを図る必要がある。		
本要望に 対応する 縮減案	－		

今回の要望（税負担軽減措置等）に関連する事項

合理性

政策体系における政策目的の位置付け

7. 中小企業の発展

政策の達成目標

官民合わせた研究開発投資の総額を 2021 年度より 2025 年度までに約 120 兆円にする。
（政府投資が呼び水となり民間投資が促進される相乗効果や我が国の政府負担研究費割合の水準等を勘案）

※2026 年度（令和 8 年度）以降の研究開発投資額の目標については、内閣府科学技術・イノベーション推進事務局において、令和 7 年度中を目途に第 7 期科学技術・イノベーション基本計画に向けた検討が進められており、本特例措置の目標についても同計画を踏まえて設定。

税負担軽減措置等の適用又は延長期間

令和 8 年 4 月 1 日～令和 10 年 3 月 31 日（2 年間）

同上の期間中の達成目標

2026 年度（令和 8 年度）以降の研究開発投資額の目標について、第 7 期「科学技術・イノベーション基本計画」改定作業において精査中

政策目標の達成状況

○官民合わせた研究開発投資の総額を 2021 年度より 2025 年度までに約 120 兆円にするとの達成目標に対して、2021 年度～2023 年度の研究開発投資総額の合計は約 62.5 兆円となっている。

研究主体別研究費の推移（兆円）

	2021 年度	2022 年度	2023 年度	2024 年度	2025 年度	合計	目標値 (2021～2025 年度)
総額	19.7	20.7	22.0	－	－	62.5	120
企業	14.2	15.1	16.1	－	－		
非営利団体・公共機関	1.7	1.7	2.0	－	－		
大学等	3.8	3.8	3.9	－	－		

[出典：2024 年（令和 6 年）科学技術研究調査（総務省）]

有効性

要望の措置の適用見込み

精査中

要望の措置の効果見込み
（手段としての有効性）

中小企業の研究開発の促進のためには、税制措置により、分野、業種、規模、時期等に縛られない幅広い継続的な研究開発投資への支援が必要である。加えて、赤字企業等にとって法人税の控除による研究開発投資のインセンティブ効果は限定的であるため、赤字企業を含めた全ての企業の負担となる固定資産税の減免が有効である。

本特例措置では、中小企業の研究開発投資の後押しをするため、研究開発にかかる設備等（機械装置、測定工具・検査工具、器具備品、建物、建物附属設備）を取得する場合に適用を可能とする一方、取得価額要件（一定金額以上の設備投資を対象）を設定することなどにより、研究開発に効果のある設備投資に限定して支援を行うべく、制度設計を行う。

相 当 性	当該要望項目 以外の税制上の 支援措置	—																																				
	予算上の措置等 の要求内容 及び金額	政府全体で様々な研究開発予算の要求が行われる予定																																				
	上記の予算上 の措置等と 要望項目との 関係	予算上の措置は、それぞれ国の政策に基づき助成等の対象者及び研究テーマ等を設定することで、より特定された分野又は研究開発段階における成果の獲得を目指す制度であり、民間活力による研究開発投資を幅広く、中立的に促進する制度である税制措置とは支援目的と対象が異なる。 なお、諸外国においても、民間研究開発投資に対し、予算・税制両面から積極的な支援が行われている。 民間研究開発投資に対する政府支援の割合 <table><tr><td></td><td>研究開発税制等</td><td>補助金等</td><td>合 計</td></tr><tr><td>日本</td><td>5.89%</td><td>1.85%</td><td>7.74%</td></tr><tr><td>米国</td><td>5.20%</td><td>3.90%</td><td>9.10%</td></tr><tr><td>英国</td><td>15.05%</td><td>5.13%</td><td>20.18%</td></tr><tr><td>独国</td><td>0.19%</td><td>3.52%</td><td>3.71%</td></tr><tr><td>仏国</td><td>19.48%</td><td>9.39%</td><td>28.87%</td></tr><tr><td>韓国</td><td>5.65%</td><td>4.91%</td><td>10.56%</td></tr><tr><td>中国</td><td>12.54%</td><td>2.40%</td><td>14.94%</td></tr><tr><td>OECD 平均</td><td>6.5%</td><td>4.81%</td><td>11.31%</td></tr></table> (出典：OECD Government direct funding and tax support for business R&D, 2023 As a percentage of BERD) ※独国は従来税制支援制度が無かったが、研究開発に係る税制上の優遇措置に関する法律 Research Allowance Act (RAA) を 2019 年可決、2020 年 1 月から施行。		研究開発税制等	補助金等	合 計	日本	5.89%	1.85%	7.74%	米国	5.20%	3.90%	9.10%	英国	15.05%	5.13%	20.18%	独国	0.19%	3.52%	3.71%	仏国	19.48%	9.39%	28.87%	韓国	5.65%	4.91%	10.56%	中国	12.54%	2.40%	14.94%	OECD 平均	6.5%	4.81%	11.31%
		研究開発税制等	補助金等	合 計																																		
日本	5.89%	1.85%	7.74%																																			
米国	5.20%	3.90%	9.10%																																			
英国	15.05%	5.13%	20.18%																																			
独国	0.19%	3.52%	3.71%																																			
仏国	19.48%	9.39%	28.87%																																			
韓国	5.65%	4.91%	10.56%																																			
中国	12.54%	2.40%	14.94%																																			
OECD 平均	6.5%	4.81%	11.31%																																			
要望の措置の 妥当性	中小企業全体の研究開発の促進のためには、一定のテーマや公募時期等が設定された予算上の措置ではなく、税制措置により、分野、業種、規模、時期等に縛られない幅広い継続的な研究開発投資への支援が必要である。加えて、赤字企業等にとって法人税の控除による研究開発投資のインセンティブ効果は限定的であるため、赤字企業を含めた全ての企業の負担となる固定資産税の減免が妥当である。																																					

これまでの 税負担軽減 措置等の 適用実績 と効果に 関連する 事項	税負担軽減措置等の 適用実績	—
	「地方税における 税負担軽減措置等 の適用状況等に関 する報告書」に おける適用実績	—
	税負担軽減措置等の適 用による効果（手段と しての有効性）	—
	前回要望時の 達成目標	—
	前回要望時からの 達成度及び目標に 達していない場合の理 由	—
これまでの要望経緯		—

令和 8 年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

(**新設** ・ 拡 充 ・ 延 長 ・ そ の 他)

No	5	府 省 庁 名		経 済 産 業 省
対象税目	☐ 個人住民税 ☐ 法人住民税 ☐ 事業税 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他（ ）			
要望 項目名	大胆な投資促進税制の創設			
要望内容 (概要)	・ 特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要） 国内投資の拡大を通じて、日本企業の「稼ぐ力」を向上させ、賃上げを含めた好循環を形成するため、5 年間で集中投資期間と位置づけた上で、高付加価値化のための大胆な設備投資を促進する税制を創設する。 ・ 特例措置の内容			
関係条文				
減収 見込額	[初年度] 精査中 (-) [平年度] 精査中 (-) [改正増減収額] - (単位：百万円)			
要望理由	(1) 政策目的 賃上げを含めた好循環を形成するべく、国内投資の拡大を通じて、日本企業の「稼ぐ力」を向上させること。 (2) 施策の必要性 高付加価値型の経済・産業構造に転換するには、過去最高水準に上昇した企業の現預金も活用しながら、国内投資と賃上げを進めていくことが不可欠。2030 年度に 135 兆円、2040 年度に 200 兆円の新たな官民国内投資目標を設定した中、これを必ず達成するため、引き続き官民一体となって国内投資の拡大と賃上げを継続していく必要がある。 一方で、足下では、米欧中をはじめとして各国が国内投資促進政策を大幅に強化。また、国際情勢の不確実性が高まる中、国内成長投資の先送りが生じかねない状況にある。 このため、国内投資の拡大を通じて、日本企業の「稼ぐ力」を向上させ、賃上げを含めた好循環を形成するため、5 年間で集中投資期間と位置づけた上で、高付加価値化のための大胆な設備投資を促進する税制を創設する。			
本要望に 対応する 縮減案	なし			

今回の要望（税負担軽減措置等）に関連する事項	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	【経済産業省政策評価基本計画】 1. 経済構造改革の推進及び地域経済の発展 【新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画 2025 年改訂版】（令和 7 年 6 月 13 日閣議決定） Ⅲ. 投資立国の実現 2030 年度 135 兆円、2040 年度 200 兆円という新たな国内投資目標を官民で必ず実現する。
		政策の達成目標	2030 年度に 135 兆円、2040 年度に 200 兆円という新たな官民国内投資目標の達成及び産業構造の高付加価値化。
		税負担軽減措置等の適用又は延長期間	5 年間
		同上の期間中の達成目標	政策の達成目標と同じ。
		政策目標の達成状況	
	有効性	要望の措置の適用見込み	精査中
		要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）	米国関税措置等の厳しい国際情勢においても、経営者による国内投資の判断を後押しし、国内経済の高付加価値化を通じた経済成長の実現に繋げることができるため、当該措置は有効である。
	相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	
		予算上の措置等の要求内容及び金額	
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	
		要望の措置の妥当性	民間投資の拡大という政策目標には、全国あまねく政策効果が行き渡る税制による措置を講ずることが適当。また、導入事業者の生産性向上のためには、高付加価値化のための設備投資を支援することで、最小限の措置で大きな効果が期待できる。

これまでの 税負担軽減 措置等の適 用実績と効 果に関連す る事項	税負担軽減措置等の 適用実績	
	「地方税における 税負担軽減措置等 の適用状況等に関 する報告書」に おける適用実績	
	税負担軽減措置等の適 用による効果（手段と しての有効性）	
	前回要望時の 達成目標	
	前回要望時からの 達成度及び目標に 達していない場合の理 由	
これまでの要望経緯		

令和 8 年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

(新 設 ・ 拡 充 ・ 延 長 ・ そ の 他)

No	6		府省庁名	経済産業省
対象税目	☐ 個人住民税 ☐ 法人住民税 ☐ 事業税 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他（ ）			
要望項目名	外国子会社合算税制の見直し			
要望内容 （概要）	・特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要） 外国子会社を利用した租税回避の防止を目的とする外国子会社合算税制（CFC 税制）について、①租税回避と関係しないものと考えられる場合であっても、形式的に課税対象となるなど、海外展開を行う企業から負担の軽減を求める要望が大きく、②軽課税国に所在する子会社の所得を本邦で課税する点で類似するグローバル・ミニマム課税の導入等に伴い、海外でも対象の縮減等の見直しが進んでいる。わが国においても、企業の海外展開を後押しするため、外国子会社合算税制への対応に伴う企業の負担等を踏まえた見直しを行う。			
関係条文	〔法人税（租税特別措置法第 66 条の 6～9） 所得税（租税特別措置法第 40 条の 4～6）〕			
減収 見込額	〔初年度〕 — （ — ） 〔平年度〕 — （ — ） 〔改正増減収額〕 — （単位：百万円）			
要望理由	（１）政策目的 外国子会社合算税制について、ビジネスの実態や国際課税環境の変化等を踏まえた見直しを行い、同税制が日本企業の海外展開を阻害することのないよう、企業の負担軽減を図る。 （２）施策の必要性 外国子会社合算税制は、外国子会社等を利用した租税回避（例：軽課税国に所在する子会社への有価証券、無形資産等の資産移転）を防止するため、活動実体に基づかない外国子会社の所得を日本の親会社等の所得として合算して課税する制度である。一方で、同税制においては、租税回避と関係しないものと考えられるケースへの形式的な課税や、ビジネス実態と経済活動基準等の乖離による事業活動上必要な会社等への課税が生じている。そのため、海外展開を行う日本企業から同税制に係る負担の軽減を求める要望が大きく、制度の見直しが必要である。 また、グローバル・ミニマム課税の導入により新たな事務負担の発生が見込まれていることや、諸外国においてはグローバル・ミニマム課税の導入等に伴い対象の縮減等の見直しが進んでいること等を踏まえ、日本企業に過度な事務負担が生じないよう、既存の外国子会社合算税制を簡素な制度にする必要がある。			
本要望に対応する 縮減案	—			

今回の要望（税負担軽減措置等）に関連する事項	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	2. 対外経済関係の円滑な発展
		政策の達成目標	日本企業の海外展開の円滑化
		税負担軽減措置等の適用又は延長期間	恒久的措置
		同上の期間中の達成目標	日本企業の海外展開の円滑化
		政策目標の達成状況	—
	有効性	要望の措置の適用見込み	—
		要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）	日本企業の海外での健全な事業活動における課税リスクや事務コストを低減し、海外展開を円滑化することが可能となる。
	相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	本要望項目以外の税制上の支援措置はない。
		予算上の措置等の要求内容及び金額	予算上の措置等はない。
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
		要望の措置の妥当性	健全な海外展開を行う日本企業に係る負担や、グローバル・ミニマム課税の国内法制化に係る事務量の増加等を踏まえて、外国子会社合算税制について必要な見直しを行うことを求めるものであり、対象企業の負担軽減を図るものとして、当該税制の見直しによる措置が妥当。

これまでの税負担軽減措置等の適用実績と効果に関連する事項	税負担軽減措置等の適用実績	—
	「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績	—
	税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）	世界的なビジネス環境の変化等に応じた制度の適正化が図られてきたことによって、日本企業の海外展開の円滑化等に一定の効果が得られた。
	前回要望時の達成目標	日本企業の海外展開の円滑化
	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—
これまでの要望経緯		平成 22 年度 拡充 （合算対象を判定する租税負担割合（トリガー税率）の引下げ（25%→20%）） （統括会社特例の導入） 平成 25 年度 拡充 （無税国所在外国子会社の外国税額控除の見直し） 平成 27 年度 拡充 （被統括会社の範囲の見直し） （税務申告時の別表添付要件の見直し） 平成 28 年度 拡充 （外国税額控除の適正化） 平成 29 年度 拡充 （外国関係会社の判定方法における少数株主排除基準の導入） （航空機の貸付けの取扱いの見直し） 平成 30 年度 拡充 （日本企業による外国企業買収後の組織再編における株式譲渡益に対する合算課税の見直し） （その他外国子会社合算税制について日本企業の経済実態を踏まえた見直し） 令和元年度 拡充 （ペーパーカンパニーの範囲等の見直し） 令和 2 年度 拡充 （部分合算課税制度における受取利子等の範囲の見直し） 令和 5 年度 拡充 （特定外国関係会社の適用免除基準の見直し） （書類添付義務の見直し）

	令和6年度	拡充	(ペーパーカンパニー特例の見直し)
	令和7年度	拡充	(合算時期の見直し) (申告書添付書類の一部見直し)

令和 8 年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（ 新 設 ・ 拡 充 ・ 延 長 ・ そ の 他 ）

No	7	府 省 庁 名	経済産業省
対象税目	個人住民税 <u>法人住民税</u> <u>事業税</u> 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他（ ）		
要望 項目名	経済のデジタル化等に対応した新たな国際課税制度への対応		
要望内容 (概要)	・ 特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要） OECD/G20 BEPS 包摂的枠組み（Inclusive Framework on BEPS：IF）における「2本の柱（市場国への新たな課税権の配分、グローバル・ミニマム課税）」のうち、市場国への新たな課税権の配分（第1の柱）については、多数国間条約等の規定の国内法制化が行われる際には、対象となる日本企業に過度な事務負担を課さないように配慮しつつ、課税のあり方等について検討を行う。 法人税引き下げ競争に歯止めをかけるとともに、企業間の公平な競争条件を確保することを目的としたグローバル・ミニマム課税（第2の柱）については、企業の実務上顕在化した課題等を踏まえつつ、今後の国際的な議論への参画・対応を行い、企業に過度な負担が生じないよう必要な見直しを検討する。		
関係条文	法人税（法人税法第 82 条～第 82 条の 10、150 条の 3） 地方法人税（地方法人税法第 24 条の 2～第 24 条の 8）		
減収 見込額	[初年度] — (—) [平年度] — (—) [改正増減収額] — (—) (単位：百万円)		
要望理由	（１）政策目的 国境を越えたグローバルな取引が進展する中で、経済のデジタル化に伴う新たな課税上の課題等に対応した措置を講ずるため、2021 年 10 月、OECD/G20 BEPS 包摂的枠組み（Inclusive Framework on BEPS：IF）において 2 つの柱からなる解決策（市場国への新たな課税権の配分、グローバル・ミニマム課税）が最終合意された。 市場国への新たな課税権の配分（第 1 の柱）については、2023 年 10 月に多数国間条約案が公表され、早期の署名に向けた交渉が継続している。 グローバル・ミニマム課税（第 2 の柱）については、各国で実施が進んでいる。我が国でも令和 5 年度税制改正にて、所得合算ルール（IIR：Income Inclusion Rule）に係る法制化が、令和 6 年度税制改正では同ルールについて、OECD により発出された追加ガイダンスの内容や国際的な議論の進展を踏まえた見直しが行われ、2024 年 4 月より適用が開始された。また、令和 7 年度改正においては、軽課税所得ルール（UTPR：Undertaxed Profits Rule）や国内ミニマム課税（QDMTT：Qualified Domestic Minimum Top-up Tax）の法制化等がなされ、2026 年 4 月に適用が開始される見込みである。 今後の市場国への新たな課税権の配分に係る国内法制化や、OECD 等での議論を踏まえたグローバル・ミニマム課税の見直しを行う際には、既存制度との関係にも配慮しながら、各制度の対象となる日本企業に過度な負担が生じないようにするとともに、国内外の企業間の公平な競争環境を確保し、日本企業の国際競争力の維持及び向上につながるものとする必要がある。 （２）施策の必要性 OECD/G20 を中心に議論されている国際課税ルールの見直しの議論やそれに基づく国内法制化等の作業は、日本企業と外国企業の公正な競争環境の確保、及び国際的な租税回避の防止に資するものであり、重要である。特にグローバル・ミニマム課税は、国際的な法人税の引下げ競争に歯止めをかけるという意味をもつ。		

今回の要望（税負担軽減措置等）に関連する事項	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	2. 対外経済関係の円滑な発展
		政策の達成目標	日本企業の海外事業活動の円滑化及び日本の立地環境の改善
		税負担軽減措置等の適用又は延長期間	—
		同上の期間中の達成目標	—
		政策目標の達成状況	—
	有効性	要望の措置の適用見込み	海外で事業活動を行う日本企業、我が国で事業活動を行う外国企業等への適用が見込まれる。
		要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）	日本企業と外国企業の国際的な競争条件のイコールフットイング、我が国立地環境の改善及び国際的な租税回避の防止が見込まれる。
	相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	同一の目的である他の措置はない。
		予算上の措置等の要求内容及び金額	予算上の措置等はない。
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
		要望の措置の妥当性	国際合意に基づく市場国への新たな課税権の配分に係る国内法制化や OECD 等での議論を踏まえたグローバル・ミニマム課税の見直しの際には、企業の実務上顕在化した課題等を踏まえつつ、国際的な議論への参画・対応を行い、企業に過度な負担が生じないよう必要な見直しを検討することは、国内外の企業間の公平な競争環境の確保と日本企業の国際競争力の維持及び向上につながるものであるため、妥当。

これまでの税負担軽減措置等の適用実績と効果に関連する事項	税負担軽減措置等の適用実績	—
	「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績	—
	税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）	—
	前回要望時の達成目標	—
	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—
これまでの要望経緯		令和5年度 新設（グローバル・ミニマム課税（所得合算ルール（IIR））の導入） 令和6年度 拡充（グローバル・ミニマム課税の改正） 令和7年度 拡充（グローバル・ミニマム課税（軽課税所得ルール（UTPR）及び国内ミニマム課税（QDMTT））の導入）等

令和 8 年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

(新 設 ・ 拡 充 ・ 延 長 ・ そ の 他)

No	8	府 省 庁 名 経 済 産 業 省
対象税目	個人住民税 法人住民税 事業税 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他（ ）	
要望 項目名	スピノフの実施の円滑化のための税制措置の見直し	
要望内容 (概要)	・ 特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要） 元親会社に一部持分を残すパーシャルスピノフ（株式分配に限る）について、一定の要件を満たせば再編時の譲渡損益課税を繰延べ、株主のみなし配当に対する課税を対象外とする特例措置。 ・ 特例措置の内容 スタートアップの創出だけでなく、ノンコア事業を切り出し、コア事業に専念するための事業ポートフォリオの組替えも促進するため、事業再編には検討から完了まで数年間を要することも鑑み、適用要件を見直した上で、恒久化のための所要の措置を講じる。	
関係条文	租税特別措置法第 68 条の 2 租税特別措置法施行令第 39 条の 34 の 2	
減収 見込額	[初年度] - (-) [平年度] - (-) [改正増減収額] - (単位：百万円)	
要望理由	(1) 政策目的 事業環境が大きく変化する中で、我が国経済が中長期的な成長を実現するためには、企業が事業ポートフォリオの見直しを図ること等により、限られた経営資源を適切に配分していくことが重要。 特に、スピノフについては、現在のグループの中では成長戦略の実現が難しい事業を分離・独立させることで、その潜在力を発揮させる重要な切出し手法であり、海外では大規模案件を中心に事業切出しの手段の一つとして活用されているが、我が国では、活用実績が限られている。 スピノフを活用した事業の切出しを行いやすくするため、スピノフの実施の円滑化のための所要の措置を講ずることで、大企業発のスタートアップの創出や企業の事業ポートフォリオの最適化を通じた我が国企業・経済の更なる成長を図る。 (2) 施策の必要性 この 10 年間、日本の上場企業全体では、売上高・当期純利益の増加に加え、社外取締役数の増加等のコーポレートガバナンス改革も着実に進捗する等、一部の企業は成長と企業価値向上を実現した。 一方、こうした一部の企業を除いて ROE や PBR は十分には上昇していない。この要因の一つとして、日本企業は機動的な事業ポートフォリオの見直しができておらず、自社が本来専念すべきコア事業以外の事業まで抱え込んでいる結果、企業の成長戦略の実行に必要なリソースを、コア事業に投入できていない可能性がある。例えば、日米の上場企業トップ層を比較すると、専業事業の企業の営業利益率は拮抗するも、巨大規模かつ事業多角化度合いの高い企業では日本企業は米国企業の半分以上の水準。また、日本企業だけを見ても、事業切り出し件数は依然として合併や買収等の M&A の件数の半分以上に留まる。ノンコア事業の分離・独立を含め、事業ポートフォリオを不断に見直し、コア事業にフォーカスすることが必要。	

	こうした中、事業再編手法の一つである、スピンオフ及びパーシャルスピンオフについて、平成 29 年度税制改正でスピンオフ税制が、令和 5 年度にパーシャルスピンオフ税制が創設されたことで、その利用が徐々に進展している。令和 6 年度にはスピンオフが 1 件実行され、令和 7 年度にも 2～3 件の実行が見込まれている。また、パーシャルスピンオフについても実施及びその検討を公表している企業が 2 件存在しており、他の企業にも潜在的なニーズは存在していると考えられる。特にパーシャルスピンオフについては、事業を切り出す際に、情報システム等の社内基盤整備や新ブランドへの移行、取引先や従業員等の理解醸成等の観点から、事業再編手法として、ニーズが高いことを踏まえる必要がある。 一方、現在のパーシャルスピンオフ税制はスタートアップ創出のための政策税制として期限付きで措置されていることから、ノンコア事業を切り出し、コア事業に専念するための事業ポートフォリオの組替えも促進すべく、また、事業再編には検討から完了まで数年間を要することも鑑み、適用要件の見直し及び恒久的な措置とすることが必要である。
本要望に対応する縮減案	-

今回の要望（税負担軽減措置等）に関連する事項

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	1. 経済構造改革の推進及び地域経済の発展 ○新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画 2025 改訂版(令和7年6月13日閣議決定) IV.「スタートアップ育成5か年計画」の強化 2. 資金供給の強化と出口戦略の多様化 ③東京証券取引所のグロース市場の在り方の検討 「スタートアップの育成に支障が生じないよう、クロスオーバー成長資金の供給や M&A・カーブアウト・スピノフの強力な促進、非上場株式のセカンダリー取引が円滑に行われるようプラットフォームの創設・活性化を図るとともに、（中略）未上場から上場後まで切れ目なくスタートアップの成長を後押しするための支援を実施する。」											
	政策の達成目標	スピノフを行う企業に持分を一部残す場合について所要の措置を講ずることで、事業再編を促進する。											
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	期限の定めなし											
	同上の期間中の達成目標	政策の達成目標と同じ											
	政策目標の達成状況	本税制を措置した令和5年にパーシャルスピノフの検討を1社が公表、令和7年10月に実行予定。さらにもう1社がパーシャルスピノフ実施の検討を公表済み。											
有効性	要望の措置の適用見込み	<table><tr><th colspan="3">【適用見込み】</th></tr><tr><th>令和7年度</th><th>令和8年度</th><th>令和9年度</th></tr><tr><td>1件</td><td>1件</td><td>1件</td></tr></table>			【適用見込み】			令和7年度	令和8年度	令和9年度	1件	1件	1件
	【適用見込み】												
令和7年度	令和8年度	令和9年度											
1件	1件	1件											
要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）	現行制度は、大企業が有する経営資源（人材、技術等）の潜在能力の発揮や大企業発のスタートアップ創出を目的としており、切り離す事業の成長発展や新規性に関する要件が設けられた時限措置である。他方、企業のさらなる成長のためには、スタートアップ創出だけでなく、ノンコア事業を切り出し、コア事業に専念するための事業ポートフォリオの組替えも促進する必要があるため、適用要件を見直す。また、事業再編は通常、検討着手から実施までに数年単位の時間が必要となることに加え、スピノフは様々な企業が恒常的に検討しうる事業再編手法であることを踏まえ、本税制措置について恒久化等の所要の措置を講ずることが有効である。												
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	-											
	予算上の措置等の要求内容及び金額	-											
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	-											

		要望の措置の 妥当性 本特例措置は元親会社に一部持分を残すパーシャルスピンオフ（株式分配に限る）について、一定の要件を満たせば再編時の譲渡損益課税を繰延べ、株主のみなし配当に対する課税を対象外とするものである。 本措置の存置によって、子会社の段階的な分離・独立を検討したい企業にもスピンオフの活用が広がり、企業における事業ポートフォリオの見直しや大企業発のスタートアップ創出を加速することができる。 その上で、事業再編は通常、検討着手から実施までに数年単位の時間が必要となることから、制度の存続に関する企業の予見可能性を確保するため、恒久化が妥当。
--	--	--

これまでの税負担軽減措置等の適用実績と効果に関連する事項	税負担軽減措置等の適用実績	【適用件数】 <table><tr><td>令和5年度</td><td>令和6年度</td><td>令和7年度 (見込み)</td></tr><tr><td>0件</td><td>0件</td><td>1件</td></tr></table>	令和5年度	令和6年度	令和7年度 (見込み)	0件	0件	1件
	令和5年度	令和6年度	令和7年度 (見込み)					
	0件	0件	1件					
	「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績	—						
	税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）	本特例措置は元親会社に一部持分を残すパーシャルスピンオフ（株式分配に限る）について、一定の要件を満たせば再編時の譲渡損益課税を繰延べ、株主のみなし配当に対する課税を対象外とするものである。 本措置の存置によって、子会社の段階的な分離・独立を検討したい企業にもスピンオフの活用が広がり、企業における事業ポートフォリオの見直しや大企業発のスタートアップ創出を加速することができる。 その上で、事業再編は通常、検討着手から実施までに数年単位の時間が必要となることから、制度の存続に関する企業の予見可能性を確保するため、恒久化が妥当。						
前回要望時の達成目標	認定株式分配に係る事業再編計画の認定件数：1件以上 認定株式分配の検討を公表した企業数：3件以上							
前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	認定株式分配に係る事業再編計画の認定件数について1件、令和6年度中に認定済。 認定株式分配の検討を公表した企業数は累計2件であり、今後さらなる適用が見込まれる。							
これまでの要望経緯	平成29年度 組織再編税制等に係る所要の見直しを要望。スピンオフのための税制創設。 平成30年度 スピンオフの実施の円滑化のための適格要件の見直し等組織再編税制における所要の措置を要望。要件の明確化等が実現。 令和4年度 スピンオフの実施の円滑化のための税制措置の拡充を要望。検討事項とされた。 令和5年度 スピンオフの実施の円滑化のための税制措置の拡充を要望。租税特別措置法で1年間の時限措置が実現。 令和6年度 スピンオフの実施の円滑化のための税制措置の拡充を要望。租税特別措置法で4年間（令和10年3月末期限）の延長が実現。 令和7年度 スピンオフの実施の円滑化のための分配資産割合の計算に係る所要の措置を要望。法人税法本則にて実現。							

令和 8 年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（ 新 設 ・ 拡 充 ・ 延 長 ・ そ の 他 ）

No	09	府 省 庁 名	経済産業省
対象税目	<u>個人住民税</u> 法人住民税 事業税 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他（ ）		
要望 項目名	食事支給に係る所得税非課税制度の見直し		
要望内容 (概要)	食事支給に係る所得税非課税制度について、必要な見直しを行う。		
関係条文	所得税基本通達 38-38 の 2		
減収 見込額	[初年度] 精査中 (-) [平年度] 精査中 (-) [改正増減収額] - (単位：百万円)		
要望理由	(1) 政策目的 物価上昇が継続していることを踏まえ、長年据え置かれてきた本制度を見直し、物価上昇を上回る賃金上昇の実現を図る。 (2) 施策の必要性 骨太の方針等で指摘されるとおり、食事支給に係る所得税の非課税限度額は、1984 年の見直し以降、40 年以上据え置かれている。その間、物価が上昇しており、本制度の速やかな見直しが必要。 骨太の方針 2025（令和 7 年 6 月 13 日閣議決定） 4. 物価上昇に合わせた公的制度の点検・見直し 賃上げや投資が増加し、コストカット型経済からの脱却が見えてきた今、政府自身が、物価上昇を上回る賃金上昇の実現に向けて率先すべく、以下の 3 つの取組を総合的に実行する。その際には、労働の価値、平素からの備えの価値を正しく評価し、価格に表すことの重要性を軸に据えて取組を進める。 物価上昇が継続していることを踏まえ、予算、税制における長年据え置かれたままの様々な公的制度に係る基準額や閾値について、国民生活へ深刻な影響が及ばないよう、省庁横断的・網羅的に点検し、見直しを進める。²⁶⁹ ²⁶⁹ 長年据え置かれてきた公的制度の基準額や閾値の例として、交通遺児育成給付金、子どもの学習・生活支援事業（生活困 窮者自立支援制度）、食事支給に係る所得税非課税限度額、マイカー通勤に係る通勤手当の所得税非課税限度額が存在し、これらについては速やかに見直しを行う。 新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画 2025 年改訂版 （令和 7 年 6 月 13 日閣議決定） Ⅸ. 新しい資本主義実現に向けた取組の確実な推進 1. 全府省庁における予算・税制に係る公的制度の基準額・閾値の総点検と見直し 経済が物価上昇に転じた中で、政府の予算や制度もまた物価上昇に的確に対応できるよう変わっていかねばならない。政府自身が、物価上昇を上		

	回る賃金上昇の実現に向けて率先垂範すべく、省庁横断で総合的に予算・税制に係る公的制度の基準額や閾値の点検と見直しに取り組む。 (略) ・中小企業を含め、社員の食事補助の充実を図る取組が見られるが、食事支給に係る所得税の非課税限度額は、1984年の見直し以降、食料品価格が上昇する中で、40年以上据え置かれている。
本要望に対応する 縮減案	-

今回の要望（税負担軽減措置等）に関連する事項	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	1. 経済構造改革の推進及び地域経済の発展
		政策の達成目標	-
		税負担軽減措置等の適用又は延長期間	-
		同上の期間中の達成目標	-
		政策目標の達成状況	-
	有効性	要望の措置の適用見込み	-
		要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）	-
	相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	-
		予算上の措置等の要求内容及び金額	-
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	-
		要望の措置の妥当性	-

これまでの税負担軽減措置等の適用実績と効果に関連する事項	税負担軽減措置等の適用実績	－
	「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績	－
	税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）	－
	前回要望時の達成目標	－
	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	－
これまでの要望経緯		経済産業省として過去要望したことはない。

令和 8 年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（ 新 設 ・ 拡 充 ・ 延 長 ・ そ の 他 ）

No	10	府 省 庁 名	経済産業省
対象税目	個人住民税 法人住民税 事業税 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他（ ）		
要望 項目名	2025 年大阪・関西万博の閉幕後に係る対応に向けた所要の措置		
要望内容 (概要)	・ 特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要） 2025 年 4 月より開催されている大阪・関西万博の閉幕後における所要の対応として、税制措置の見直しを図る。 ・ 特例措置の内容 令和 7 年（2025 年）に開催する大阪・関西万博の円滑な準備及び開催に資するよう、令和 4 年度税制改正において、公益社団法人 2025 年日本国際博覧会協会（以下、「博覧会協会」という）に課せられる地方税につき、また、令和 5 年度税制改正において、内国企業等に課せられる地方税につき、税制上の所要の措置を講じたところ、令和 8 年度税制改正要望においても引き続き、大阪・関西万博の閉幕後における所要の対応として、博覧会協会に課せられる不動産取得税につき、過去に開催された国際博覧会を参考にしつつ、税制上の所要の措置を講ずる。		
関係条文	地方税 附則第十条の二		
減収 見込額	[初年度] — (—) [平年度] — (—) [改正増減収額] — (単位：百万円)		
要望理由	(1) 政策目的 国際博覧会の開催にあたっては、国際博覧会条約及び関連規則において、参加国・参加者に税制面で便宜を図ることが求められている。 大阪・関西万博の円滑な準備及び運営の実現、成功裡の開催という観点からは、参加者等のコストに大きな影響を与える税制面について、閉幕後も含めて十全の措置を講じることが重要である。 (2) 施策の必要性 大阪・関西万博は、令和 7 年（2025 年）4 月 13 日から 10 月 13 日までの 6 か月間開催され、国内外の多くの企業・団体が参加する。開催者である博覧会協会が、万博の運営に供するために取得した仮設建築物等については、国家的プロジェクトの一環として公共性が極めて高いものと認められる。これらは会期終了後には原則として撤去される仮設的性格を有しており、恒久的資産としての性格は乏しいことから、当該不動産取得に係る不動産取得税については非課税措置を講じることが適当である。 過去の国内外で開催された国際博覧会においては、開催国において同様の非課税措置が講じられることが通例になっていることも踏まえ、大阪・関西万博の円滑な準備・運営から閉幕後に係る所要の対応までを支援するために、今般、税制上の所要の措置を設けることを要望するものである。		

本要望に 対応する 縮減案	
---------------------	--

今回の要望（税負担軽減措置等）に関連する事項	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	4. 情報処理の促進並びにサービス・製造産業の発展
		政策の達成目標	大阪・関西万博閉幕後の仮施設等の円滑な撤去・整理を支援し、国家プロジェクトとしての万博を適切かつ確実に完遂させる。
		税負担軽減措置等の適用又は延長期間	
		同上の期間中の達成目標	大阪・関西万博閉幕後の仮施設等の円滑な撤去・整理を支援し、国家プロジェクトとしての万博を適切かつ確実に完遂させる
		政策目標の達成状況	—
	有効性	要望の措置の適用見込み	—
		要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）	内国企業等の参加コストに大きな影響を与える税制面について措置を講じることは、大阪・関西万博閉幕後の仮施設等の円滑な撤去・整理を支援し、国家プロジェクトとしての万博を適切かつ確実に完遂させる上で有効である。
	相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	—
		予算上の措置等の要求内容及び金額	—
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
		要望の措置の妥当性	内国企業等の参加コストに大きな影響を与える税制面について措置を講じることは、大阪・関西万博閉幕後の仮施設等の円滑な撤去・整理を支援し、国家プロジェクトとしての万博を適切かつ確実に完遂させる上で妥当である。

これまでの税負担軽減措置等の適用実績と効果に関連する事項	税負担軽減措置等の適用実績	—
	「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績	—
	税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）	—
	前回要望時の達成目標	—
	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—
これまでの要望経緯		令和4年度 公式参加者、BIE、博覧会協会について所要の特例を措置（個人住民税、法人住民税、事業税、不動産取得税、固定資産税、事業所税、都市計画税、自動車税、軽自動車税） 令和5年度 内国企業等について所要の特例を措置（不動産取得税・固定資産税・事業所税）

令和 8 年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（ 新 設 ・ 拡 充 ・ 延 長 ・ その他 ）

No	1 1	府 省 庁 名	経済産業省
対象税目	個人住民税 <u>法人住民税</u> <u>事業税</u> 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他（ ）		
要望 項目名	特定事業活動として特別新事業開拓事業者の株式の取得をした場合の課税の特例の延長等		
要望内容 (概要)	・ 特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要） 国内の事業会社またはその国内 CVC が、スタートアップ企業とのオープンイノベーションに向け、スタートアップ企業の発行株式を一定額以上取得する場合、その株式の取得価額の 25%が所得控除される制度。 ・ 特例措置の内容 スタートアップ等の出口戦略の多様化の観点も踏まえ、オープンイノベーション促進税制（スタートアップの株式取得価格に対する 25%の所得控除）の延長等を行う。		
関係条文	税特別措置法第 66 条の 13、租税特別措置法施行令第 39 条の 24 の 2、租税特別措置法施行規則第 22 条の 13 地方税法第 23 条第 1 項第 3 号、第 72 条の 23 第 1 項、第 292 条第 1 項第 3 号		
減収 見込額	[初年度] 精査中 (▲554) [平年度] 精査中 (▲554) [改正増減収額] — (単位：百万円)		
要望理由	（１）政策目的 事業会社の有する経営資源を最大限活用したオープンイノベーションを促進し、自前主義の傾向が強い日本企業の行動変革を後押しするとともに、新しい資本主義の担い手であるスタートアップの出口戦略の多様化を図ることで、我が国企業の競争力を強化することを目的とする。 （２）施策の必要性 日本の企業は自前主義の傾向が強く、スタートアップ等とのオープンイノベーションを進める際には、企業行動の変革を後押しすることが重要であり、またスタートアップへの投資を促進する観点から、一定の要件を満たしたスタートアップへの投資を行う事業会社を対象とした税制優遇措置を令和 2 年度税制改正で創設した。 2022 年以降、地政学リスクの高まり等の煽りを受け、世界的にスタートアップの資金調達額が減少する中、我が国の国内スタートアップへの投資金額においては堅調に推移し、その内、事業会社における国内スタートアップ投資金額は全体の約 25%を堅持している。本税制を利用した事業会社による国内スタートアップ投資の伸び率は、利用していない場合の伸び率よりも大きいことも含め、本税制は事業会社によるスタートアップ投資の増加に一定の後押しを行ってきたと見込まれる。 スタートアップ育成 5 か年計画の様々な施策と相まって、事業会社とスタートアップによるオープンイノベーションは一定程度促進されてきたが、スタートアップへの投資・オープンイノベーションを経営戦略として根付かせるためには、中長期的に一定の投資が必要である。また、スタートアップ育成 5 か年計画においてスタートアップへの投資額を 5 年で 10 倍にする目標を掲げている中、事業会社等によるスタートアップへの投資は重要な役割を持つ。こうした状況を踏まえ、事業会社とスタートアップのオープンイノベーションを引き続き促進するとともに、スタートアップへの投資を後押しする措置が必要である。		

	また、令和5年度税制改正においては、スタートアップの出口戦略の多様化を図り、スタートアップが飛躍を遂げることができる環境を整備することを目的として M&A 型を創設した。 制度創設初年度である令和5年度において、一定の活用実績があったものの、我が国の事業会社によるスタートアップの M&A の金額規模は、未だ諸外国に比して小さく、またその数も小さい。スタートアップの出口の多様化に向けて、引き続き取り組みが必要な状況である。 加えて、現在スタートアップ・エコシステムが拡大するかどうかの重要なタイミングであり、グロース市場の上場維持基準の見直しも検討されている中、スタートアップや投資家の出口の多様化は極めて優先度の高い事項である。 こうした中、スタートアップの更なる成長により、我が国企業の競争力を強化する観点から、大企業や既に成長したスタートアップ等の事業会社と、スタートアップの更なる連携を促し、またスタートアップ等の出口の多様化を実現することができる本税制を引き続き措置することが有効であると考えられる。 以上のことから、引き続き事業会社とスタートアップの更なるオープンイノベーションを促すため、本税制の適正な運用を図るとともに、適用期限を令和10年3月31日まで延長し、M&A 型について必要な拡充等見直しを図ることが必要である。
本要望に対応する縮減案	-

今回の要望（税負担軽減措置等）に関連する事項	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	3. イノベーション政策の促進並びに産業標準の整備及び普及 【スタートアップ育成5か年計画（令和4年11月28日新しい資本主義実現会議決定）】 6. 第三の柱：オープンイノベーションの推進 (1) オープンイノベーションを促すための税制措置等の在り方 ○スタートアップが事業会社の傘下で大きく成長する出口戦略となる M&A を促進するため、オープンイノベーション促進税制について、特にスタートアップの成長に資するものに限定したうえで、既存発行株式の取得に対しても税制措置を講じる。その際、十分に実効的な税制措置とする。 2. 目標 目標については、創業の「数」（開業数）のみではなく、創業したスタートアップの成長すなわち「規模の拡大」にも、同時に着目することが重要である。そこで、創業の絶対数と、創業したスタートアップの規模の拡大を包含する指標として、スタートアップへの投資額に着目する。 ○この投資額は、スタートアップ5か年計画策定前と比較し増加しており（5,700億円（2020年）→7,800億円（2024年））、現在、約8,000億円規模であるが、本5か年計画において2027年度に10倍を超える規模（10兆円規模）とすることを大きな目標に掲げて、官民一体で取組を進めていくこととする。 3. パッケージの方向性 ○スタートアップのエグジットを考えた場合、M&AとIPOの比率に着目すると、件数としては、米国ではM&Aが9割を占めるのに対し、我が国ではIPOが4割程度あり、諸外国と比較してIPOの比率が高く、さらにM&Aの比率を高めていくことが求められる。 ○このように、スタートアップを買収することは、スタートアップのエグジット戦略（出口戦略）としても、また既存の大企業のオープンイノベーションの推進策としても重要であり、既存企業とスタートアップとのオープンイノベーションを推進するための環境整備を進めることは重要である。 【統合イノベーション戦略 2023（令和5年6月9日閣議決定）】 第1章 総論（国家的重要基盤を支え、社会課題を成長のエンジンに転換する科学技術・イノベーション） 2. 科学技術・イノベーション政策の3つの基軸 (3) イノベーション・エコシステムの形成 ③ 成長志向の資金循環形成と研究開発投資の拡大（成長志向の資金循環形成） オープンイノベーション促進税制やエンジェル税制等について引き続き広報・周知等をはじめ活用促進に取り組み、スタートアップエコシステムの強化を図る。 【経済財政運営と改革の基本方針 2023（令和5年6月16日閣議決定）】 第2章 新しい資本主義の加速 2. 投資の拡大と経済社会改革の実行 (3) スタートアップの推進と新たな産業構造への転換、インパクト投資の促進（スタートアップの推進と新たな産業構造への転換） さらに、既存大企業によるオープンイノベーションを推進するため、オープンイノベーションを促すための税制措置に関する検討、公募増資ルールの見直し、大企業が有する経営資源のカーブアウトの加速等を行うとともに、多数決により金融債務の減額を容易にする事業再構築法制の整備を進める。 【新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画 2023年改訂版（令和5年6月16日閣議決定）】 V. 企業の参入・退出の円滑化とスタートアップ育成5か年計画の推進 2. スタートアップ育成5か年計画の推進 (6) オープンイノベーションの推進 ①オープンイノベーションを促すための税制措置等 スタートアップの出口戦略となる事業会社による M&A を促進するため、オープンイノベーション促進税制について、従来は新規発行株式のみが対象であったが、スタートアップの成長に資するものについて、5億円以上の取得で既存発行株式も対象化した。既存企業とスタートアップのオープンイノベーションを引き続き促進するため、オープンイノベーション促進税制の適用期間延長等を検討する。
-------------------------------	------------	--------------------------	---

		【統合イノベーション戦略 2025（令和7年6月6日閣議決定）】 2. 第6期基本計画の総仕上げとしての取組の加速 （3）イノベーション・エコシステムの形成 ③ 人材・技術・資金の好循環の促進 スタートアップの成長経路及び投資家の出口の多様化に向けて、税制を含むオープンイノベーションを促すための政策の在り方等について、政策ニーズや利便性を含む課題を踏まえつつ、必要な措置を検討する。 【経済財政運営と改革の基本方針 2025（令和7年6月13日閣議決定）】 第2章 賃上げを起点とした成長型経済の実現 3. 「投資立国」及び「資産運用立国」による将来の賃金・所得の増加 （5）スタートアップへの支援 出口戦略の多様化に向け、M&A を活性化させる。大学や大企業に加え、スタートアップも参画する新たなオープンイノベーションを実施する。 【新しい資本主義の グランドデザイン及び実行計画 2025 年改訂版（令和7年6月13日閣議決定）】 IV. 「スタートアップ育成5か年計画」の強化 3. オープンイノベーション・調達の推進 ①オープンイノベーション促進税制の活用促進 スタートアップとの M&A を含めたオープンイノベーションを促進するため、国内 の事業会社又はコーポレート・ベンチャー・キャピタルがスタートアップに出資する際に取得価額の 25%を課税所得から控除するオープンイノベーション促進税制について、現在スタートアップ・エコシステムが拡大するかどうかの重要なタイミングであり、グロース市場の上場維持基準の見直しも検討されている中、出口の多様化、特に M&A の促進は、極めて優先度の高い事項であることを十分認識した上で、 これまでの活用実績の精査や政策ニーズや利便性を含む課題を踏まえつつ、スタートアップの出口の多様化と更なる成長のための M&A や出資を促進する。
	政策の達成目標	・スタートアップ育成5か年計画において掲げるスタートアップへの投資目標（2027年度に10兆円規模とする）に向けて、事業会社とスタートアップのオープンイノベーションを促進するとともに、スタートアップへの投資を後押しする。 ・我が国スタートアップのエグジットに占める M&A の比率を2027年度までに欧州並みの比率（IPO:M&A=1:3）へ高める。
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	令和8年4月1日～令和10年3月31日（2年間）
	同上の期間中の達成目標	政策の達成目標と同じ
	政策目標の達成状況	○事業法人によるスタートアップ投資額 2020年 事業法人系 1,896億円、全体 5,957億円 2021年 事業法人系 2,293億円、全体 12,472億円 2022年 事業法人系 2,451億円、全体 10,256億円 2023年 事業法人系 2,378億円、全体 8,787億円 2024年 事業法人系 2,125億円、全体 8,622億円 ※投資額はスタートアップへの「資本参加」を対象とし、第三者有償割当などによる出資だけでなく、「株式の移動」や「企業買収・子会社化」、その後のEXITまでの投資なども含む ※事業法人系は事業法人、CVCを含む。全体には、事業法人系に加え、独立系VC、金融機関系（金融機関、金融系VC）、政府・大学系（政府・地方自治体などの投資、政府系VC、大学系VC）、海外（海外金融機関、海外法人、海外VC）、その他（上記以外（不明含む））を含む。 ※スピーダスタートアップ情報リサーチ（2025年1月20日時点） ○日本のスタートアップにおける M&A Exit の割合 2020年 M&A 23件、IPO 36件 2021年 M&A 46件、IPO 46件 2022年 M&A 45件、IPO 40件 2023年 M&A 34件、IPO 34件

		2024 年 M&A 57 件、IPO 38 件 ※スタートアップは被買収時点で VC、CVC、エンジェル投資家等から出資を受けていた企業 ※M&A は被買収・子会社化・主要株式取得を指す ※スピーダスタートアップ情報リサーチ（2025 年 3 月 27 日時点） 【使用したデータ（文献等の概要又は所在に関する情報を含む）】 出典：スピーダスタートアップ情報リサーチ（2025 年 3 月 27 日時点）より経済産業省作成 ○初期の目標の達成状況 スタートアップ投資額は、2020 年以降着実に増加してきたが、2022 年以降、地政学リスクの高まり等の煽りを受け、世界的にスタートアップの資金調達額が減少（2021 年比 米国△59%、英国△48%、中国△35%、日本△8%）。その中、国内スタートアップの資金調達額は比較的堅調に推移しており、その内、事業会社・CVC によるスタートアップへの出資は、25%を堅持しており、これを下支えしている。また、日本のスタートアップにおける M&A Exit については、IPO に対する M&A の件数比が 2020 年において IPO:M&A=1: 0.64 であったのに対し、2024 年には 1:1.5 となっており増加傾向が見られている。スタートアップ育成 5 か年計画において掲げた、スタートアップへの投資額を 5 年間で 10 倍とする目標に向け、その施策の一つとして、事業会社からスタートアップへの投資を根付かせるためには、本税制による後押しを継続し、投資活動を定着させる必要がある。
有効性	要望の措置の適用見込み	精査中
	要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）	特定事業活動として特別新事業開拓事業者の株式の取得をした場合の課税の特例措置を講ずることは、事業会社がスタートアップ企業に投資をする際の財務リスクの軽減に繋がり、事業会社による投資判断の後押しとなるため、事業会社による出資を通じたスタートアップ企業とのオープンイノベーションの促進という政策目的の達成に有効な手段である。
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	—
	予算上の措置等の要求内容及び金額	—
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
	要望の措置の妥当性	事業会社の事業再構築と、スタートアップの更なる成長・出口戦略の多様化を実現するためには、事業会社とスタートアップとの出資を通じたオープンイノベーションを促進する必要がある。 さらに、本特例措置では純投資ではなく、オープンイノベーションに向けた出資のみに対象を限定することで、必要最小限の措置となるよう制度設計がなされている。 また、日本においてスタートアップの M&A が進まない要因への対応策としてより有効な税制措置を講じ、投資判断を後押しするインセンティブを付与することは、政策手段として有効である。

これまでの税負担軽減措置等の適用実績と効果に関連する事項

税負担軽減措置等の適用実績

【本特例措置の適用を受けた適用事業者数・所得控除額・推定減収額】（出資年度ベース）

出資年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
適用事業者数			
新規出資型	46	52	38
M&A 型	-	-	5
所得控除額（億円）			
新規出資型	88	131	74
M&A 型	-	-	9
推定減収額（億円）			
新規出資型	20	30	17
M&A 型	-	-	2

※推定減収額は法人税率を 23.2%として試算

※令和3年、令和4年実績は新規出資型のみの実績

※上記表の適用事業者数及び所得控除額は租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書（第217回国会提出）による

「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績

—

税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）

特定事業活動として特別新事業開拓事業者の株式の取得をした場合の課税の特例措置を講ずることは、事業会社がスタートアップに投資をする際の財務リスクの軽減に繋がり、事業会社による投資判断の後押しとなるため、事業会社による出資を通じたスタートアップとのオープンイノベーションの促進という政策目的の達成に有効な手段である。

本税制を利用した事業会社による国内スタートアップ投資の伸び率は、利用していない場合の伸び率よりも大きいことも含め、事業会社によるスタートアップ投資に貢献しているものと推測される。

制度創設初年度である令和5年度において、一定の活用実績があったものの、我が国の事業会社によるスタートアップの M&A の金額規模は、未だ諸外国に比して小さく、またその数も小さい。スタートアップの出口の多様化に向けて、引き続き取り組みが必要な状況である。

加えて、現在スタートアップ・エコシステムが拡大するかどうかの重要なタイミングであり、グロース市場の上場維持基準の見直しも検討されている中、スタートアップや投資家の出口の多様化は極めて優先度の高い事項である。

前回要望時の達成目標

事業会社とスタートアップのオープンイノベーションを促進するとともに、スタートアップへの投資を後押しすることで、スタートアップ育成5か年計画において掲げるスタートアップへの投資目標（2027年度に10兆円規模とする）を実現する。

・我が国スタートアップのエグジットに占める M&A の比率を 2027 年度までに欧州並みの比率（IPO:M&A=1:2）へ高める。

前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由

本税制を利用した事業会社による国内スタートアップ投資の伸び率は、利用していない場合の伸び率よりも大きいことも含め、事業会社によるスタートアップ投資に貢献しているものと推測される。事業会社等によるスタートアップへの投資は重要な役割を持ち、事業会社とスタートアップのオープンイノベーションを引き続き促進するとともに、スタートアップへの投資を後押しする措置が必要である。

		制度創設初年度である令和5年度において、一定の活用実績があったものの、我が国の事業会社によるスタートアップの M&A の金額規模は、未だ諸外国に比して小さく、またその数も小さい。スタートアップの出口の多様化に向けて、引き続き取り組みが必要な状況である。 加えて、現在スタートアップ・エコシステムが拡大するかどうかの重要なタイミングであり、グロース市場の上場維持基準の見直しも検討されている中、スタートアップや投資家の出口の多様化は極めて優先度の高い事項である。ことから引き続き措置を講じる必要がある。
これまでの要望経緯		令和2年度 創設 令和4年度 2年間延長及び拡充 令和5年度 拡充（M&A 型の創設） 令和6年度 2年間延長

令和 8 年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（ 新 設 ・ 拡 充 ・ 延 長 ・ その他 ）

No	12	府 省 庁 名 経済産業省
対象税目	個人住民税 法人住民税 事業税 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他（ ）	
要望項目名	電気供給業における発電側課金を控除する収入割の特例措置の延長	
要望内容（概要）	・ 特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要） 発電側課金は、系統を効率的に利用するとともに、再生可能エネルギー（以下、「再エネ」という）の導入拡大に向けた系統増強を効率的かつ確実にを行うため、小売事業者が全て負担していた送配電設備の維持・拡充に必要な費用について、需要家とともに系統利用者である発電事業者の一部の負担を求め、より公平な費用負担とするもので、令和 6 年度（2024 年度）から導入している。 ・ 特例措置の内容 発電事業者が一般送配電事業者に支払う発電側課金分に相当する額を、発電事業者の課税標準たる収入金額から控除する。 ※発電事業者が非収入金課税事業者である場合は、発電側課金分を特定して当該相当分を小売電気事業者から控除する。	
関係条文	地方税法 法附則第 9 条第 8 項、地方税法施行令附則第 6 条の 2 第 2 項	
減収見込額	[初年度] — (▲10,777) [平年度] — (▲10,777) [改正増減収額] — (単位：百万円)	
要望理由	(1) 政策目的 我が国は、人口減少や省エネルギーの進展等により電力需要が伸び悩む一方で、再エネの導入拡大等による系統連系ニーズの拡大や、経済成長に応じて整備されてきた送配電設備の高経年化に伴う修繕・取替等の対応の増大など、送配電関連費用を押し上げる方向での変化が生じている (※)。 こうした環境変化に対応しつつ、託送料金を最大限抑制するためには、一般送配電事業者による経営効率化等の取組を進めることに加え、これまで整備されてきた送配電網の効率的な利用を促すことが重要であることから、発電側課金の導入が決定されたもの。 この発電側課金の導入効果を促進させること、他の事業との課税の公平性を図ることを目的とし、本措置の延長を要望する。 (※) 第 7 次エネルギー基本計画（令和 7 年 2 月 18 日）においては、「2024 年度以降は、節電・省エネルギーなどの影響は継続しつつも、経済成長及びデータセンター・半導体工場の新增設に伴う需要増加により、電力需要が増加に転じ、2034 年度にかけて電力需要が増加する」とされている一方、送配電設備については「整備を着実に推進しつつ需要家の公平性を確保するため、一般送配電事業者が行う先行的・計画的な系統整備に係る費用が確実に回収される仕組みや、GX に資する取組等を実施する事業者において、整備費用が大規模になった場合における費用負担の在り方を検討する。」とされており、発電側課金の政策上の重要性は変わらない。 (2) 施策の必要性 発電側課金は、系統を効率的に利用するとともに、再エネの導入拡大に向けた系統増強を効率的かつ確実にを行うため、これまで、小売事業者が全て負担している送配電設備の維持・拡充に必要な費用について、需要家とともに系統利用者である発電事業者の一部の負担を求めるものである。 この点、電気の供給を行う者たる発電事業者は、その電気の供給に際し、一般送配電事業者が保有する送配電網に接続した上で託送供給を行うことが必須となるため、電気の供給において、一般送配電事業者に対しその託送供給の対価たる発電側課金を支払うと共に、当該発電側課金相当額を含めて、小売電気事業者から電気の供給に係る料金を収受することとなる。換言すれば託送料金相当額が、収受側と支出側のいずれの法人でも課税標準を構成する結果として二重課税が発生することとなる。 したがって、収入金額を課税標準とする電気供給業における課税方式が存置される場合に限り、電気の供	

	給において必ず生ずる支出たる発電側課金分相当額に係る二重課税を回避し、他の事業との課税の公平性を図るため、発電事業者の課税標準たる収入金額から、発電側課金分相当額を控除すること等が必要である。
本要望に 対応する 縮減案	—

今回の要望（税負担軽減措置等）に関連する事項	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	6. 鉱物資源及びエネルギーの安定的かつ効率的な供給の確保並びに脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進
		政策の達成目標	一般の競争下にある企業と同様の税制とし、課税の公平性を確保することで、電気事業への参入促進及び市場における競争促進がなされること、系統を効率的に利用するとともに、再エネ導入拡大に向けた系統増強を効率的かつ確実にを行うことを目指す。
		税負担軽減措置等の適用又は延長期間	令和8年度～令和10年度 ※本要望は電気供給業に適用されている収入金課税に起因して生じるものであり、別途要望している「電気供給業に係る法人事業税の課税方式の変更」が措置されれば本要望は不要である。
		同上の期間中の達成目標	一般の競争下にある企業と同様の税制とし、課税の公平性を確保することで、電気事業への参入促進及び市場における競争促進がなされること、系統を効率的に利用するとともに、再エネ導入拡大に向けた系統増強を効率的かつ確実にを行うことを目指す。
		政策目標の達成状況	—
	有効性	要望の措置の適用見込み	適用見込み件数：1,000件超（令和7年8月1日時点における発電事業者の届出数から推計） 適用事業者：他業種からの新規参入者を含むすべての発電事業者等
		要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）	本措置により、発電事業者等が一般送配電事業者等に支払う発電側課金分を控除することで、収入金額を課税標準としない他の一般の事業と電気事業との課税の公平性を図り、電気事業への参入促進及び市場における競争促進に寄与することとなる。
	相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	電気供給業における託送料金を控除する収入割の特例措置（地方税・法人事業税）
		予算上の措置等の要求内容及び金額	関連する措置はない。
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
		要望の措置の妥当性	電気事業と他の事業との間の課税の公平性を図ることに繋がるとともに、系統の効率的な利用や、系統増強の効率的かつ着実な進展に寄与することから妥当性を有する。

これまでの税負担軽減措置等の適用実績と効果に関連する事項	税負担軽減措置等の適用実績	—
	「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績	—
	税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）	—
	前回要望時の達成目標	システムを効率的に利用するとともに、再エネ導入拡大に向けたシステム増強を効率的かつ確実に行うことを目指す。
	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—
これまでの要望経緯		令和6年度 新設

令和 8 年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

(新 設 ・ 拡 充 ・ 延 長 ・ そ の 他)

No	13		府省庁名	経済産業省
対象税目	個人住民税 法人住民税 事業税 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他（ ）			
要望項目名	電気供給業における託送料金を控除する収入割の特例措置の延長			
要望内容 （概要）	・特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要） 電気供給業を行う法人が、他の電気供給業を行う法人から託送供給を受けて電気の供給を行う場合における、各事業年度の収入金額のうち託送料金に相当する額を対象とする。 また、配電事業において、託送料金のうち定期支払額に相当する額を対象とする。 ・特例措置の内容 法人事業税の電気供給業に対する課税標準である収入金額の算定に当たっては、電気を供給するために必要な託送料金に相当する額を控除する。 また、配電事業制度が導入されたことに伴い、配電事業者が受け取る託送料金のうち、一般送配電事業者に支払う定期支払額に相当する額を控除する。			
関係条文	地方税法 法附則第9条第8項、地方税法施行令附則第6条の2第2項			
減収見込額	[初年度] - (▲50,239) [平年度] - (▲50,239) (単位：百万円)			
要望理由	(1) 政策目的 全面自由化された電力市場の公平な競争環境を促進・発展させること、他の事業との課税の不公平を一部是正することを目的とし、本措置の延長を要望する。(ただし「電気供給業に係る法人事業税の課税方式の変更」が完全に措置されれば本要望は不要)。 (2) 施策の必要性 2016年4月1日より、小売電気事業の全面自由化及び事業類型の見直しが実施され、従前の旧一般電気事業者による地域独占は撤廃され、不特定多数の需要に応ずる電気の供給については、誰もがなし得ることとなった。すなわち、公的インフラとして引き続き地域独占を存置する一般送配電事業を除き、小売電気事業は新規参入が認められ、自由な市場競争の下、事業を行いうることとなった（小売電気事業者としての登録は776件（2025年8月8日時点））。 この点、需要に応ずる電気の供給を行う者たる小売電気事業者（新規参入者に加え、従前の電気事業者のうち小売電気事業者たるライセンスを有する者も含む）は、いずれも、その電気の供給に際し、送配電網を所有する一般送配電事業者による託送供給を受けることが必須となるため、遍く電気の供給において、一般送配電事業者に対しその託送供給の対価たる託送料金（規制料金）を支払うと共に、当該託送料金相当額を含めて需要家から電気の供給に係る料金を収受することとなる。換言すれば託送料金相当額が、収受側と支出側のいずれの法人でも課税標準を構成する結果として二重課税が発生することとなる。 したがって、収入金額を課税標準とする電気供給業における課税方式が存置される場合に限り、電気の供給において必ず生ずる支出たる託送料金相当額に係る二重課税の発生を防ぎ、もって小売電気事業の公平な競争を促進・発展させるため、又、他の事業との課税の公平性を図るため、小売電気事業者の収入金額から、託送料金相当額を控除することが必要である。 また、配電事業制度が導入されたことにより、今後、配電事業者が参入した場合、そのエリアにおいては、小売電気事業者は配電事業者に対して託送料金を支払い、配電事業者は一般送配電事業者に対して定期支払額（配電事業者は一般送配電事業者の設備を借り受け又は譲り受けて事業を行うため、定期的に費用を支払			

	う)を支払うこととなる。配電事業者は定期支払額相当額を含めて小売電気事業者から託送料金を収受すると共に、一般送配電事業者に対して定期支払額を支払うため、定期支払額相当額について、収受側と支出側のいずれの法人でも課税標準を構成する結果として二重課税が発生することとなる。したがって、配電事業者の託送供給において必ず生ずる支出たる定期支払額相当額に係る二重課税の発生を防ぎ、配電事業の公平な競争を促進・発展させる等の観点から、配電事業者の託送料金収入金額から、定期支払額相当額についても控除することが必要である。
本要望に対応する縮減案	-

今回の要望（税負担軽減措置等）に関連する事項	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	6. 資源エネルギーの安定的かつ効率的な供給の確保並びに脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進
		政策の達成目標	小売電気事業及び配電事業への新規参入並びに市場競争を促進し、事業者の事業機会の拡大を目指す。
		税負担軽減措置等の適用又は延長期間	令和8年度～令和10年度（「電気供給業に係る法人事業税の課税方式の変更」における要望内容が実現すれば本要望は不要）
		同上の期間中の達成目標	小売電気事業及び配電事業への新規参入並びに市場競争を促進する。
		政策目標の達成状況	本措置を講じて以降、小売電気事業への新規参入者数は増加し、電力市場の競争の進展が認められており、自由市場における公平な競争環境を整備すること及び課税の公平性が確保されている。）
	有効性	要望の措置の適用見込み	【小売電気事業】 適用見込み件数：750社超（令和7年8月8日時点における小売電気事業者の登録数より推計） 適用事業者：新規参入者を含むすべての小売電気事業者 【配電事業】 適用見込み件数：不明（令和7年8月8日時点における配電事業者数は0。） 適用事業者：新規参入者を含むすべての配電事業者
		要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）	本措置により、収入金額を課税標準としない他の一般の事業と電気事業との間で生じている課税関係の不整合の一部が是正されることになることから、本措置が電気事業への参入促進並びに市場における競争促進に寄与することとなる。（ただし、上述のとおり、「電気供給業に係る法人事業税の課税方式の変更」における要望内容が実現すれば本要望は不要となる。）
	相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	・ 電気事業者の分社化に伴い外部化するグループ会社間取引等を控除する収入割の特例措置（地方税・法人事業税） ・ 特定原子力施設炉心等除去準備金（国税・法人税）
		予算上の措置等の要求内容及び金額	関連する措置はない。
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	－
		要望の措置の妥当性	電気事業と他の事業との間の課税の公平性を図ることに繋がると共に、公正な市場競争の促進に寄与することから妥当性を有する。

これまでの税負担軽減措置等の適用実績と効果に関連する事項	税負担軽減措置等の適用実績	適用事業者数 減収額（百万円） 令和4年度 721 34,643 令和5年度 729 37,762 令和6年度 757 37,762（見込） ※適用事業者数及び減収額は小売電気事業者のみである。
	「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績	適用総額（千円） 平成26年度 23,007,416 平成27年度 31,588,772 平成28年度 77,345,554 平成29年度 1,410,805,804 平成30年度 1,391,512,502 令和元年度 1,497,683,937 令和2年度 1,421,746,482 令和3年度 3,768,016,107 令和4年度 3,299,339,988 令和5年度 3,596,395,070
	税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）	課税の公平性が図られることにより、全面自由化された電気市場における、販売電力量に占める新規参入者のシェアは着実に伸張しており、自由化の発展に寄与してきた。
	前回要望時の達成目標	小売電気事業及び配電事業への新規参入並びに市場競争を促進し、需要家の電力会社、料金メニューに係る多様な選択肢の確保、事業者の事業機会の拡大を目指す。
	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	本措置を講じて以降、小売電気事業への新規参入者数は増加し、電力市場の競争の進展が認められており、自由市場における公平な競争環境を整備すること及び課税の公平性が確保されている。）
これまでの要望経緯		平成12年度 創設 平成15年度 2年間の延長 平成17年度 2年間の延長 平成19年度 2年間の延長 平成21年度 2年間の延長 平成23年度 3年間の延長 平成26年度 3年間の延長 平成29年度 3年間の延長 令和2年度 3年間の延長 令和5年度 3年間の延長及び拡充

令和8年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

(新 設 ・ 拡 充 ・ 延 長 ・ そ の 他)

No	14		府省庁名	経済産業省
対象税目	個人住民税 法人住民税 事業税 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他（ ）			
要望 項目名	特定原子力施設炉心等除去準備金の延長			
要望内容 (概要)	・特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要） 事故が発生した原子力発電施設（以下、事故炉）の廃炉等の安全かつ着実な実施を確保するため、事故炉の廃炉等を行う原子力事業者（以下、事故事業者）に対して、廃炉等に必要な資金を原子力損害賠償・廃炉等支援機構（以下、機構）に積み立てることを義務づける等の措置を講じた「原子力損害賠償・廃炉等支援機構法の一部を改正する法律」が平成29年5月に成立（同年10月施行）し、あわせて、租税特別措置法において「特定原子力施設炉心等除去準備金」（以下、準備金）の損金算入を認める措置が講じられたところ。 ・特例措置の内容 事故炉の確実な実施を引き続き確保する観点から、当該措置に係る措置の期限を引き続き延長する。 上記特例措置の延長が認められた場合、法人住民税及び事業税についても同様の効果を適用する。			
関係条文	地方税法第23条第1項第3号、第72条の23第1項、第292条第1項第3号 租税特別措置法第57条の4の2			
減収 見込額	[初年度]	-（ - ）	[平年度]	-（ - ） (単位：百万円)
要望理由	(1) 政策目的 事故事業者が、廃炉等に必要な資金を原子力損害賠償・廃炉等支援機構法に積み立てていくことにより、安全かつ着実な廃炉の実施を確保する。 (2) 施策の必要性 事故事業者が廃炉の実施責任を果たし、安全かつ着実な廃炉を実施していく上で必要な措置。			
本要望に 対応する 縮減案	-			

今回の要望（税負担軽減措置等）に関連する事項	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	6. 資源エネルギーの安定的かつ効率的な供給の確保並びに脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進
		政策の達成目標	安全かつ着実な廃炉の実施の確保
		税負担軽減措置等の適用又は延長期間	令和8年度～10年度
		同上の期間中の達成目標	事故炉の安全かつ着実な廃炉の実施
		政策目標の達成状況	事故炉の廃炉を着実に実施している。 ※現在は「東京電力福島第一原子力発電所の廃止措置等に向けた中長期ロードマップ」における第3期に移行。
	有効性	要望の措置の適用見込み	適用件数：1件 適用事業者：1者
		要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）	長期にわたる事故炉の廃炉を確実に実施する上で、準備金の積立時に損金に算入（支出時に益金に算入）できる本措置は、政策目的を達成するための手段として妥当な措置である。
	相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	－
		予算上の措置等の要求内容及び金額	－
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	－
		要望の措置の妥当性	長期にわたる事故炉の廃炉を確実に実施する上で、準備金の積立時に損金に算入（支出時に益金に算入）できる本措置は、政策目的を達成するための手段として妥当な措置である。

これまでの税負担軽減措置等の適用実績と効果に関連する事項	税負担軽減措置等の適用実績	適用件数：1 件 適用事業者：1 者
	「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績	－
	税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）	長期にわたる事故炉の廃炉を確実に実施する上で、準備金の積立時に損金に算入（支出時に益金に算入）できる本措置は、政策目的を達成するための手段として妥当な措置である。
	前回要望時の達成目標	適正かつ着実な廃炉の実施の確保
	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	事故炉の廃炉を着実に実施している。 ※現在は「東京電力福島第一原子力発電所の廃止措置等に向けた中長期ロードマップ」における第3期に移行。
これまでの要望経緯		平成29年度 創設 令和2年度 延長(3年間) 令和5年度 延長(3年間)

令和 8 年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

(新 設 ・ 拡 充 ・ 延 長 ・ そ の 他)

No	15	府省庁名	経済産業省
対象税目	個人住民税 <u>法人住民税</u> <u>事業税</u> 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他（ ）		
要望項目名	海外投資等損失準備金の延長		
要望内容（概要）	・ 特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要） 海外で資源の探鉱・開発事業を行う我が国企業に対して、一定割合（※）の準備金の積立て及び損金算入を認める制度。 （※）探鉱法人の場合は出資額の50%、開発法人の場合は出資額の20% ・ 特例措置の内容 適用期限を2年間延長し、令和10年3月31日までとする。		
関係条文	・ 地方税法第23条第1項第3号、第72条の23第2項、第292条第1項第3号 ・ 租税特別措置法第55条 ・ 租税特別措置法施行令第32条の2 ・ 租税特別措置法施行規則第21条		
減収見込額	[初年度] ー （ ▲400 ） [平年度] ー （ ▲400 ） [改正増減収額] ー （単位：百万円） ※令和4、5年度の平均値を算出し、この水準が継続するものと推定。		
要望理由	（1）政策目的 エネルギー政策において、石油・天然ガスは2040年度の一次エネルギー供給においても合計約4割以上を占める見通しであり、重要な燃料である。他方、世界的な脱炭素化によりダイベストメントが進行し、気候変動対策への社会的な関心・要請の高まりにより事業者のリスクテイクが乏しくなっている。また、世界的なカーボンニュートラルの流れを受けて、石油・天然ガスに関する供給国の政策予見性の低下や、価格ボラティリティの増大等が生じている。 こうした中、ロシアによるウクライナ侵略によって世界の供給余力は減少し、世界的にも油価・ガス価格の高騰等が生じた。我が国においても、燃料価格や電気料金等の高騰、これらに伴う物価高騰など大きな影響を受けている。これらにより、エネルギー・セキュリティの重要性が再認識されたところ。 我が国においても、いかなる情勢変化へ柔軟に対応するための基盤をより強固なものとするため、石油・天然ガスの権益取得や調達先の多角化を進め、自主開発比率を可能な限り高めていくことがこれまで以上に重要となっている。 また、金属鉱物についても、あらゆる工業製品の原材料として、国民生活及び経済活動を支える重要な資源であるが、同様にほぼ全量を海外からの輸入に依存していることや、国際市況の不安定化、探鉱開発プロジェクトの奥地化・深部化、資源国におけるナショナリズムの高まり等によるサプライチェーンの脆弱性に加え、国内外での脱炭素化の動きに伴う金属鉱物資源を巡る各国の資源獲得競争が激化するなど、安定供給確保においてリスクを抱えている。 サプライチェーン最上流における鉱物資源の自律性確保は、国内製造業全体にとって重要な課題であり、近年の中国の輸出管理措置等の長期的な供給途絶リスクの高まりを受け、グローバルなサプライチェーンの維持・強化に向けて、自給率を可能な限り高めていくことがこれまで以上に重要となっている。 エネルギー・資源の自主開発等の推進を通じて、これら課題を克服し、我が国の石油・天然ガス及び金属鉱物資源等の長期かつ持続的な安定供給を維持・確保する必要がある。		

	(2) 施策の必要性 資源のほぼ全量を海外からの輸入に依存する我が国において資源の安定的かつ低廉な調達を行うためには、国際市場から調達するのみならず、我が国企業が海外での資源権益を確保し、直接その操業に携わることで、生産物の引取りを行う自主開発の推進を図ることが極めて重要である。 他方で、石油・天然ガスや鉱山における探鉱・開発といった資源開発事業は、多い場合は数兆円規模の巨額の資金が必要となる上、数多くのリスクが存在する。例えば、探鉱を開始したにもかかわらず資源が見つからないといった探鉱リスク、コスト上昇やスケジュール遅延といった操業リスク、政情不安や為替変動といったカントリーリスクが代表的なものである。 国営企業を持たない我が国において、エネルギーの安定供給と鉱物資源の供給源確保を実現するためには、リスクの高い資源開発事業に対する民間企業の投資を促進することが不可欠である。このため、民業補完として独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構や株式会社国際協力銀行による出資や融資等の量的支援を行うことに留まらず、本制度により事業失敗等の将来損失に備えるとともに、民間企業のキャッシュフローを改善することで、継続的な探鉱・開発活動を後押しすることが引き続き必要である。
本要望に対応する縮減案	—

今回の要望（税負担軽減措置等）に関連する事項	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	6. 資源エネルギーの安定的かつ効率的な供給の確保並びに脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進
		政策の達成目標	○石油・天然ガス 石油・天然ガスの自主開発比率を2030年に50%以上、2040年には60%以上に引き上げる。 ○金属鉱物 我が国の金属鉱物の安定供給の確保を強化するため、自主開発鉱石の輸入を促進する（金属鉱物は多種にわたるため、効果測定指標として、「鉱物資源（ベースメタル）の自給率を2030年までに80%以上に引き上げる」を設定）。 ※石油・天然ガスの自主開発比率 輸入量及び国内生産量に占める、我が国企業の権益に関する引取量及び国内生産量の割合。 ※鉱物資源（ベースメタル）の自給率 金属需要に占める、我が国企業の権益下にある輸入鉱石から得られる地金量に国内スクラップから得られるリサイクル地金等の量を加えたものの割合。「金属需要量」については、鉄鉱・非鉄金属・金属製品統計（経産省）及び貿易統計（財務省）による。「我が国企業の権益下にある輸入鉱石から得られる地金量」及び「国内スクラップから得られるリサイクル地金等の量」については、事業者からの聞き取り調査による。
		税負担軽減措置等の適用又は延長期間	令和8年4月1日～令和10年3月31日（2年間）
		同上の期間中の達成目標	○石油・天然ガス 石油・天然ガスの自主開発比率を引き上げる。 ○金属鉱物 我が国の金属鉱物の安定供給の確保を強化するため、自主開発鉱石の輸入を促進する。
		政策目標の達成状況	○石油・天然ガスの自主開発比率 令和元年度：34.7% 令和2年度：40.6% 令和3年度：40.1% 令和4年度：33.4% 令和5年度：37.2% ○鉱物資源（ベースメタル）の自給率 令和元年度：52.1% 令和2年度：50.4% 令和3年度：46.0% 令和4年度：37.0% 令和5年度：34.2%
	有効性	要望の措置の適用見込み	今後、中東、東南アジア、北米・中南米等の地域で本税制を活用した探鉱・開発が行われる見込み。 ○適用件数（見込み） 令和8年度：2社

			令和9年度：2社 ○適用事業者（法人）の範囲 令和8年度：鉱業、石油製品製造業等 令和9年度：鉱業、石油製品製造業等 ※租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書（第217回国会提出）における令和3年度～令和5年度実績の平均値を算出し、この水準が令和8年度～令和9年度についても継続するものと推定。
		要望の措置の効果見込み （手段としての有効性）	本制度は、リスクの高い探鉱・開発事業を行う我が国企業に対して、事業失敗等による損失に備えるために準備金の積立て及びその損金算入を認めることにより、我が国企業による投資の維持・促進を図るものである。 租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書（第217回国会提出）によると、本制度の適用事業者（法人）数は、令和3年度～令和5年度の平均で2社、また、本制度の適用額は、令和3年度～令和5年度の平均で約164億円となっている。この間、法人実効税率は約30%で推移していたことを踏まえると、単純計算で、1社あたり年間で約25億円ものキャッシュフロー改善効果が生じることが見込まれる。 資源の探鉱・開発段階は、他のプロジェクト（生産段階）からのキャッシュインがあるものの、継続的に巨額のキャッシュアウトに耐えなければならないフェーズであるが、そうした状況においても、本制度によるキャッシュフロー改善効果により、我が国企業による資源探鉱・開発投資を維持するとともに、新たな資源探鉱・開発投資の促進が図られている。 石油・天然ガスの自主開発比率や鉱物資源（ベースメタル）の自給率については、様々な要因から増減しているものの、中長期的なトレンドとしては上昇傾向にあり、本制度は政策目標の達成に関して有効であると考えられる。
	相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	探鉱準備金又は海外探鉱準備金、新鉱床探鉱費又は海外新鉱床探鉱費の特別控除
		予算上の措置等の要求内容及び金額	○石油・天然ガス ・独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構の海外探鉱等事業への出資（令和7年度予算額：563億円） ・独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構海外の天然ガス資産開発・液化等出資（令和7年度予算額：858億円） ○金属鉱物・ウラン ・独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構の海外探鉱等事業への出融資（令和7年度予算額：180億円） ・独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構の海外ウラン探鉱支援事業（補助金）（令和7年度予算額：10億円）
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	我が国企業は、生産規模や財務基盤が欧米資源メジャーや新興国の国営石油企業と比べて小さいため、単独での権益取得や探鉱・開発事業の実施が困難となる場合がある。独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構による出資等は、こうした巨額の資金が必要な場合において、我が国企業と共同で出資等を行うものである。 一方、海外投資等損失準備金制度は、リスクの高い探鉱・開発事業を行う我が国企業に対して、事業失敗等による損失に備えるために準備金の積立て及びその損金算入を認

			めることにより、キャッシュフロー改善効果から、我が国企業による投資の維持・促進を図るものである。
		要望の措置の 妥当性	予算措置は、申請から交付に至るまでの時間を要することが一般的であるが、税制措置は、税法上の要件を満たすことによりそのインセンティブが直ちに確定することから、リスクの高い探鉱・開発事業を行う我が国企業に対して、より機動的で的確な政策手段となっている。 また、海外投資等損失準備金制度では、プロジェクトが失敗した場合は一括で取崩し（益金算入）、プロジェクトが失敗することなく据置期間（5 年）を経過した場合、その後 5 年にわたり均等に取崩し（益金算入）をすることから、課税の公平原則に照らし、国民の納得できる必要最小限の特例措置であると考えられる。 なお、リスクの高い探鉱・開発事業は、新規企業の参入障壁が高いものであり、また、我が国では、国際競争力の強化といった観点から、これまでに企業の統合・再編が進み、結果的に本制度の適用者数が少なくなっているという事情がある。

これまでの税負担軽減措置等の適用実績と効果に関連する事項	税負担軽減措置等の適用実績	○適用事業者（法人）数 令和元 年度： 3 社 令和 2 年度： 2 社 令和 3 年度： 2 社 令和 4 年度： 1 社 令和 5 年度： 2 社 ○損金算入額 令和元 年度： 6,620 百万円 令和 2 年度： 1,253 百万円 令和 3 年度： 8,473 百万円 令和 4 年度： 25,920 百万円 令和 5 年度： 14,932 百万円 ○減収額 令和元 年度： 1,536 百万円 地方税 108 百万円 令和 2 年度： 291 百万円 地方税 20 百万円 令和 3 年度： 1,966 百万円 地方税 138 百万円 令和 4 年度： 6,013 百万円 地方税 421 百万円 令和 5 年度： 3,464 百万円 地方税 242 百万円 ○適用事業者（法人）の範囲 令和元 年度： 鉱業、石油製品製造業等 令和 2 年度： 鉱業、石油製品製造業等 令和 3 年度： 鉱業等 令和 4 年度： 鉱業等 令和 5 年度： 鉱業等 ※適用事業者（法人）数、損金算入額、適用事業者（法人）の範囲については、租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書（第 217 回国会提出）における令和 3 年度～令和 5 年度実績をもとに作成。 ※減収額については、上記損金算入額に対して各年度の法人税率を乗じることで算出。
	「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績	租税特別措置法第 55 条 適用額：243 百万円（内訳 道府県民税：35 百万円、市町村民税：208 百万円） ※令和 5 年度の適用状況。

税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）	石油・天然ガスの自主開発比率は、令和元年度の 34.7%から、令和5年度には 37.2%に上昇している。 鉱物資源（ベースメタル）の自給率は、令和元年度は 52.1%であり、令和5年度は 34.2%となっている。2010 年代後半の資源価格低迷により上流権益獲得が進まず、直近の自給率が低下している。 石油・天然ガスの自主開発比率や鉱物資源（ベースメタル）の自給率については、様々な要因から増減しているものの、中長期的なトレンドとしては、上昇傾向にあり、本制度は、政策目標の達成に関して有効であると考えられる。																																										
前回要望時の達成目標	我が国企業による探鉱・開発事業のため投資活動の促進を図ることにより自主開発比率を引き上げる。																																										
前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	○石油・天然ガスの自主開発比率の達成度 令和5年度時点で 74.4%（＝37.2%／50%） ○鉱物資源（ベースメタル）の自給率の達成度 令和5年度時点で 42.8%（＝34.2%／80%） ※資源開発は、初期探鉱から生産開始に至るまで最低でも 10 年程度を要する。また、資源の輸入量は景気動向や資源価格の変動の影響を受ける場合がある。したがって、石油・天然ガスの自主開発比率や鉱物資源（ベースメタル）の自給率の推移については、このような事象を考慮する必要がある。 ※いずれにせよ、石油・天然ガスの自主開発比率や鉱物資源（ベースメタル）の自給率については、様々な要因から増減しているものの、中長期的なトレンドとしては、上昇傾向にある。																																										
これまでの要望経緯	<table><tr><th>【年度】</th><th>【要望等の内容】</th></tr><tr><td>昭和 39 年度</td><td>「海外投資損失準備金」創設（3 年間）</td></tr><tr><td>昭和 42 年度</td><td>延長（2 年間）</td></tr><tr><td>昭和 44 年度</td><td>延長（2 年間）</td></tr><tr><td>昭和 45 年度</td><td>「石油開発投資損失準備金」創設（2 年間）</td></tr><tr><td>昭和 46 年度</td><td>石油開発投資損失準備金を「資源開発投資損失準備金」に改組（3 年間）</td></tr><tr><td>昭和 48 年度</td><td>海外投資損失準備金と資源開発投資損失準備金を統合し、「海外投資等損失準備金」に改組</td></tr><tr><td>昭和 49 年度</td><td>延長（2 年間）</td></tr><tr><td>昭和 51 年度</td><td>延長（2 年間）（開発の積立率：50%→40%）</td></tr><tr><td>昭和 53 年度</td><td>延長（2 年間）</td></tr><tr><td>昭和 55 年度</td><td>延長（2 年間）</td></tr><tr><td>昭和 57 年度</td><td>延長（2 年間）</td></tr><tr><td>昭和 59 年度</td><td>延長（2 年間）</td></tr><tr><td>昭和 61 年度</td><td>延長（2 年間）</td></tr><tr><td>昭和 63 年度</td><td>延長（2 年間）</td></tr><tr><td>平成 2 年度</td><td>延長（2 年間）</td></tr><tr><td>平成 4 年度</td><td>延長（2 年間）</td></tr><tr><td>平成 6 年度</td><td>延長（2 年間）</td></tr><tr><td>平成 8 年度</td><td>延長（2 年間）</td></tr><tr><td>平成 10 年度</td><td>延長（2 年間）（開発の積立率：40%→30%）</td></tr><tr><td>平成 12 年度</td><td>延長（2 年間）</td></tr></table>	【年度】	【要望等の内容】	昭和 39 年度	「海外投資損失準備金」創設（3 年間）	昭和 42 年度	延長（2 年間）	昭和 44 年度	延長（2 年間）	昭和 45 年度	「石油開発投資損失準備金」創設（2 年間）	昭和 46 年度	石油開発投資損失準備金を「資源開発投資損失準備金」に改組（3 年間）	昭和 48 年度	海外投資損失準備金と資源開発投資損失準備金を統合し、「海外投資等損失準備金」に改組	昭和 49 年度	延長（2 年間）	昭和 51 年度	延長（2 年間）（開発の積立率：50%→40%）	昭和 53 年度	延長（2 年間）	昭和 55 年度	延長（2 年間）	昭和 57 年度	延長（2 年間）	昭和 59 年度	延長（2 年間）	昭和 61 年度	延長（2 年間）	昭和 63 年度	延長（2 年間）	平成 2 年度	延長（2 年間）	平成 4 年度	延長（2 年間）	平成 6 年度	延長（2 年間）	平成 8 年度	延長（2 年間）	平成 10 年度	延長（2 年間）（開発の積立率：40%→30%）	平成 12 年度	延長（2 年間）
【年度】	【要望等の内容】																																										
昭和 39 年度	「海外投資損失準備金」創設（3 年間）																																										
昭和 42 年度	延長（2 年間）																																										
昭和 44 年度	延長（2 年間）																																										
昭和 45 年度	「石油開発投資損失準備金」創設（2 年間）																																										
昭和 46 年度	石油開発投資損失準備金を「資源開発投資損失準備金」に改組（3 年間）																																										
昭和 48 年度	海外投資損失準備金と資源開発投資損失準備金を統合し、「海外投資等損失準備金」に改組																																										
昭和 49 年度	延長（2 年間）																																										
昭和 51 年度	延長（2 年間）（開発の積立率：50%→40%）																																										
昭和 53 年度	延長（2 年間）																																										
昭和 55 年度	延長（2 年間）																																										
昭和 57 年度	延長（2 年間）																																										
昭和 59 年度	延長（2 年間）																																										
昭和 61 年度	延長（2 年間）																																										
昭和 63 年度	延長（2 年間）																																										
平成 2 年度	延長（2 年間）																																										
平成 4 年度	延長（2 年間）																																										
平成 6 年度	延長（2 年間）																																										
平成 8 年度	延長（2 年間）																																										
平成 10 年度	延長（2 年間）（開発の積立率：40%→30%）																																										
平成 12 年度	延長（2 年間）																																										

	平成 14 年度	延長 (2 年間)
	平成 16 年度	延長 (2 年間)
	平成 18 年度	延長 (2 年間)
	平成 20 年度	延長 (2 年間)
	平成 22 年度	延長 (2 年間) (探鉱の積立率 : 100%→90%) (石炭、木材を除外)
	平成 24 年度	延長 (2 年間)
	平成 26 年度	延長 (2 年間)
	平成 28 年度	延長 (2 年間) (探鉱の積立率 : 90%→70%)
	平成 30 年度	延長 (2 年間) (探鉱の積立率 : 70%→50%) (開発の積立率 : 30%→20%)
	令和 2 年度	延長 (2 年間)
	令和 4 年度	延長 (2 年間)
	令和 6 年度	延長 (2 年間) (経済安保法に基づく JOGMEC の助成金による株式取得・出資を除外)

令和8年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（新設・拡充・延長・その他）

No	16	府省庁名	経済産業省
対象税目	個人住民税 法人住民税 事業税 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他（ ）		
要望項目名	小規模企業等に係る税制のあり方の検討		
要望内容（概要）	・特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要） 小規模企業等に係る税制のあり方の検討。 ・特例措置の内容 経営や成長志向の活動を行う個人事業主を含む小規模事業者が直面する事業承継や事業主報酬などの課題を踏まえ、その振興を図る観点から、働き方の多様化を踏まえ、個人事業主、同族会社、給与所得者の課税のバランスや勤労性所得に対する課税のあり方等にも配慮しつつ、個人と法人成り企業に対する課税のバランスを図るための外国の制度も参考に、正規の簿記による青色申告の普及を含め、記帳水準の向上を図りながら、引き続き、給与所得控除などの「所得の種類に応じた控除」と「人的控除」のあり方を全体として見直すことを含め、所得税・法人税を通じて総合的に検討する。		
関係条文			
減収見込額	[初年度] — （ — ） [平年度] — （ — ） [改正増減収額] — （単位：百万円）		
要望理由	（１）政策目的 例えば、法人の場合は、一定の条件を満たす事業主給与の損金算入が認められ、かつ給与所得控除の額が所得金額に応じて逦増する仕組みになっていることに比べ、個人の場合は、青色申告特別控除は所得金額に関わらず定額の控除であり、事業所得を得るために要する個人事業主の「勤労」への評価を反映していないとの指摘がある。 そのため、働き方の多様化や、同族会社や給与所得者との課税のバランスを踏まえ、個人事業主の勤労性所得に対する課税のあり方等にも配慮しつつ、正規の簿記による青色申告の普及を含め、記帳水準の向上を図りながら、引き続き、給与所得控除などの「所得の種類に応じた控除」と「人的控除」のあり方を全体として見直すことを含め、所得税・法人税を通じて総合的に検討を進める。 （２）施策の必要性 上記「施策目的」に同じ。		
本要望に対応する縮減案	—		

今回の要望（税負担軽減措置等）に関連する事項	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	7. 中小企業の発展
		政策の達成目標	働き方の多様化や、同族会社や給与所得者との課税のバランスを踏まえ、個人事業主の勤労性所得に対する課税のあり方等にも配慮しつつ、正規の簿記による青色申告の普及を含め、記帳水準の向上を図りながら、引き続き、給与所得控除などの「所得の種類に応じた控除」と「人的控除」のあり方を全体として見直すことを含め、所得税・法人税を通じて総合的に検討を進める。
		税負担軽減措置等の適用又は延長期間	—
		同上の期間中の達成目標	—
		政策目標の達成状況	—
	有効性	要望の措置の適用見込み	—
		要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）	—
	相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	—
		予算上の措置等の要求内容及び金額	—
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
		要望の措置の妥当性	シャープ勧告においては、当時給与所得者に認められていた勤労控除について、「所得の大部分が財産の所有に起因するのではなく、個人の努力によって得られたという点において、農業所得および中小商工所得にも同様に適用されるべきである」とされている。また、令和7年度税制改正大綱においても、「小規模企業等に係る税制のあり方については、働き方の多様化や、同族会社や給与所得者との課税のバランスを踏まえ、個人事業主の勤労性所得に対する課税のあり方等にも配慮しつつ、正規の簿記による青色申告の普及を含め、記帳水準の向上を図りながら、引き続き、給与所得控除などの「所得の種類に応じた控除」と「人的控除」のあり方を全体として見直すことを含め、所得税・法人税を通じて総合的に検討を進める」とされており、妥当である。

これまでの 税負担 軽減 措置	税負担軽減措置等の 適用実績	—
	「地方税における 税負担軽減措置等 の適用状況等に関 する報告書」に おける適用実績	—
	税負担軽減措置等の適 用による効果（手段と しての有効性）	—

等の適用実績と効果に関連する事項	前回要望時の達成目標	—
	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—
これまでの要望経緯		—

令和 8 年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（ 新 設 ・ 拡 充 ・ 延 長 ・ その他 ）

No	17	府 省 庁 名	経済産業省
対象税目	個人住民税 法人住民税 事業税 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他（ ）		
要望 項目名	申告・納税手続に関する制度及び運用に係る所要の整備		
要望内容 (概要)	申告・納税等の税務手続の一層のデジタル化の推進等の観点から、企業等の事務負担軽減やバックオフィス効率化に資するよう、利便性向上等を図るための所要の見直しを講ずる。		
関係条文			
減収 見込額	[初年度] - (-) [平年度] - (-) [改正増減収額] - (単位：百万円)		
要望理由	(1) 政策目的 申告・納税等の税務手続の一層のデジタル化の推進等の観点から利便性向上等を図るための所要の見直しを講ずることで、企業等の事務負担軽減やバックオフィス効率化等を目指す。 (2) 施策の必要性 骨太の方針等にも記載のとおり、行政のデジタル化の着実な推進が求められていることから、行政手続の1つである税務手続に関しても一層のデジタル化が必要である。 「経済財政運営と改革の基本方針 2025」（令和 7 年 6 月 13 日閣議決定） 第 3 章 中長期的に持続可能な経済社会の実現 1. 「経済・財政新生計画」の推進（税制改革） 骨太方針 2024 等も踏まえ、コストカット型経済から脱却し、成長型経済への移行を実現するとの基本的考え方の下、経済成長と財政健全化の両立を図るとともに、少子高齢化、グローバル化等の経済社会の構造変化に対応したあるべき税制の具体化に向け、包括的な検討を進める。 物価上昇局面の対応や格差の是正及び所得再分配機能の適切な発揮を始めとする観点から、各種所得の課税の在り方及び人的控除を始めとする各種控除の在り方の見直しを含む所得税の抜本的な改革の検討を進める。EBPMの取組を着実に推進するとともに、デジタル社会にふさわしい税制の構築及び納税環境の整備と適正・公平な課税を実現する観点から、制度及び執行体制の両面からの取組を強化するほか、新たな国際課税ルールへの対応を進める。		

本要望に 対応する 縮減案	-
---------------------	---

今回の要望（税負担軽減措置等）に関連する事項	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	1. 経済構造改革の推進及び地域経済の発展
		政策の達成目標	-
		税負担軽減措置等の適用又は延長期間	-
		同上の期間中の達成目標	-
		政策目標の達成状況	-
	有効性	要望の措置の適用見込み	-
		要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）	-
	相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	-
		予算上の措置等の要求内容及び金額	-
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	-
		要望の措置の妥当性	-

これまでの税負担軽減措置等の適用実績と効果に関連する事項	税負担軽減措置等の適用実績	-
	「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績	-
	税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）	-
	前回要望時の達成目標	-
	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	-
これまでの要望経緯		継続要望

令和8年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

(新 設 ・ 拡 充 ・ 延 長 ・ そ の 他)

[illegible]

今回の要望（税負担軽減措置等）に関連する事項	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	1. 経済構造改革の推進及び地域経済の発展（関連する閣議決定等） ○ 法人税の改革について（平成 26 年 6 月 27 日政府税制調査会取りまとめ）（抄） 2. 具体的な改革事項 （8）地方法人課税の見直し（法人事業税を中心に） ② 改革の方向性（略） また、行政サービスの受益を広く負担し合う地方税の趣旨に鑑みれば、法人所得に過度に依存することなく、住民税や固定資産税等のあり方も含めて検討していくことが必要である。
		政策の達成目標	国内企業の新たな設備投資による生産性の向上を促進するとともに、海外企業からの投資先としての日本の国際競争力を高める。
		税負担軽減措置等の適用又は延長期間	－
		同上の期間中の達成目標	企業の競争力強化に資する投資・国内立地の促進
		政策目標の達成状況	－
	有効性	要望の措置の適用見込み	－
		要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）	償却資産への課税が見直されることにより、機械・装置等の償却資産に対する新規の設備投資促進効果が見込まれ、老朽化した設備の入替や新規設備投資の増加が見込まれる。また、設備投資の増加による国内生産の増加や新規の企業立地等により、雇用機会の創出や雇用者所得の増加等を通じた我が国経済の活性化が見込まれる。
	相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	－
		予算上の措置等の要求内容及び金額	－
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	－
		要望の措置の妥当性	－

これまでの 税負担 軽減 措置等	税負担軽減措置等の 適用実績	-
	「地方税における 税負担軽減措置等 の適用状況等に関 する報告書」に おける適用実績	-
	税負担軽減措置等の適 用による効果（手段と しての有効性）	-

の 適 用 実 績 と 効 果 に 関 連 す る 事 項	前回要望時の 達成目標	-
	前回要望時からの 達成度及び目標に 達していない場合の理 由	-
これまでの要望経緯		継続要望

令和8年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（新設・拡充・延長・その他）

No	19	府省庁名	経済産業省
対象税目	個人住民税 法人住民税 事業税 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他（ ）		
要望項目名	地方法人課税の見直し		
要望内容（概要）	・特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要） 法人住民税 └─ 均等割 └─ 法人税割 資本金等の額等に応じて定額の負担を求める。 [税率] 道府県民税 : 2～80万円 市町村民税 : 5～300万円 〔 法人税額に応じた負担を求める。 〕 [税率] 道府県民税 : 法人税額の1.0% 市町村民税 : 法人税額の6.0% 法人事業税 ○ 電気供給業・ガス供給業・保険業以外の事業 ・ 資本金1億円超の普通法人 (外形課税対象法人) 〔 所得割（税率：1.0%）※年800万円超の所得 〕 外形標準課税（付加価値割：1.2%、資本割：0.5%） ・ 資本金1億円以下の普通法人 (所得割（税率：7.0%）※年800万円超の所得) ○ 電気供給業（送配電事業）・ガス供給業（導管事業）・保険業 (収入割（税率：1.3%）) ○ 電気供給業（発電及び小売電気事業者） ・ 資本金1億円超の普通法人 (外形課税対象法人) 〔 収入割（税率：1.05%） 〕 外形標準課税（付加価値割：0.37%、資本割：0.15%） ・ 資本金1億円以下の普通法人 (収入割（税率：1.05%）所得割（税率：1.85%）) ○ ガス供給業（特定ガス供給業） (収入割（税率：0.78%）外形標準課税（付加価値割：0.77%、資本割：0.32%）) 特別法人事業税 ○ 電気供給業・ガス供給業・保険業以外の事業 ・ 資本金1億円超の普通法人 (外形課税対象法人) (基準法人所得割額 × 260.0%) ・ 資本金1億円以下の普通法人 (基準法人所得割額 × 37.0%) ○ 電気供給業（送配電事業）・ガス供給業（ ）・保険業を営む法人 (基準法人収入割額 × 30.0%) ○ 電気供給業（発電及び小売事業者） ・ 資本金1億円超の普通法人 (外形課税対象法人) (基準法人収入割額 × 40.0%) ・ 資本金1億円以下の普通法人 (基準法人所得割額 × 40.0%) ○ ガス供給業（特定ガス供給業） (基準法人収入割額 × 62.5%) ・特例措置の内容 ○令和5年政府税制調査会とりまとめにおいて、社会経済状況の変化を把握するとともに、地方財源の偏在の度合いや地域間の財政力格差の状況等について注視し、税源の偏在性の小さい税体系の構築を目指していくことが重要とされていることを踏まえ、地方法人課税について、そのあり方を見直すことが必要。		
関係条文	〔 地方税法 第二章 道府県の普通税 第一節 道府県民税、第二節 事業税 ／第三章 市町村の普通税 第一節 市町村民税 特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律 等 〕		

減収 見込額	[初年度] — (—) [平年度] — (—) [改正増減収額] — (—) (単位：百万円)
要望理由	経済の好循環を生み出すためには、企業において、継続的な賃上げの取組を加速させていくことに加え、新たな設備投資によって生産性を向上させていく必要がある。 こうした観点から、企業への法人課税のあり方についても、経済の好循環を妨げることのないよう検討がなされるべきであり、令和5年政府税制調査会とりまとめにおいて、「社会経済状況の変化を把握するとともに、地方財源の偏在の度合いや地域間の財政力格差の状況等について注視し、税源の偏在性の小さい税体系の構築を目指していくことが重要」とされていることも踏まえれば、地方法人二税は、地域的な偏在性が大きく、景気の動向に左右され税収が不安定な財源であることから、地方税体系全体の中で、そのあり方を見直す必要がある。 また、その際は、以下のような指摘も踏まえつつ、検討していく必要がある。 1. 法人所得の地理的偏在により、自治体間の税収格差につながっている。 2. 他の税項目に比べ変動が大きく、自立的・安定的な地域的経営を行う基幹税として問題がある。 3. 応益性の観点から、行政サービスの受益と企業の税負担のバランスが不明瞭である。 4. 選挙権を行使できない法人に対して、自治体が超過課税を行っている。
本要望に 対応する 縮減案	—

今回の要望（税負担軽減措置等）に関連する事項	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	1. 経済構造改革の推進及び地域経済の発展 「わが国税制の現状と課題—令和時代の構造変化と税制のあり方—」（令和5年6月30日 政府税制調査会とりまとめ（抄）） （税源の偏在性の小さい地方税体系の構築） 特別法人事業税・譲与税制度創設までの一連の偏在是正の取組みにより、地域間の財政力格差の拡大や社会経済状況の変化等に対して地方税制上の一定の対応が行われてきました。今後も、社会経済状況の変化を把握するとともに、地方税源の偏在の度合いや地域間の財政力格差の状況等について注視し、税源の偏在性の小さい税体系の構築を目指していくことが重要です。 ○ 法人税の改革について（平成26年6月27日政府税制調査会取りまとめ）（抄） 1. 法人税改革の趣旨（略） 国・地方の法人税率の3分の1を地方法人課税が占めることを考えれば、地方法人課税の見直しは、法人税改革の重要な柱である。地方税は行政サービスの対価を広く受益者で負担するという「応益課税」の考え方が重要であることを踏まえ、住民税や固定資産税を含む地方税全体のあり方と、そのなかでの法人課税の位置づけを再検討することが必要である。立地競争力を高めたり、新規開業を促したりすることは、地方の経済活力においてもきわめて重要であり、その意味でも法人に過度に依存することがないように法人課税の位置づけを再検討しなければならない。 2. 具体的な改革事項 （8）地方法人課税の見直し（法人事業税を中心に） ② 改革の方向性（略） また、行政サービスの受益を広く負担し合う地方税の趣旨に鑑みれば、法人所得に過度に依存することなく、住民税や固定資産税等のあり方も含めて検討していくことが必要である。
		政策の達成目標	税源の偏在性の小さい税体系の構築により、法人の経済活動をより活性化し、経済の好循環をより確実なものとしていく。
		税負担軽減措置等の適用又は延長期間	恒久措置
		同上の期間中の達成目標	－
		政策目標の達成状況	－
	有効性	要望の措置の適用見込み	－

		要望の措置の 効果見込み （手段としての 有効性）	-
	相 当 性	当該要望項目 以外の税制上の 支援措置	
		予算上の措置等 の要求内容 及び金額	-
		上記の予算上 の措置等と 要望項目との 関係	-
		要望の措置の 妥当性	地域的な偏在性が小さい税体系を構築することにより、法人の経済活動をより活性化し、継続的な賃上げの取組を加速させていくことに加え、新たな設備投資によって生産性を向上させることで、経済の好循環をより確実なものとしていくことが見込まれる。

これまでの 税負担軽減 措置等の 適用実績 と効果に 関連する 事項	税負担軽減措置等の 適用実績	-
	「地方税における 税負担軽減措置等 の適用状況等に関 する報告書」に おける適用実績	-
	税負担軽減措置等の適 用による効果（手段と しての有効性）	-
	前回要望時の 達成目標	-
	前回要望時からの 達成度及び目標に 達していない場合の理 由	-
これまでの要望経緯		継続要望

令和 8 年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（ 新 設 ・ 拡 充 ・ 延 長 ・ その他 ）

No	20	府 省 庁 名	経済産業省
対象税目	個人住民税 法人住民税 事業税 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他（ ）		
要望 項目名	事業所税のあり方の検討		
要望内容 (概要)	事業所税のあり方について検討を行う。		
関係条文	地方税法第 4 章第 5 節 事業所税 等		
減収 見込額	[初年度] - (-) [平年度] - (-) [改正増減収額] - (単位：百万円)		
要望理由	事業所税は、人口 30 万以上の地方税法及び同施行令で定める市（特別区を含む）において、従業者給与総額（従業者割）と事業所床面積（資産割）に応じて課税されるため、企業の担税力や経営状況にかかわらず課税される点や、資本金 1 億円超の企業においては、課税標準が重複している外形標準課税の付加価値割に加えて課税されるなど過剰な負担であることから、事業所税のあり方について検討を行う必要がある。		
本要望に 対応する 縮減案	-		

今回の要望（税負担軽減措置等）に関連する事項	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	1. 経済構造改革の推進及び地域経済の発展 （関連する税制改正大綱、閣議決定等） 【法人税の改革について】（平成 26 年 6 月 27 日 政府税調とりまとめ） 1. 法人税改革の趣旨 国・地方の法人税率の 3 分の 1 を地方法人課税が占めることを考えれば、地方法人課税の見直しは、法人税改革の重要な柱である。地方税は行政サービスの対価を広く受益者で負担するという「応益課税」の考え方が重要であることを踏まえ、住民税や固定資産税を含む地方税全体のあり方と、そのなかでの法人課税の位置づけを再検討することが必要である。立地競争力を高めたり、新規開業を促したりすることは、地方の経済活力においてもきわめて重要であり、その意味でも法人に過度に依存することがないように法人課税の位置づけを再検討しなければならない。 2. 具体的な改革事項 （8）地方法人課税の見直し（法人事業税を中心に） また、行政サービスの受益を広く負担し合う地方税の趣旨に鑑みれば、法人所得に過度に依存することなく、住民税や固定資産税等のあり方も含めて検討していくことが必要である。
		政策の達成目標	地方税体系全体の中での法人課税の位置づけを再検討することを通じて、法人所得に対する過剰な課税状況を解消する。
		税負担軽減措置等の適用又は延長期間	恒久措置
		同上の期間中の達成目標	－
		政策目標の達成状況	－
	有効性	要望の措置の適用見込み	－
		要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）	地方税体系全体のあり方における法人課税の位置づけを再検討することを通じて、法人所得に対する過剰な課税状況を解消することにより、立地競争力の向上や新規開業の促進に繋がる。
	相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	－
		予算上の措置等の要求内容及び金額	－

		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	-
		要望の措置の妥当性	-

これまでの 税負担軽減 措置等の 適用実績 と効果に 関連する 事項	税負担軽減措置等の 適用実績	-
	「地方税における 税負担軽減措置等 の適用状況等に関 する報告書」に おける適用実績	-
	税負担軽減措置等の適 用による効果（手段と しての有効性）	-
	前回要望時の 達成目標	-
	前回要望時からの 達成度及び目標に 達していない場合の理 由	-
これまでの要望経緯		継続要望

令和 8 年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

(新 設 ・ 拡 充 ・ 延 長 ・ そ の 他)

[illegible]

今回の要望（税負担軽減措置等）に関連する事項	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	1. 経済構造改革の推進及び地域経済の発展
		政策の達成目標	早期事業再生法の施行に向けて、税制上の所要の措置を講ずることで、事業者の早期での事業再生の円滑化を図り、我が国の経済の活性化につなげる。
		税負担軽減措置等の適用又は延長期間	—
		同上の期間中の達成目標	—
		政策目標の達成状況	—
	有効性	要望の措置の適用見込み	—
		要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）	早期事業再生法の施行に向けて、税制上の所要の措置を講ずることは、事業者の早期での事業再生の円滑化を図り、我が国の経済の活性化につながる。
	相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	—
		予算上の措置等の要求内容及び金額	—
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
		要望の措置の妥当性	—

これまでの税負担軽減措置等の適用実績と効果に関連する事項	税負担軽減措置等の適用実績	—
	「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績	—
	税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）	—
	前回要望時の達成目標	—
	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—
これまでの要望経緯		令和5年度要望において「事業再構築を容易にするための制度に伴う所要の措置の検討」を要望し、「令和5年度税制改正の大綱」（令和4年12月23日閣議決定）において、事業再構築のための私的整理法制が整備されることを前提に、複数の措置が講じられることとなった。 その後、当該法制の更なる具体化に向けた検討が進められ、本年6月、早期事業再生法が成立・公布された。

令和 8 年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（ 新 設 ・ 拡 充 ・ 延 長 ・ その他 ）

No	2 2	府 省 庁 名	経済産業省
対象税目	個人住民税 法人住民税 事業税 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他（ ）		
要望 項目名	地域経済に波及効果をもたらす国内投資の増加を目的とする産業用地整備の促進に向けた所要の措置		
要望内容 (概要)	・ 特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要） 全国的に不足している産業用地を新たに確保し、国内投資の増加に資する観点から、限られた適地の有効利用及び計画的な土地利用を図るべく、地域経済に波及効果をもたらす国内投資の増加を目的とする産業用地整備を行う場合において、土地の譲渡に係る税制上の措置を検討する。 ・ 特例措置の内容 上記特例措置を創設する。		
関係条文	—		
減収 見込額	[初年度] 精査中 (—) [平年度] 精査中 (—) [改正増減収額] — (単位：百万円)		
要望理由	(1) 政策目的 産業用地に対するニーズが高まる中、限られた適地を有効利用し計画的な土地利用を図ることで、地域経済に波及効果をもたらす高付加価値産業の立地を後押しし、国内投資の増加に寄与する。 (2) 施策の必要性 2040 年度 200 兆円の官民国内投資目標（「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画 2025 年改訂版」（2025 年 6 月閣議決定））を達成するためには、半導体・電子部品の製造工場やデータセンターをはじめとする、地域の特性に応じて高い付加価値を創出する産業施設に活用するための産業用地を確保することが不可欠だが、こうした施設の中には、広大な敷地を要する、多量なエネルギーを消費する、豊富な水資源を要する、精密機器を安全に運搬するための交通の利便性が必要になるといった、立地条件が厳しく、適地が限られる施設が存在。 こうした施設の立地需要に対応し、地域に付加価値を創出する産業用地の整備を進めるためには、限られた適地を有効利用し、計画的に開発することが不可欠となる。 産業用地整備は、地方公共団体や土地開発公社が地域の特性・実情を踏まえて行っているが、一方で、地方公共団体の中には用地整備に必要なノウハウの不足（技術者の不足）や、整備に係る財政負担の大きさ、土地開発公社の減少により、産業用地整備が難しい状況になりつつあることから、ノウハウ等の補完のために民間開発事業者と連携し、産業用地整備を行う地方公共団体もある。 地方公共団体が単独で行う産業用地整備に加えて、民間開発事業者と連携して行う産業用地整備の事業においても、土地の譲渡に係る税制措置を講ずることにより、限られた適地の有効利用及び土地の計画的な利用を図り、地域経済に波及効果をもたらす国内投資を後押しする。		

本要望に 対応する 縮減案	—
---------------------	---

今回の要望（税負担軽減措置等）に関連する事項	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	【経済産業省政策評価基本計画】 1. 経済構造改革の推進及び地域経済の発展 【新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画 2025 年改訂版（令和 7 年 6 月 13 日閣議決定）】 Ⅲ. 投資立国の実現 2030 年度 135 兆円、2040 年度 200 兆円という新たな国内投資目標を官民で必ず実現する。
		政策の達成目標	2040 年度 200 兆円の官民国内投資目標の達成に向け、地域経済に裨益する高付加価値産業の立地基盤となる産業用地の確保を後押しする。
		税負担軽減措置等の適用又は延長期間	検討中
		同上の期間中の達成目標	政策の達成目標と同じ
		政策目標の達成状況	—
	有効性	要望の措置の適用見込み	精査中
		要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）	地方公共団体が、地域経済に波及効果を及ぼす高付加価値産業の基盤となる産業用地の整備を、地域の特性・実情を踏まえて行っている一方、令和 7 年 7 月に経済産業省が実施した調査では、今後産業用地を造成する際に、民間開発事業者と連携したいと考えている地方公共団体が約 60%に上ることから、地方公共団体が単独で行う産業用地整備に加えて、民間開発事業者と連携して行う産業用地整備の事業において、税制措置を講ずることは有効である。
	相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	—
		予算上の措置等の要求内容及び金額	—
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
		要望の措置の妥当性	高付加価値産業の立地基盤となる産業用地の適地が限られてきている現状において、地域経済に波及効果をもたらす産業用地を整備する際、地方公共団体が単独で行う産業用地整備に加えて、民間開発事業者と連携して行う産業用地整備の事業においても、土地の適正な利用・管理の観点等から土地の譲渡にかかる税制措置を設けることは、政策手段として有効且つ妥当である。

これまでの 税負担軽減 措置等の 適用実績 と効果に 関連する 事項	税負担軽減措置等の 適用実績	—
	「地方税における 税負担軽減措置等 の適用状況等に関 する報告書」に おける適用実績	—
	税負担軽減措置等の適 用による効果（手段と しての有効性）	—
	前回要望時の 達成目標	—
	前回要望時からの 達成度及び目標に 達していない場合の理 由	—
これまでの要望経緯		—

令和 8 年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（ 新 設 ・ 拡 充 ・ 延 長 ・ その他 ）

No	23	府 省 庁 名 経済産業省
対象税目	個人住民税 法人住民税 事業税 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他（自動車税、軽自動車税）	
要望 項目名	車体課税の抜本見直し	
要望内容 (概要)	・ 特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要） 自動車税、軽自動車税 ・ 特例措置の内容 令和 7 年度与党税制改正大綱における基本的考え方を踏まえ、米国追加関税等の国内自動車産業への影響も踏まえつつ、市場の活性化に寄与し、2050 年カーボンニュートラルの実現にも積極的に貢献するものとして、環境性能割の廃止等取得時の負担の軽減を行い、保有時において重量及び CO2 排出量削減に資する環境性能に応じて負担を決定する公平・中立・簡素な制度とするとともに、自動車の枠を超えたモビリティ産業の発展に伴う経済的・社会的な受益者の広がりや保有から利用への移行等を踏まえつつ、受益と負担の関係も含め、公平・中立・簡素な課税のあり方について、中長期的な視点に立って検討を行う。 （1）米国追加関税等の国内自動車産業への影響も踏まえつつ、国内市場を活性化するため、環境性能割の廃止等取得時の負担の軽減を行う。 （2）カーボンニュートラルに積極的に貢献するため、保有時の課税について、重量及び CO2 排出量削減に資する環境性能に応じた公平・中立・簡素な制度とする。上記の見直しに伴う経過措置として、自動車重量税のエコカー減税、自動車税及び軽自動車税のグリーン化特例について、延長を行う。 （3）自動車の枠を超えたモビリティ産業の発展に伴う経済的・社会的な受益者の広がりや保有から利用への移行等も踏まえるとの考え方を踏まえつつ、公平・中立・簡素な課税のあり方について、中長期的な視点から検討を行う。	
関係条文	自動車税 地方税法第 145 条～第 177 条の 24、附則第 12 条の 2 の 10～第 12 条の 5、 地方税法施行令第 44 条～第 44 条の 11、地方税法施行規則第 9 条～第 9 条の 17、附則第 5 条 軽自動車税 地方税法第 442 条～第 463 条の 30、附則第 29 条の 9～第 30 条の 2、 地方税法施行令第 52 条の 18～第 52 条の 23、地方税法施行規則第 15 条の 8～第 16 条、附則第 7 条	
減収 見込額	[初年度] — (—) [平年度] — (—) [改正増減収額] — (単位：百万円)	
要望理由	（1）政策目的 令和 7 年度与党税制改正大綱における基本的考え方を踏まえ、米国追加関税等の国内自動車産業への影響も踏まえつつ、市場の活性化に寄与し、2050 年カーボンニュートラルの実現にも積極的に貢献するものとして、環境性能割の廃止等取得時の負担の軽減を行い、保有時において重量及び CO2 排出量削減に資する環境性能に応じて負担を決定する公平・中立・簡素な制度とするとともに、自動車の枠を超えたモビリティ産業の発展に伴う経済的・社会的な受益者の広がりや保有から利用への移行等を踏まえつつ、受益と負担の関係も含め、公平・中立・簡素な課税のあり方について、中長期的な視点に立って検討を行う。 （2）施策の必要性 令和 7 年度与党税制改正大綱において、 「自動車関係諸税については、日本の自動車戦略やインフラ整備の長期展望等を踏まえるとともに、「2050 年カーボンニュートラル」目標の実現に積極的に貢献するものでなければならない。その上で、 ①CASE に代表される環境変化にも対応するためのインフラの維持管理・機能強化の必要性、地域公共交通のニーズの高まり等を踏まえつつ、自動車関係諸税全体として、国・地方を通じた安定的な財源を確保することを前提とする ②わが国のマルチパスウェイ戦略の下で、多様な動力源（パワートレイン）が併存していくことを踏まえた	

	税制とする また、わが国の自動車産業を取り巻く国際環境の変化を踏まえ、補助金等も活用しつつ、市場活性化や産業基盤の維持発展に配慮するとともに、電費改善等のイノベーションを促し、質の高い電気自動車等の普及に資する税制とする ③二酸化炭素排出量抑制により、脱炭素化に向けた取組に積極的に貢献するものとする ④自動車関係諸税を負担する自動車ユーザーの理解にも資するよう、受益者負担・原因者負担といった課税の考え方や、これまでの沿革等を踏まえつつ、使途の明確化を図るとともに、受益と負担の対応関係を分かりやすく説明していく その際、中長期的には、データの利活用による新たなモビリティサービスの発展等、自動車の枠を超えたモビリティ産業の発展に伴う経済的・社会的な受益者の広がりや保有から利用への移行等も踏まえるとの考え方を踏まえつつ、公平・中立・簡素な課税のあり方について、中長期的な視点から、車体課税・燃料課税を含め総合的に検討し、見直しを行う。 車体課税については、カーボンニュートラルの実現に積極的に貢献するものとするべく、国・地方の税収中立の下で、取得時における負担軽減等課税のあり方を見直すとともに、自動車の重量及び環境性能に応じた保有時の公平・中立・簡素な税負担のあり方等について、関係者の意見を聴取しつつ検討し、令和8年度税制改正において結論を得る。」とされたところ。 上記を踏まえ、車体課税について米国追加関税等の国内自動車産業への影響も踏まえつつ、市場の活性化に寄与し、2050年カーボンニュートラルの実現にも積極的に貢献するものとするべく、環境性能割の廃止等取得時の負担の軽減を行い、保有時において重量及びCO2排出量削減に資する環境性能に応じて負担を決定する公平・中立・簡素な制度とするとともに、自動車の枠を超えたモビリティ産業の発展に伴う経済的・社会的な受益者の広がりや保有から利用への移行等を踏まえつつ、受益と負担の関係も含め、公平・中立・簡素な課税のあり方について、中長期的な視点に立って検討を行う必要がある。
本要望に対応する縮減案	—

今回の要望	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	1. 経済構造改革の推進及び地域経済の発展
-------	-----	-------------------	-----------------------

- ①自動車市場の拡大を通じて、自動車産業、ひいては日本産業全体の活性化を図る。
②環境性能に優れた自動車の普及促進のため、乗用車の新車販売について、2030 年までに次世代自動車の割合を 5～7 割（うち電気自動車とプラグインハイブリッド自動車を合わせた割合を 2～3 割）、2035 年までに電動車の割合を 100%とすることを目指す。

（関連する与党税制改正大綱、閣議決定等）

○令和 7 年度税制改正大綱（令和 6 年 12 月 20 日）

第一 令和 7 年度税制改正の基本的考え方 4. 自動車関係諸税の総合的な見直し

（1）見直しに当たっての基本的考え方

自動車関係諸税については、日本の自動車戦略やインフラ整備の長期展望等を踏まえるとともに、「2050 年カーボンニュートラル」目標の実現に積極的に貢献するものでなければならない。その上で、

①CASE に代表される環境変化にも対応するためのインフラの維持管理・機能強化の必要性、地域公共交通のニーズの高まり等を踏まえつつ、自動車関係諸税全体として、国・地方を通じた安定的な財源を確保することを前提とする

②わが国のマルチパスウェイ戦略の下で、多様な動力源（パワートレイン）が併存していくことを踏まえた税制とする

また、わが国の自動車産業を取り巻く国際環境の変化を踏まえ、補助金等も活用しつつ、市場活性化や産業基盤の維持発展に配慮するとともに、電費改善等のイノベーションを促し、質の高い電気自動車等の普及に資する税制とする

③二酸化炭素排出量抑制により、脱炭素化に向けた取組に積極的に貢献するものとする

④自動車関係諸税を負担する自動車ユーザーの理解にも資するよう、受益者負担・原因者負担といった課税の考え方や、これまでの沿革等を踏まえつつ、使途の明確化を図るとともに、受益と負担の対応関係を分かりやすく説明していく

その際、中長期的には、データの利活用による新たなモビリティサービスの発展等、自動車の枠を超えたモビリティ産業の発展に伴う経済的・社会的な受益者の広がりや保有から利用への移行等も踏まえる

との考え方を踏まえつつ、公平・中立・簡素な課税のあり方について、中長期的な視点から、車体課税・燃料課税を含め総合的に検討し、見直しを行う。

（2）車体課税の見直し

車体課税については、カーボンニュートラルの実現に積極的に貢献するものとするべく、国・地方の税収中立の下で、取得時における負担軽減等課税のあり方を見直すとともに、自動車の重量及び環境性能に応じた保有時の公平・中立・簡素な税負担のあり方等について、関係者の意見を聴取しつつ検討し、令和 8 年度税制改正において結論を得る。

（3）利用に応じた負担の適正化に向けた課税の枠組み

異なるパワートレイン間の税負担の公平性や将来に向けた安定的な財源確保、ユーザーの納得感の観点から、利用に応じた負担について、使途、執行・関係技術等を踏まえ検討し、課税の枠組みについて、令和 8 年度税制改正において結論を得る。

○未来投資戦略 2018（平成 30 年 6 月 15 日）

第 2 具体的な施策 I [2] 1. エネルギー・環境 （1）KPI の主な進捗状況

《KPI》2030 年までに乗用車の新車販売に占める次世代自動車の割合を 5～7 割とすることを目指す。

（参考）次世代自動車戦略 2010（平成 22 年 4 月 12 日）2030 年の乗用車車種別普及目標

次世代自動車	50～70%
ハイブリッド自動車	30～40%
電気自動車 プラグインハイブリッド自動車	20～30%
燃料電池自動車	～3%
クリーンディーゼル自動車	5～10%

○エネルギー基本計画（令和 7 年 2 月 18 日閣議決定）

乗用車については、2035 年までに、新車販売で電動車（電気自動車、燃料電池自動車、プラグインハイブリッド自動車及びハイブリッド自動車）100%の実現を目指す。

		税負担軽減措置等の適用又は延長期間	—
		同上の期間中の達成目標	—
		政策目標の達成状況	国内自動車市場はバブル期をピークに縮小している。自動車市場の拡大を通じて、自動車産業、ひいては日本経済全体の活性化を図ることが必要。 <国内自動車販売台数の推移> 令和2年度 466万台 令和3年度 422万台 令和4年度 439万台 令和5年度 453万台 令和6年度 457万台 エコカー減税等により、環境性能に優れた自動車の普及は進みつつあるものの、2030年までに乗用車の新車販売台数に占める次世代自動車の割合を5～7割（うち、電気自動車とプラグインハイブリッド自動車を合わせた割合を2～3割）とすることを目指す、2035年までに乗用車新車販売で電動車100%を実現するという政府目標の達成に向け、更なる普及促進を図る必要がある。 <新車販売台数に占める電動車の割合> 令和2年度 37.2% 令和3年度 41.7% 令和4年度 46.6% 令和5年度 53.2% 令和6年度 55.0%
有効性		要望の措置の適用見込み	国内の自動車販売台数は400～500万台前後で推移しており、これらの自動車ユーザーの負担軽減となる。 <国内自動車販売台数の推移> 令和2年度 466万台 令和3年度 422万台 令和4年度 439万台 令和5年度 453万台 令和6年度 457万台
		要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）	令和7年度与党税制改正大綱において、「自動車関係諸税については、日本の自動車戦略やインフラ整備の長期展望等を踏まえるとともに、「2050年カーボンニュートラル」目標の実現に積極的に貢献するものでなければならない。その上で、 ①CASEに代表される環境変化にも対応するためのインフラの維持管理・機能強化の必要性、地域公共交通のニーズの高まり等を踏まえつつ、自動車関係諸税全体として、国・地方を通じた安定的な財源を確保することを前提とする ②わが国のマルチパスウェイ戦略の下で、多様な動力源（パワートレイン）が併存していくことを踏まえた税制とする また、わが国の自動車産業を取り巻く国際環境の変化を踏まえ、補助金等も活用しつつ、市場活性化や産業基盤の維持発展に配慮するとともに、電費改善等のイノベーションを促し、質の高い電気自動車等の普及に資する税制とする ③二酸化炭素排出量抑制により、脱炭素化に向けた取組に積極的に貢献するものとする ④自動車関係諸税を負担する自動車ユーザーの理解にも資するよう、受益者負担・原因者負担といった課税の考え方や、これまでの沿革等を踏まえつつ、用途の明確化を図るとともに、受益と負担の対応関係を分かりやすく説明していく その際、中長期的には、データの利活用による新たなモビリティサービスの発展等、自

相当性			自動車の枠を超えたモビリティ産業の発展に伴う経済的・社会的な受益者の広がりや保有から利用への移行等も踏まえる との考え方を踏まえつつ、公平・中立・簡素な課税のあり方について、中長期的な視点から、車体課税・燃料課税を含め総合的に検討し、見直しを行う。 車体課税については、カーボンニュートラルの実現に積極的に貢献するものとすべく、国・地方の税収中立の下で、取得時における負担軽減等課税のあり方を見直すとともに、自動車の重量及び環境性能に応じた保有時の公平・中立・簡素な税負担のあり方等について、関係者の意見を聴取しつつ検討し、令和8年度税制改正において結論を得る。」とされており、この方針の実現を図る。
	当該要望項目以外の税制上の支援措置	—	
	予算上の措置等の要求内容及び金額	クリーンエネルギー自動車導入促進補助金 —令和6年度補正予算額：1,100億円 —電気自動車等の購入者に対し、車両価格の一部を補助 環境・エネルギー制約への対応の観点から、優れた環境性能を有する電気自動車、プラグインハイブリッド自動車、燃料電池自動車等の普及促進を図る。	
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	本税制改正要望は、自動車市場の拡大を通じて、自動車産業、ひいては日本経済全体の活性化を図ることに加え、ハイブリッド自動車等を含む環境性能に優れた自動車の普及促進を目的としている。 一方で、上記補助金は、電気自動車、プラグインハイブリッド自動車、燃料電池自動車等の環境性能が特に優れ、従来車との価格差が大きい自動車に対して、購入補助を行うことで、初期需要を喚起するために行うものである。	
	要望の措置の妥当性	令和7年度与党税制改正大綱における基本的考え方を踏まえ、米国追加関税等の国内自動車産業への影響も踏まえつつ、市場の活性化に寄与し、2050年カーボンニュートラルの実現にも積極的に貢献するものとすべく、環境性能割の廃止等取得時の負担の軽減を行い、保有時において重量及びCO2排出量削減に資する環境性能に応じて負担を決定する公平・中立・簡素な制度とするとともに、自動車の枠を超えたモビリティ産業の発展に伴う経済的・社会的な受益者の広がりや保有から利用への移行等を踏まえつつ、受益と負担の関係も含め、公平・中立・簡素な課税のあり方について、中長期的な視点に立って検討を行う。	

これまでの税負担軽減措置等の適用実績と効果に関連する事項	税負担軽減措置等の適用実績	<新車販売に占めるエコカー減税対象車の割合> 令和2年度 62.7% 令和3年度 68.8% 令和4年度 67.2% 令和5年度 69.8% 令和6年度 67.3% <エコカー減税（自動車重量税（財務省試算））> 令和2年度 ▲600億円 令和3年度 ▲510億円 令和4年度 ▲400億円 令和5年度 ▲380億円 令和6年度 ▲500億円
	「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績	<自動車税のグリーン化特例> 令和元年度 軽課分 334億円 重課分 450億円 令和2年度 軽課分 296億円 重課分 437億円 令和3年度 軽課分 254億円 重課分 440億円 令和4年度 軽課分 10億円 重課分 435億円 令和5年度 軽課分 15億円 重課分 440億円 <軽自動車税のグリーン化特例> 令和元年度 軽課分 34億円 重課分 296億円 令和2年度 軽課分 32億円 重課分 310億円 令和3年度 軽課分 26億円 重課分 322億円 令和4年度 軽課分 0億円 重課分 335億円 令和5年度 軽課分 3億円 重課分 348億円
	税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）	適用要件を満たす全ての自動車対象であるため特定の者に偏ってはいない。
	前回要望時の達成目標	—
	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—
これまでの要望経緯		—

令和 8 年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（ 新 設 ・ 拡 充 ・ 延 長 ・ その他 ）

No	2 4	府 省 庁 名 経済産業省
対象税目	個人住民税 法人住民税 事業税 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他 （ 地方消費税 ）	
要望 項目名	国境を越えた EC 取引に係る消費課税の在り方の検討	
要望内容 （概要）	国内事業者と国外事業者の間における課税の公平性や競争条件の中立性確保の観点から、国境を越えた EC 取引に対する消費課税の在り方について検討する。	
関係条文	—	
減収 見込額	[初年度] — （ — ） [平年度] — （ — ） [改正増減収額] — （単位：百万円）	
要望理由	（１）政策目的 近年、グローバル化やプラットフォーム経済の発展により、国外事業者が容易に他国市場へアクセスできるようになり、国境を越えた EC 取引に係る市場規模の拡大が続いている。またこうした取引による国外事業者からの少額貨物の輸入も急増している。 諸外国では、プラットフォーム事業者を介した物販に対する付加価値税について、付加価値税の効果的かつ効率的な課税を確保するとともに、税務当局、プロバイダー及び消費者の負担を軽減する観点から、プラットフォーム事業者に申告・納税を求める制度が既に導入されている。また、少額輸入貨物の免税制度についても見直す動きが広がっている。 我が国においても、諸外国における制度や執行上の課題、プラットフォーム運営事業者の役割等を踏まえ、事業者の事務負担や税務当局の執行可能性に配慮しつつ、国内外の事業者間の競争条件の公平性と中立性の観点から、国外事業者の効果的かつ効率的な課税を確保するための方策の導入に向けた具体的な検討を進める。 （２）施策の必要性 国外事業者が、プラットフォーム事業者が管理する国内倉庫に一旦納めた商品について EC サイトを通じて販売する場合、国外事業者が国内販売に係る消費税の納税義務を負うが、多くの無申告が生じているおそれがある。 また、EC サイトを通じて販売した商品を国外事業者が国内消費者に直送する場合、少額な貨物が免税対象とされているほか、課税価格の計算上有利に取り扱われる。 これらの取引について国内事業者との間に競争上の不均衡が生じているおそれがある。 今後も、国境を越えた EC 取引は大きく拡大していくことが見込まれている中、国外事業者の適切な納税を担保し、国内外の事業者間における課税の公平性を実現することによって、国内外の競争条件の中立性を確保することは喫緊の課題である。	

本要望に 対応する 縮減案	—
---------------------	---

今回の要望（税負担軽減措置等）に関連する事項	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	-
		政策の達成目標	-
		税負担軽減措置等の適用又は延長期間	-
		同上の期間中の達成目標	-
		政策目標の達成状況	-
	有効性	要望の措置の適用見込み	-
		要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）	-
	相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	-
		予算上の措置等の要求内容及び金額	-
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	-
		要望の措置の妥当性	-

これまでの 税負担軽減 措置等の 適用実績 と効果に 関連する 事項	税負担軽減措置等の 適用実績	-
	「地方税における 税負担軽減措置等 の適用状況等に関 する報告書」に おける適用実績	-
	税負担軽減措置等の適 用による効果（手段と しての有効性）	-
	前回要望時の 達成目標	-
	前回要望時からの 達成度及び目標に 達していない場合の理 由	-
これまでの要望経緯		-

令和8年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

(新 設 ・ 拡 充 ・ 延 長 ・ そ の 他)

No	25	府省庁名	経済産業省
対象税目	個人住民税 法人住民税 事業税 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他 (地方消費税)		
要望項目名	脱炭素成長型経済構造移行推進機構に係る税制上の所要の措置		
要望内容 (概要)	・特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要） 令和7年5月28日に改正された脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律（令和5年法律第32号）において、脱炭素成長型経済構造移行推進機構（以下「機構」という。）が新たに排出枠取引市場の運営等のカーボンプライシング業務などを担うことが法制化されたことに伴い、所得税、法人税、消費税、印紙税及び登録免許税について、税制上の所要の措置を講ずるもの。 ・特例措置の内容 ○法人住民税（（法人税割）法人税法別表二の公益法人等としての非課税措置を適用） ○事業税（地方税法第72条の5第1項による非課税措置を適用） ○事業所税（法人税法別表第二の公益法人等として非課税措置を適用） ○地方消費税 ※消費税（国税）と連動した要望		
関係条文	(地方税法第24条第5項（法人住民税(法人税割)）、第72条の5第1項（事業税）、第701条の34第2項（事業所税）、法人税法第2条第6号、別表第二)		
減収見込額	[初年度]	- (-)	[平年度] - (-) (単位：百万円)
要望理由	(1) 政策目的 機構が担う化石燃料賦課金等の徴収、排出量取引制度の運営等を通じて、今後10年間で150兆円超のGX投資を実現する。 (2) 施策の必要性 世界規模でグリーン・トランスフォーメーション（以下「GX」という。）実現に向けて投資競争が加速する中で、我が国でも2050年カーボンニュートラル等の国際公約及び産業競争力強化・経済成長を同時に実現していくためには、今後10年間で150兆円を超える官民のGX投資が必要である。 令和4年12月にGX実行会議で取りまとめられた「GX実現に向けた基本方針」（令和5年2月10日閣議決定）及び「脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律（以下「GX推進法」という）」（令和5年5月12日成立）により、機構の設立含め「成長志向型カーボンプライシング構想」等の新たな政策が具体化されることとなった。 その後、令和7年5月28日に改正されたGX推進法において、機構が排出枠取引市場の運営等のカーボンプライシング業務などを担うことが法制化された。当該業務を円滑に実施するため、今般、税制上の措置を設けることを要望するものである。		
本要望に対応する縮減案	-		

今回の要望（税負担軽減措置等）に関連する事項	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	6. 資源エネルギーの安定的かつ効率的な供給の確保並びに脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進 【背景となる法律・閣議決定】 ○脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律（令和5年法律第32号） （機構の目的） 第七十七条 脱炭素成長型経済構造移行推進機構（以下「機構」という。）は、化石燃料賦課金及び特定事業者負担金の徴収に係る事務、特定事業者排出枠の割当て及び入札の実施に関する業務、脱炭素成長型投資事業者排出枠の割当てに係る事務、脱炭素成長型投資事業者に対する脱炭素成長型投資事業者排出枠の取引の機会の提供、脱炭素成長型経済構造への円滑な移行に資する事業活動を行う者に対する債務保証その他の支援等を行うことにより、脱炭素成長型経済構造への円滑な移行を推進することを目的とする。 （業務の範囲） 第一百十一条 機構は、第七十七条の目的を達成するため、次に掲げる業務を行う。 - 一 化石燃料賦課金の徴収に係る事務 - 二 特定事業者排出枠の割当て及び入札の実施に関する業務 - 三 特定事業者負担金の徴収に係る事務 - 四 法人等保有口座の開設、法人等保有口座名義人に係る事項の記録の変更、脱炭素成長型投資事業者排出枠の振替及び排出枠口座簿に記録されている事項を証明した書面の交付に関する業務 - 五 脱炭素成長型投資事業者排出枠の割当て、脱炭素成長型投資事業者排出枠の量の通知、脱炭素成長型投資事業者排出枠の償却、未償却相当負担金及び延滞金の徴収並びに法人等保有口座に係る記録の訂正等に係る事務 - 六 脱炭素成長型投資事業者に対する脱炭素成長型投資事業者排出枠の取引（イにおいて「排出枠取引」という。）の機会の提供に関する次に掲げる業務 - イ 排出枠取引を行うための市場（第百十三条第三項第一号において「排出枠取引市場」という。）の設置及び運営 - ロ 脱炭素成長型経済構造への円滑な移行に資する事業活動に係る指標等の情報の提供 - 七 脱炭素成長型投資事業者排出枠の取引価格の調整のための脱炭素成長型投資事業者排出枠の買入れに関する業務 - 八 脱炭素成長型経済構造への円滑な移行に資する事業活動（以下「対象事業活動」という。）を行う者に対する次に掲げる業務 - イ 対象事業活動を行う者の発行する社債及び資金の借入れに係る債務の保証 - ロ 対象事業活動に必要な資金の出資 - ハ 対象事業活動を行う者の発行する社債の引受け - ニ 対象事業活動に関する専門家の派遣 - ホ 対象事業活動に関する必要な助言 - 九 脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に資する投資その他の事業活動に関する調査研究、知識の普及及び啓発並びに当該事業活動を担う人材の養成及び資質の向上に関する業務 - 十 前各号に掲げる業務に附帯する業務
-------------------------------	------------	--------------------------	---

		○GX2040 ビジョン 脱炭素成長型経済構造移行推進戦略 改訂 (令和7年2月18日閣議決定) (2) 成長志向型カーボンプライシング構想の実現に向けた制度措置 1) 排出量取引制度の本格稼働 ① 基本的考え方 成長志向型カーボンプライシング構想では、排出量取引制度を段階的に発展させることとしている。第1段階として2023年度から開始したGXリーグは、参加企業のリーダーシップに基づく自主参加型の枠組みであり、自主的に目標設定することで、企業に説明責任が発生し、強いコミットメント・削減インセンティブを高める設計であった。このGXリーグでの取組状況を基礎に、企業のGXのための取組を加速させていくため、2026年度からは制度に係る公平性・実効性を高めつつ対象企業の業種特性や脱炭素への道筋等を考慮する柔軟性を有する形で、排出量取引制度を本格稼働させる。このため、GX推進法の改正案を国会に提出し、以下のような要素を基本枠組みとして備えた排出量取引制度を導入する。なお、当該制度の執行に係る事務の一部については、GX推進機構が担う。 ○新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画 2025 年改訂版 (令和7年6月13日閣議決定) Ⅲ. 投資立国の実現 3. GX・DXの着実な推進 (1) GX ②成長志向型カーボンプライシング構想の実行と更なる発展 ii) 成長志向型カーボンプライシングの具体化 GX2040 ビジョン等に基づき、2026年度からの排出量取引制度の本格稼働、2028年度からの化石燃料賦課金の導入等、成長志向型カーボンプライシングの具体化、CDR等の取組からのクレジット創出に必要な制度整備を進めていく。
	政策の達成目標	2050 年カーボンニュートラル等の国際公約及び産業競争力強化・経済成長の同時実現に向けて、今後 10 年間で官民 150 兆円超のGX投資を実現するため、機構は化石燃料賦課金等の徴収、排出量取引制度の運営等を行う。
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	期間の定めのない措置
	同上の期間中の達成目標	2050 年カーボンニュートラル等の国際公約及び産業競争力強化・経済成長の同時実現。
	政策目標の達成状況	令和5年6月30日 GX推進法 施行 令和6年7月1日 機構業務開始 令和7年5月28日 GX推進法 改正 (今後の予定) 令和8年度以降 排出量取引市場の本格稼働 令和10年度以降 化石燃料賦課金の導入
有効性	要望の措置の適用見込み	1 法人 (機構)

	相当性	要望の措置の効果見込み (手段としての有効性)	業務運営に係る予算が国費により充当している極めて公共性の高い法人である機構について、税制上の措置を講ずることにより、限られた予算の中で効率的に化石燃料賦課金の徴収、排出量取引制度の運営等といった業務を実施することが可能となる。仮に税制上の措置を講じない場合、機構に税負担が発生することで、機構の目的である脱炭素成長型経済構造への円滑な移行に支障を及ぼしかねない。
		当該要望項目以外の税制上の支援措置	・ 所得税（公共法人等（所得税法別表第一））として引き続き非課税措置を適用 ・ 法人税（公益法人等（法人税法別表第二））として引き続き非課税措置を適用するとともに、対象となる業務の範囲を拡充 ・ 消費税（消費税法別表第三に掲げる法人）として引き続き課税の特例措置を適用 ・ 印紙税（印紙税法別表第三に掲げる者）として引き続き非課税措置を適応するとともに、対象となる業務の範囲を拡充 ・ 登録免許税（登録免許税法別表第三に掲げる者）として引き続き非課税措置を適用
		予算上の措置等の要求内容及び金額	令和8年度予算要求
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	税制上の措置に加えて、国の予算措置を一体的に実施することにより、機構において、脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進が可能となる。
		要望の措置の妥当性	機構は、業務運営に係る予算が国費により充当している極めて公共性の高い法人である。なお、機構と同様の業務を行う認可法人等は税制上の優遇を受けていることから、機構だけ別の扱いをすることは均衡を欠くこととなる。

これまでの税負担軽減措置等の適用実績と効果に関連する事項	税負担軽減措置等の適用実績	1 法人（機構）
	「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績	—
	税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）	業務運営に係る予算が国費により充当され、政府及び政府以外の者が出資できるとされている極めて公共性の高い法人である機構について、税制上の措置を講ずることにより、限られた予算の中で効率的に金融支援業務といった業務を実施することが可能となる。 仮に税制上の措置を講じない場合、機構に税負担が発生することで、機構の目的である脱炭素成長型経済構造への円滑な移行に支障を及ぼしかねない。
	前回要望時の達成目標	業務運営に係る予算が国費により充当され、政府及び政府以外の者が出資できるとされている極めて公共性の高い法人である機構について、税制上の措置を講ずることにより、限られた予算の中で効率的に金融支援業務といった業務を実施することが可能となる。 仮に税制上の措置を講じない場合、機構に税負担が発生することで、機構の目的である脱炭素成長型経済構造への円滑な移行に支障を及ぼしかねない。
	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—
これまでの要望経緯		令和6年度 創設

令和 8 年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（ 新 設 ・ 拡 充 ・ 延 長 ・ その他 ）

No	26	府 省 庁 名 経済産業省
対象税目	個人住民税 法人住民税 事業税 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他（ ）	
要望 項目名	電力システムの脱炭素化の実現及び安定的なエネルギー需給構造の確立に向けた所要の措置	
要望内容 (概要)	・ 特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要） － ・ 特例措置の内容 最近の我が国のエネルギーを巡る情勢変化を踏まえ、電力システムの脱炭素化の実現及び安定的なエネルギー需給構造の確立に向けた所要の措置を検討する。	
関係条文	－	
減収 見込額	[初年度] － （ － ） [平年度] － （ － ） [改正増減収額] － （単位：百万円）	
要望理由	（１）政策目的 脱炭素と安定供給を実現する持続的な電力システム及び安定的なエネルギー需給構造の構築へ向けた取組を推進する。 （２）施策の必要性 電力システム改革の狙いに対して一定の進捗があったが、供給力の確保や、国際燃料価格の急騰等による電気料金の高騰といった課題に直面している。また、カーボンニュートラルの必要性の高まり、DXやGXの進展による電力需要の増加の可能性などへの対応も求められている。そうした中で、産業競争力強化の観点から、脱炭素電源の確保、燃料費の抑制等による国際的に遜色ない価格での電気の供給の重要性も高まっている。これらを踏まえれば、「国際情勢の変化や需要増大の可能性に対応できる安定的な電力供給の実現」、「電力システムの脱炭素化の推進」、「安定供給や脱炭素化、物価上昇等による価格への影響を抑制しつつ、需要家に安定的な価格水準で電力を供給できる環境の整備」という三つの大きな課題へ対応していくことが、これからの電力システムが目指すべき方向性であり、その実現に向けて所要の措置を講じる必要がある。	
本要望に 対応する 縮減案	－	

今回の要望（税負担軽減措置等）に関連する事項	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	6. 資源エネルギーの安定的かつ効率的な供給の確保並びに脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進 ○エネルギー基本計画（令和7年2月閣議決定） 8. エネルギーシステム改革 （2）脱炭素と安定供給を実現する持続的な電力システムの構築へ向けた取組 ①これからの電力システムが目指すべき方向性 電力システム改革の狙いに対して、広域融通の仕組みの構築や小売自由化による価格の抑制、事業機会の創出といった点で、電力システム改革の狙いに対して一定の進捗があったが、供給力の確保や、国際燃料価格の急騰等による電気料金の高騰といった課題に直面している。また、カーボンニュートラルの必要性の高まり、DXやGXの進展による電力需要の増加の可能性などへの対応も求められている。そうした中で、産業競争力強化の観点から、脱炭素電源の確保、燃料費の抑制等による国際的に遜色ない価格での電気の供給の重要性も高まっている。これらを踏まえれば、「国際情勢の変化や需要増大の可能性に対応できる安定的な電力供給の実現」、「電力システムの脱炭素化の推進」、「安定供給や脱炭素化、物価上昇等による価格への影響を抑制しつつ、需要家に安定的な価格水準で電力を供給できる環境の整備」という三つの大きな課題へ対応していくことが、これからの電力システムが目指すべき方向性である。
		政策の達成目標	脱炭素と安定供給を実現する持続的な電力システム及び安定的なエネルギー需給構造の構築へ向けた取組を推進する。
		税負担軽減措置等の適用又は延長期間	—
		同上の期間中の達成目標	—
	有効性	政策目標の達成状況	—
		要望の措置の適用見込み	—
	相当性	要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）	—
		当該要望項目以外の税制上の支援措置	—
		予算上の措置等の要求内容及び金額	—

		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
		要望の措置の妥当性	
これまでの税負担軽減措置等の適用実績と効果に関連する事項	税負担軽減措置等の適用実績		
		「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績	
	税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）		—
	前回要望時の達成目標		—
	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由		—
これまでの要望経緯			

令和 8 年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（ 新 設 ・ 拡 充 ・ 延 長 ・ そ の 他 ）

No	27	府 省 庁 名	経済産業省
対象税目	個人住民税 法人住民税 事業税 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他（ 地方消費税 ）		
要望 項目名	独立行政法人中小企業基盤整備機構に係る産業用地の整備に向けた税制上の所要の措置		
要望内容 （概要）	・ 特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要） 全国的に不足している産業用地を新たに確保し、国内投資の増加に資する観点から、独立行政法人中小企業基盤整備機構が新たに実施する、産業用地整備に関する融資業務の実施に係る所要の税制上の措置を検討する。 ・ 特例措置の内容 ○法人住民税（（法人税割）法人税法施行令第 5 条第 3 号に規定する非収益事業としての非課税措置を適用） ○事業税（地方税法第 72 条の 5 第 1 項による非課税措置を適用） ○事業所税（法人税法施行令第 5 条第 3 号に規定する非収益事業としての非課税措置を適用） ○地方消費税 ※消費税（国税）と連動した要望		
〔関係条文〕	〔地方税法第 24 条第 5 項（法人住民税（法人税割））、第 72 条の 5 第 1 項（事業税）、第 701 条の 34 第 2 項（事業所税）、法人税法施行令第 5 条第 3 号〕		
減収 見込額	[初年度] — (—) [平年度] — (—) [改正増減収額] — (単位：百万円)		
要望理由	（１）政策目的 産業用地に対するニーズが高まる中、限られた適地を有効利用し計画的な土地利用を図ることで、地域経済に波及効果をもたらす高付加価値産業の立地を後押しし、国内投資の増加に寄与する。 （２）施策の必要性 2040 年度 200 兆円の官民国内投資目標（「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画 2025 年改訂版」（2025 年 6 月閣議決定））を達成するためには、半導体・電子部品の製造工場やデータセンターをはじめとする、地域の特性に応じて高い付加価値を創出する産業施設に活用するための産業用地を確保することが不可欠だが、こうした施設の中には、広大な敷地を要する、多量なエネルギーを消費する、豊富な水資源を要する、精密機器を安全に運搬するための交通の利便性が必要になるといった、立地条件が厳しく、適地が限られる施設が存在。 こうした施設の立地需要に対応し、地域に付加価値を創出する産業用地の整備を進めるためには、限られた適地を有効利用し、計画的に開発することが不可欠となる。 産業用地整備は、地方公共団体や土地開発公社が地域の特性・実情を踏まえて行っているが、一方で、地方公共団体の中には用地整備に必要なノウハウの不足（技術者の不足）や、整備に係る財政負担の大きさ、土地開発公社の減少により、産業用地整備が難しい状況になりつつあることから、独立行政法人中小企業基盤整備機構が産業用地整備に関する融資業務を新たに実施するものである。		
本要望に 対応する 縮減案	—		

今回の要望（税負担軽減措置等）に関連する事項	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	【経済産業省政策評価基本計画】 1. 経済構造改革の推進及び地域経済の発展 【新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画 2025 年改訂版（令和 7 年 6 月 13 日閣議決定）】 Ⅲ. 投資立国の実現 2030 年度 135 兆円、2040 年度 200 兆円という新たな国内投資目標を官民で必ず実現する。
		政策の達成目標	2040 年度 200 兆円の官民国内投資目標の達成に向け、地域経済に裨益する高付加価値産業の立地基盤となる産業用地の確保を後押しする。
		税負担軽減措置等の適用又は延長期間	期間の定めのない措置
		同上の期間中の達成目標	政策の達成目標と同じ
		政策目標の達成状況	—
	有効性	要望の措置の適用見込み	1 法人（独立行政法人中小企業基盤整備機構）
		要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）	業務運営に係る予算が国費により充当されている極めて公共性の高い法人である機構について、税制上の措置を講ずることにより、限られた予算の中で効率的に産業用地整備にかかる融資業務を実施することが可能となる。 仮に税制上の措置を講じない場合、機構に税負担が発生することで、円滑な業務の執行に支障を及ぼしかねない。
	相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	【国税】 ・ 所得税法別表第一に掲げる法人として非課税措置を適用 ・ 法人税法別表第二に掲げる法人として非課税措置を適用 ・ 法人税法施行令第 5 条第 3 号に規定する非収益事業として非課税措置を適用 ・ 消費税法別表第三に掲げる法人として課税の特例措置を適用 ・ 印紙税法別表第三に掲げる非課税文書として非課税措置を適用 ・ 登録免許税法別表第三に掲げる法人として非課税措置を適用
		予算上の措置等の要求内容及び金額	令和 8 年度予算要求（独立行政法人中小企業基盤整備機構交付金等）
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	税制上の措置に加えて、国の予算措置を一体的に実施することにより、円滑な業務遂行が可能となる。
		要望の措置の妥当性	高付加価値産業の立地基盤となる産業用地の適地が限られてきている現状において、独立行政法人中小企業基盤整備機構の他の融資業務と比較しても、新たに産業用地整備にかかる税制措置を設けることは、政策手段として妥当である。

これまでの 税負担軽減 措置等の 適用実績 と効果に 関連する 事項	税負担軽減措置等の 適用実績	—
	「地方税における 税負担軽減措置等 の適用状況等に関 する報告書」に おける適用実績	—
	税負担軽減措置等の適 用による効果（手段と しての有効性）	—
	前回要望時の 達成目標	—
	前回要望時からの 達成度及び目標に 達していない場合の理 由	—
これまでの要望経緯		—

令和8年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

(新 設 ・ 拡 充 ・ 延 長 ・ そ の 他)

[illegible]

今回の要望（税負担軽減措置等）に関連する事項	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	1. 経済構造改革の推進及び地域経済の発展 ○経済財政運営と改革の基本方針 2025（令和7年6月13日閣議決定） 第2章 賃上げを起点とした成長型経済の実現 1. 物価上昇を上回る賃上げの普及・定着 ～賃上げ支援の政策総動員～ （2）三位一体の労働市場改革及び中堅・中小企業による賃上げの後押し（中堅・中小企業による賃上げの後押し） 地域の生活を支えるサービスの供給を維持・発展させる「地域協同プラットフォーム」※を支援する。 ※人口減少地域では、地域社会に不可欠なサービスの供給が困難になりつつあることを踏まえ、省力化・デジタル化、協同化等の生産性向上を図り、サービス供給を維持・発展させることに取り組む協同組合や住民出資会社等を主体とした新たな共助型事業体。 ○地方創生 2.0 基本構想（令和7年6月13日閣議決定） 6. 政策パッケージ （1）安心して働き、暮らせる地方の生活環境の創生 ⑤社会の情勢変化に適応可能な将来を見据えた地域のサービス拠点づくり v. 「地域協同プラットフォーム」の構築 人口・生産年齢人口の減少等により事業継続が難しい地域において、社会生活に不可欠なサービスの提供を可能とする共助型事業体を「地域協同プラットフォーム」と位置付け、省力化・デジタル化・協同化によって、事業継続に取り組む事業体への支援の枠組みを新たに設ける。
		政策の達成目標	
		税負担軽減措置等の適用又は延長期間	
		同上の期間中の達成目標	
	有効性	政策目標の達成状況	人口減少下における地域の成長発展の基盤強化を図るため、地域における住民の生活環境の維持に必要なサービスの供給を確保する。
		要望の措置の適用見込み	
		要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）	
	相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	

		予算上の措置等の 要求内容 及び金額	
		上記の予算上 の措置等と 要望項目との 関係	
		要望の措置の 妥当性	

これまでの 税負担軽減 措置等の 適用実績 と効果に 関連する 事項	税負担軽減措置等の 適用実績	
	「地方税における 税負担軽減措置等 の適用状況等に関 する報告書」に おける適用実績	
	税負担軽減措置等の適 用による効果（手段と しての有効性）	
	前回要望時の 達成目標	
	前回要望時からの 達成度及び目標に 達していない場合の理 由	
これまでの要望経緯		

令和 8 年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（ 新 設 ・ 拡 充 ・ 延 長 ・ そ の 他 ）

No	29	府 省 庁 名	経済産業省
対象税目	☒ 個人住民税 ☒ 法人住民税 ☒ 事業税 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他（ ）		
要望 項目名	外国組合員に対する課税の特例の見直し		
要望内容 (概要)	・ 特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要） 外国組合員に対する課税の特例： 国内にある恒久的施設を通じて組合契約事業を行う組合の組合員は、国内に恒久的施設を有するものとして扱うとされているところ、国内にある恒久的施設を通じて組合契約事業を行う投資事業有限責任組合等に出資する有限責任組合員のうち、一定の要件を満たす外国組合員について所得税・法人税を非課税とする特例。 ・ 特例措置の内容 海外投資家が、日本に無限責任組合員 (GP) がいるファンドに有限責任組合員 (LP) として出資する際、一定の要件を満たす場合は、ファンドを通じて得た国内源泉所得に対して非課税とする措置について、その要件及び手続きの見直しを行う。		
（関係条文）	（ 地方税法第 24 条、第 72 の 2 条、第 294 条 国税関係法令： 所得税 租税特別措置法第 41 条の 21 租税特別措置法施行令第 26 条の 30、第 26 条の 31 租税特別措置法施行規則第 19 条の 12、第 19 条の 13 所得税基本通達 164-4 法人税 租税特別措置法第 67 条の 16 租税特別措置法施行令第 39 条の 33、第 39 条の 33 の 2 租税特別措置法施行規則第 22 条の 19 の 2、第 22 条の 19 の 3		
減収 見込額	[初年度] — (—) [平年度] — (—) [改正増減収額] — (単位：百万円)		

要望理由	(1) 政策目的 スタートアップの創出・育成等に向けて、我が国スタートアップ等への海外からの組合経由の投資を促進する。 (2) 施策の必要性 我が国のスタートアップのスケール化は諸外国と比べて低い水準にあるところ、我が国からグローバルに活躍するスタートアップを生み出すためには、グローバル・エコシステムとの連結を促進し、投資金額が大きくグローバルなネットワークを有する海外投資家の日本への呼び込む環境及び体制を強化することが重要である。 他方で、海外投資家による国内ファンドへのLP 出資に係る所得に対する課税について、米国・英国・シンガポールでは、通常、非課税とされており、日本の課税制度との間に差異がある。 本措置の適用要件や手続きとしては以下のようなものが挙げられる。 ・ 投資組合の有限責任組合員であること ・ 投資組合の組合財産に対する持分割合が 25%未満であること ・ 投資組合の業務執行行為を行わないこと ・ 投資組合の無限責任組合員と特殊の関係にないこと ・ この投資組合契約に基づいて恒久的施設を通じて事業を行っていないとした場合には、恒久的施設帰属所得を有しないこととなること ・ LP である海外投資家自身が特例申告手続きを行うこと ・ 本措置と事業譲渡類似株式の譲渡益課税の特例の適用を受ける場合には、それぞれの申告手続きを行うこと これらの要件や手続きにつき、海外投資家による投資の障害にならないように、諸外国の制度とのイコールフットィングを確保することが重要であり、本措置について、実態に沿わない要件や手続きを見直すことが有効であると考えられる。
本要望に対応する縮減案	—

合理性

政策体系における政策目的の位置付け

3. イノベーション政策の推進並びに産業標準の整備及び普及

○経済財政運営と改革の基本方針 2025（令和7年6月閣議決定）
3.「投資立国」及び「資産運用立国」による将来の賃金・所得の増加
（5）スタートアップへの支援
外国組員特例税制（PE課税特例）についての政策ニーズや課題を踏まえた措置の検討

○新しい資本主義の グランドデザイン及び実行計画 2025 年改訂版
IV.「スタートアップ育成5か年計画」の強化
2. 資金供給の強化と出口戦略の多様化
スタートアップへの成長資金供給を加速させる観点から、国内VCへの投資の障壁となっているとの指摘がある外国組員特例税制（PE（恒久的施設）課税特例）等について、諸外国の運用の実態を踏まえつつ、税制の在り方について必要な措置を検討する。

政策の達成目標

我が国におけるスタートアップ等に係る組合経由の投資を増加させ、その効果も含め、「スタートアップ育成5か年計画」（令和4年11月28日新しい資本主義実現会議決定）において掲げている、「スタートアップへの投資額について「5年後の2027年度に10倍を超える規模（10兆円規模）」とする目標を達成すること。

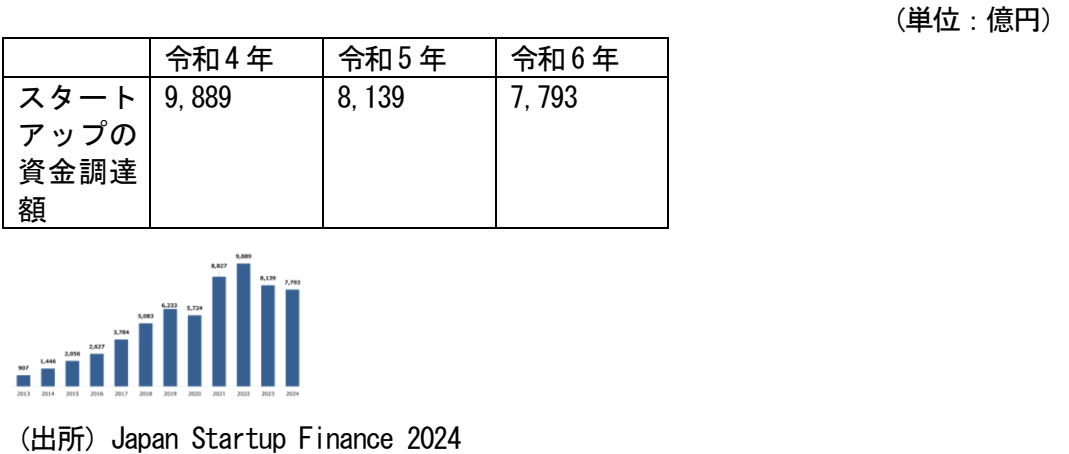
税負担軽減措置等の適用又は延長期間

—

同上の期間中の達成目標

—

政策目標の達成状況



有効性

要望の措置の適用見込み

—

要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）

要件や手続きを見直すことを通じ、我が国におけるスタートアップ等に係る組合経由の投資を増加させる。
本措置の改正による効果を含め、スタートアップ等への投資が増加することで、我が国におけるスタートアップの創出・育成等が促進される。

相当性

当該要望項目以外の税制上の支援措置

—

		予算上の措置等の要求内容及び金額	－
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	－
		要望の措置の妥当性	海外とのイコルフットイングを図り、スタートアップの創出・育成等に向けて、我が国スタートアップ等への海外からの組合経由の投資を促進する観点から、本措置の要件や手続きを見直すことは妥当である。

これまでの税負担軽減措置等の適用実績と効果に関連する事項	税負担軽減措置等の適用実績	各年度の適用件数及び適用額のとりまとめデータは無く把握は困難。
	「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績	—
	税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）	—
	前回要望時の達成目標	金融事業者及び高度金融人材を呼び込むことで、国際金融センターとしての地位を確立する。
	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	国際金融センターの地位確立に向けては、道半ばであり、引き続き所要の措置が必要。
これまでの要望経緯		平成 21 年度 創設。 平成 22 年度 本特例の適用要件における「業務の執行」から、金融商品取引法に規定する自己取引等に対して投資組合の有限責任組合員が同意することを含まない、とされた。 令和 3 年度 ファンド・オブ・ファンズの場合の持分割合要件の判定上、一定の要件を満たす場合に、ファンド・オブ・ファンズ単位で判定されるのではなく、組合員単位で判定されることとされた。

令和8年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

(新 設 ・ 拡 充 ・ 延 長 ・ そ の 他)

No	30		府 省 庁 名	経 済 産 業 省
対象税目	個人住民税 <u>法人住民税</u> 事業税 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他（ ）			
要望 項目名	試験研究を行った場合の法人税額等の特別控除の拡充及び延長			
要望内容 (概要)	・特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要） 中小企業技術基盤強化税制は、研究開発を行う中小企業が、法人税額から、試験研究費の一定割合を控除できる制度。中小企業技術基盤強化税制の意義は主に、①研究開発に関するリスクテイクの下支え、②研究開発投資のスピルオーバー効果（による過小投資の是正）、③国際的なイコールフィッティング、④分野や主体に関わらない幅広い研究開発の後押し、の４点。 控除率は、一律 12%が恒久的措置。時限的な上乗せ措置として、試験研究費の増加割合が、前３カ年の平均に比べ 12%以下の場合は 12%、それ以上の場合は、その増減割合に応じて、最大 17%。 控除上限は、原則として、法人税額の 25%。時限的な上乗せ措置は以下。 - 売上高に対する試験研究費割合が 10%超の場合には最大 10%上乗せ。 - 増減試験研究費割合が 12%超の場合は 10%上乗せ。（上記措置との併用不可） ・特例措置の内容 我が国の成長力・国際競争力を高めるには、中長期的に企業の研究開発投資の増加を促し、国際的に遜色のないイノベーション立地競争環境を確保するためのインセンティブの強化が必要。特に、近年は、デジタルプラットフォームなど勝者総取り競争の勝者が、次なる勝者総取りを目指し、巨額資本を活用して科学に大型投資を行うなど、ビジネスが、極めて初期段階から科学を加速させる「科学とビジネスの近接化」ともいえる新たな時代に突入している中、我が国の戦略技術領域に対する研究開発投資を拡大し、大学等における戦略研究拠点との産学連携を促進する見直し等を行う。 また、より多くの中小企業における研究開発投資を一層後押しする観点から、中小企業者向けの控除率の見直し、制度の明確化等、中長期的に企業の研究開発投資の増加を促すためのインセンティブの強化に向けた見直しを行う。 ○オープンイノベーション型の中に、特定大学等戦略研究拠点との共同・委託研究を追加（控除率のインセンティブを強化） ○大学等における戦略研究拠点との共同・委託研究時の対象費用の明確化、手続き合理化 ○税額控除の繰越制度の導入 ○高度研究人材の活用に関する特別試験研究費の拡充 ○試験研究費の範囲の明確化 ○試験研究費の額が平均売上金額の 10%超の場合の上乗せ措置の適用期限の延長（３年間延長（令和 10 年度末まで）） ○中小企業者等について、試験研究費が 12%超増加した場合の上乗せ措置の適用期限を延長（３年間延長（令和 10 年度末まで）） ○中小企業者等の手続きの明確化（試験研究費の算出に必要な証憑等の周知） ○オープンイノベーション型における中小企業者向けの控除率の上乗せ 等			
関係条文	地方税法第 23 条第 1 項第 4 号、同法第 292 条第 1 項 4 号、同法附則第 8 条			
減収 見込額	[初年度] 精査中（▲1,789） [平年度] 精査中（▲1,789） [改正増減収額] - （単位：百万円）			

要望理由	(1) 政策目的 我が国の研究開発投資総額（令和５年度：22.1兆円）の約７割（同：16.2兆円）を占める民間企業の研究開発投資を維持・拡大することにより、イノベーション創出に繋がる中長期・革新的な研究開発等を促し、我が国の成長力・国際競争力を強化する。 (2) 施策の必要性 我が国の民間企業は、国全体の研究開発投資総額の約７割を担っており、イノベーション創出にあたって中核的な機能を果たしている。我が国の経済成長力、国際競争力の維持・強化を図っていくためには、民間企業の創意工夫ある自主的な研究開発投資を促進していく必要がある。 一般的に、研究開発投資は、企業にとっては「今すぐには稼げない」投資であり、その経済効果も後から生まれるものであることから、短期的に見た場合には優先順位が低くなる。 また、研究開発投資は、一企業による投資が経済社会全体に波及し好影響を与える（スピルオーバー効果）いわゆる外部経済性を有するため、社会的に望ましい水準を下回り過小投資となりやすい性質も持つ。そのため、我が国の成長力・国際競争力の源泉となる研究開発活動を適正水準へと促し、さらに加速させるために政府による支援が必要である。 革新的なイノベーションがどのような業種・分野・企業形態から生まれてくるかを予測するのは困難であり、業種・分野・企業形態を問わず、幅広く技術・知識の基盤を確立させることが重要であることから、民間企業の研究開発投資に対しては、中立・公平な支援措置として税制措置を講じることが妥当。 加えて、近年、科学に対する官民の投下資本が巨大化し、科学からビジネスに至るまでのスピードが加速する「科学とビジネスの近接化」の時代が到来し、各国は、戦略的な科学技術領域を選定し、政策リソースを重点投下している。また、各国においてイノベーション拠点の獲得に向けた、政策的な競争が激化している。このため、戦略技術領域に対する研究開発投資を拡大、大学等における戦略研究拠点との産学連携の促進、中長期的な研究開発投資を促し国際的にイコールフットリングな投資環境の整備等に必要な税制措置を講じることが必要である。 特に、全企業の約99.7%を占め、雇用の約７割を担う中小企業は日本経済の屋台骨であり、イノベーションを通じた「稼ぐ力」の向上、企業の成長が重要となる。中小企業における研究開発投資は年々増加しているが、大企業との差は依然大きいところ、研究開発投資を通じた企業のスケールアップを後押ししていくため、必要となる中小企業向けの税制措置を講じることが必要である。
本要望に対応する縮減案	

今回の要望（税負担軽減措置等）に関連する事項	合理性 政策体系における政策目的の位置付け	3. イノベーション政策の推進並びに産業標準の整備及び普及 ○科学技術・イノベーション基本計画〔令和3年3月26日閣議決定〕 第3章 科学技術・イノベーション政策の推進体制の強化 1. 知と価値の創出のための資金循環の活性化 (b) あるべき姿とその実現に向けた方向性 【科学技術・イノベーション政策において目指す主要な数値目標】（主要指標） ・2021年度より2025年度までの、政府研究開発投資の総額の規模：約30兆円 ・2021年度より2025年度までの、官民合わせた研究開発投資の総額：約120兆円（政府投資が呼び水となり民間投資が促進される相乗効果や我が国の政府負担研究費割合の水準等を勘案） ○経済財政運営と改革の基本方針2025〔令和7年6月13日閣議決定〕 第2章 賃上げを起点とした成長型経済の実現 1. 物価上昇を上回る賃上げの普及・定着 ～賃上げ支援の政策総動員～ （中堅・中小企業による賃上げの後押し） 中堅企業の研究開発や大規模設備投資を支援するとともに、ファンド等からの出資を通じ、資金調達環境を整備する。～略～100億円超えの売上げを目指すことを宣言する企業の設備投資支援等を行うとともに、中小・小規模事業者の新事業進出・事業構造転換、研究開発及び新製品・サービス開発を支援する。 3. 「投資立国」及び「資産運用立国」による将来の賃金・所得の増加 ～略～ （4）先端科学技術の推進 我が国の国力に直結する科学技術・イノベーション力を強化し、国際競争を勝ち抜くため、官民が連携して大胆な投資を行い、多様で豊富な「知」を生み出すエコシステムを活性化する。このため、社会課題解決の原動力となるAI、量子、フュージョンエネルギー、マテリアル、バイオ、半導体、次世代情報通信基盤（Beyond 5G）、健康・医療等について、分野をまたいだ技術融合による研究開発・社会実装を一気通貫で推進する。 ○新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2025年改訂版〔令和7年6月13日閣議決定〕 Ⅲ. 投資立国の実現 2030年度135兆円、2040年度200兆円という新たな国内投資目標を官民で必ず実現する。 1. 中堅企業の創出・成長加速 ②中堅企業の研究開発・輸出の促進 ～略～ 同時に、中堅・中小企業による大学等との連携も含めた研究開発を大胆に促すための仕組みを検討する。 Ⅴ. 科学技術・イノベーション力の強化 1. 産業競争力を高めることを軸とした戦略的に重要な技術領域への一気通貫での支援 研究開発を通じた日本企業の産業競争力の向上の観点から、各国が戦略的に重要な技術領域を見極めて、予算や税制等のインセンティブ制度を通じ、人材育成・研究開発・成長する大学などの拠点形成・設備投資・スタートアップ育成・ルール形成等の政策を一気通貫で講じる中、我が国において戦略的な重要技術領域でのイノベーションを誘発していくための取組を強化していく。 このためにも、重要技術領域での企業の研究開発投資の拡大や、企業と大学等の研究開発の重要拠点との連携強化、企業の博士人材等の活用促進等に加え、国際的に遜色のないイノベーション立地競争環境を確保するため、これまで実施してきた施策の振り返りも踏まえつつ、研究開発税制等の税制によるメリハリあるインセンティブを検討する。 ○経済産業政策新機軸部会 第4次中間整理 ～成長投資が導く2040年の産業構造～〔令和7年6月3日〕 Ⅳ. 長期目標に向けた施策の進捗と今後検討が必要となる政策 (10) イノベーション・スタートアップ ③今後必要な施策 【国として重要な技術領域への一気通貫での集中支援】 （研究開発投資インセンティブの重点化・強化） ・研究開発税制について、戦略的に重要な技術への企業の研究開発投資の拡大や、企業と大学等の研究開発の重要拠点との連携強化、企業の博士人材等の活用促進、製造業のみならず非製造業における研究開発の促進、中堅企業の成長につながる研究開発投資の拡大に関するインセンティブの強化を検討する。 ・研究開発税制等について、国際的に遜色のないイノベーション立地競争環境を確保するためのインセンティブの強化を検討する。
------------------------	--------------------------	---

	政策の 達成目標	官民合わせた研究開発投資の総額を 2021 年度より 2025 年度までに約 120 兆円にする。 （政府投資が呼び水となり民間投資が促進される相乗効果や我が国の政府負担研究費割合の水準等を勘案） ※2026 年度（令和 8 年度）以降の研究開発投資額の目標については、内閣府科学技術・イノベーション推進事務局において、令和 7 年度中を目途に第 7 期科学技術・イノベーション基本計画に向けた検討が進められており、本特例措置の目標についても同計画を踏まえて設定。																																							
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	○オープンイノベーション型の中に、特定大学等戦略研究拠点との共同・委託研究を追加（控除率のインセンティブを強化） ○大学等における戦略研究拠点との共同・委託研究時の対象費用の明確化、手続き合理化 ○税額控除の繰越制度の導入 ○高度研究人材の活用に関する特別試験研究費の拡充 ○試験研究費の範囲の明確化 ○中小企業者等の手続きの明確化（試験研究費の算出に必要な証憑等の周知）。 ○オープンイノベーション型における中小企業者向けの控除率の上乗せ（以上、適用期限の定めなし） ○試験研究費の額が平均売上金額の 10%を超える場合の上乗せ措置 ○中小企業者等について、試験研究費が 12%超増加した場合に控除率及び控除上限を上乗せする仕組み（以上、令和 8 年 4 月 1 日～令和 11 年 3 月 31 日（3 年間））																																							
	同上の期間中の達成目標	第 7 期「科学技術・イノベーション基本計画」改定作業において精査中																																							
	政策目標の 達成状況	○官民合わせた研究開発投資の総額を 2021 年度より 2025 年度までに約 120 兆円にするとの達成目標に対して、2021 年度～2023 年度の研究開発投資総額の合計は約 62.5 兆円となっている。 研究主体別研究費の推移（兆円） <table><tr><td></td><td>2021 年度</td><td>2022 年度</td><td>2023 年度</td><td>2024 年度</td><td>2025 年度</td><td>合計</td><td>目標値（2021～2025 年度）</td></tr><tr><td>総額</td><td>19.7</td><td>20.7</td><td>22.0</td><td>－</td><td>－</td><td>62.5</td><td>120</td></tr><tr><td>企業</td><td>14.2</td><td>15.1</td><td>16.1</td><td>－</td><td>－</td><td></td><td></td></tr><tr><td>非営利団体・公共機関</td><td>1.7</td><td>1.7</td><td>2.0</td><td>－</td><td>－</td><td></td><td></td></tr><tr><td>大学等</td><td>3.8</td><td>3.8</td><td>3.9</td><td>－</td><td>－</td><td></td><td></td></tr></table> [出典：2024 年（令和 6 年）科学技術研究調査（総務省）]		2021 年度	2022 年度	2023 年度	2024 年度	2025 年度	合計	目標値（2021～2025 年度）	総額	19.7	20.7	22.0	－	－	62.5	120	企業	14.2	15.1	16.1	－	－			非営利団体・公共機関	1.7	1.7	2.0	－	－			大学等	3.8	3.8	3.9	－	－	
	2021 年度	2022 年度	2023 年度	2024 年度	2025 年度	合計	目標値（2021～2025 年度）																																		
総額	19.7	20.7	22.0	－	－	62.5	120																																		
企業	14.2	15.1	16.1	－	－																																				
非営利団体・公共機関	1.7	1.7	2.0	－	－																																				
大学等	3.8	3.8	3.9	－	－																																				
有効性	要望の措置の適用見込み	○令和 8 年度適用件数見込み ・ 中小企業技術基盤強化税制 6,016 件／事業年度 ・ オープンイノベーション型 2,941 件／事業年度																																							
	要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）	研究論文（Kasahara et al.（2014））によれば、2003 年度の税制改正における総額型の導入により、研究開発投資が 3.0～3.4%増加したとされている。また、経済産業省と連携した上で、経済産業研究所が EBPM の一環として行った研究のディスカッションペーパー（池内(2022)）によれば、2015 年度の税制改正におけるオープンイノベーション型の拡充により、平均で 14.4%の外部支出研究開発投資の増加に寄与したことが示されている。以上のように、本税制の効果分析は一定程度行われているところであるが、こうした過去の分析等を踏まえつつ、引き続き、本税制の効果分析について検討していく。																																							

相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	なし																																			
	予算上の措置等の要求内容及び金額	政府全体で様々な研究開発予算の要求が行われる予定																																			
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	予算上の措置は、それぞれ国の政策に基づき助成等の対象者及び研究テーマ等を設定することで、より特定された分野又は研究開発段階における成果の獲得を目指す制度であり、民間活力による研究開発投資を幅広く、中立的に促進する制度である税制措置とは支援目的と対象が異なる。 なお、諸外国においても、民間研究開発投資に対し、予算・税制両面から積極的な支援が行われている。 民間研究開発投資に対する政府支援の割合 <table><tr><td></td><td>研究開発税制等</td><td>補助金等</td><td>合 計</td></tr><tr><td>日本</td><td>5.89%</td><td>1.85%</td><td>7.74%</td></tr><tr><td>米国</td><td>5.20%</td><td>3.90%</td><td>9.10%</td></tr><tr><td>英国</td><td>15.05%</td><td>5.13%</td><td>20.18%</td></tr><tr><td>独国</td><td>0.19%</td><td>3.52%</td><td>3.71%</td></tr><tr><td>仏国</td><td>19.48%</td><td>9.39%</td><td>28.87%</td></tr><tr><td>韓国</td><td>5.65%</td><td>4.91%</td><td>10.56%</td></tr><tr><td>中国</td><td>12.54%</td><td>2.40%</td><td>14.94%</td></tr><tr><td>OECD 平均</td><td>6.5%</td><td>4.81%</td><td>11.31%</td></tr></table> （出典：OECD Government direct funding and tax support for business R&D, 2023 As a percentage of BERD） ※独国は従来税制支援制度が無かったが、研究開発に係る税制上の優遇措置に関する法律 Research Allowance Act（RAA）を 2019 年可決、2020 年 1 月から施行。		研究開発税制等	補助金等	合 計	日本	5.89%	1.85%	7.74%	米国	5.20%	3.90%	9.10%	英国	15.05%	5.13%	20.18%	独国	0.19%	3.52%	3.71%	仏国	19.48%	9.39%	28.87%	韓国	5.65%	4.91%	10.56%	中国	12.54%	2.40%	14.94%	OECD 平均	6.5%	4.81%
	研究開発税制等	補助金等	合 計																																		
日本	5.89%	1.85%	7.74%																																		
米国	5.20%	3.90%	9.10%																																		
英国	15.05%	5.13%	20.18%																																		
独国	0.19%	3.52%	3.71%																																		
仏国	19.48%	9.39%	28.87%																																		
韓国	5.65%	4.91%	10.56%																																		
中国	12.54%	2.40%	14.94%																																		
OECD 平均	6.5%	4.81%	11.31%																																		
	要望の措置の妥当性	・革新的なイノベーションがどのような業種・分野・企業形態から生まれてくるかを予測するのは困難であり、業種・分野・企業形態を問わず、幅広く技術・知識の基盤を確立させることが重要であることから、民間企業の研究開発投資に対しては、中立・公平な支援措置として税制措置を講じることが妥当。 ・研究開発税制については、平成 29 年度税制改正において、総額型の仕組みに研究開発投資の増減に応じて支援にメリハリをつける仕組みを導入した。さらに、令和元年度税制改正、令和 3 年度税制改正、令和 5 年度改正のそれぞれにおいて控除率カーブを変更し、更なるメリハリの強化を進めてきたところ。 ・しかしながら、2021 年に閣議決定された「科学技術・イノベーション基本計画」において「官民合わせた研究開発投資の総額を 2021 年度より 2025 年度までに約 120 兆円にする」ことが目標として示されており、官民合わせた研究開発投資（名目）は増加傾向にあるが、目標（第 6 期基本計画中に約 120 円）とは乖離がある状況（第 1 回 総合科学技術・イノベーション会議 基本計画専門調査会（令和 6 年 12 月 24 日））。このため、引き続き、企業の研究開発投資を増加させていくことが必要な状況であり、所要の重点化等を図った上で図った上で延長をすることが妥当。 ・科学に対する官民の投下資本が巨大化し、科学からビジネスに至るまでのスピードが加速する「科学とビジネスの近接化」の時代が到来。各国は、戦略的な科学技術領域を選定し、政策リソースを重点投下している。また、各国においてイノベーション拠点の獲得に向けた、政策的な競争が激化している。このため、現行の一般型を土台として民間の創意工夫を分野を問わず支えた上で、戦略技術領域に対する研究開発投資を拡大、大学等における戦略研究拠点との産学連携の促進、中長期的な研究開発投資を促し国際的にイコールフットINGな投資環境の整備等が必要。																																			

これまでの税負担軽減措置等の適用実績と効果に関連する事項	税負担軽減措置等の適用実績	① 減収額実績（うち、資本金 1 億円以下の法人分） <中小企業技術基盤強化税制> 令和 3 年度 256 億円（254 億円） 令和 4 年度 241 億円（237 億円） 令和 5 年度 258 億円（250 億円） <オープンイノベーション型> 令和 3 年度 151 億円（6 億円） 令和 4 年度 141 億円（12 億円） 令和 5 年度 226 億円（14 億円） ② 適用件数（うち、資本金 1 億円以下の法人分） <中小企業技術基盤強化税制> 令和 3 年度 5,558 件（5,542 件） 令和 4 年度 5,636 件（5,624 件） 令和 5 年度 5,638 件（5,624 件） <オープンイノベーション型> 令和 3 年度 593 件（287 件） 令和 4 年度 2,752 件（1,351 件） 令和 5 年度 3,120 件（1,974 件） （出典：財務省「租税特別措置の適用実態調査」）
	「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績	<中小企業技術基盤強化税制> 令和 3 年度 18 億円 令和 4 年度 17 億円 令和 5 年度 18 億円 <オープンイノベーション型> 令和 3 年度 0.4 億円 令和 4 年度 0.9 億円 令和 5 年度 1 億円
	税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）	○企業の研究開発費の推移（うち、資本金 1 億円未満の企業分） 平成 26 年度 135,864 億円（5,141 億円） 平成 27 年度 136,857 億円（4,404 億円） 平成 28 年度 133,183 億円（4,357 億円） 平成 29 年度 137,989 億円（3,955 億円） 平成 30 年度 142,316 億円（3,809 億円） 令和 元年度 142,121 億円（4,077 億円） 令和 2 年度 138,608 億円（4,261 億円） 令和 3 年度 142,244 億円（4,787 億円） 令和 4 年度 151,306 億円（7,195 億円） 令和 5 年度 161,199 億円（5,511 億円） （出典：総務省「科学技術研究調査」）
	前回要望時の達成目標	官民合わせた研究開発投資の総額を 2021 年度より 2025 年度までに約 120 兆円にする。

前回要望時からの 達成度及び目標に 達していない場合の理 由	目標期間中であるが、官民合わせた研究開発投資の総額を 2021 年度より 2025 年度までに約 120 兆円（5 年間）にするとの達成目標に対して、2021 年度～2023 年度の研究開発投資総額の合計は約 62.5 兆円（3 年間）。
これまでの要望経緯	昭和 42 年度 創設 増加した試験研究費の 25%税額控除 昭和 43 年度 拡充 12%を越える増加分…50%税額控除 12%以下増加分………25%税額控除 昭和 49 年度 縮減 15%を越える増加分…50%税額控除 15%以下増加分………25%税額控除 昭和 51 年度 縮減 増加した試験研究費の 20%税額控除 昭和 60 年度 拡充 基盤技術研究開発促進税制の創設 中小企業技術基盤強化税制の創設 昭和 63 年度 拡充 特定株式の取得価額の 20%を増加試験研究費として特別加算 平成 5 年度 拡充 特別試験研究費税額控除制度の創設 （共同試験研究促進税制の創設） 平成 6 年度 拡充 特別試験研究費税額控除制度の拡充 （国際共同試験研究促進税制の創設） 平成 7 年度 拡充 特別試験研究費税額控除制度の拡充 （大学との共同試験研究を追加） 平成 9 年度 拡充 特別試験研究費税額控除制度の拡充 （大学との共同試験研究を行う民間企業が自社内で支出する試験研究費を税額控除の対象に追加） 平成 11 年度 拡充 比較試験研究費の額を過去 5 年間の各期の試験研究費の額の多い方から 3 期分の平均額とし、当期の試験研究費の額を超える場合には、その比較試験研究費の額を超える部分の金額の 15%相当額を税額控除する制度へ改組。 特別税額控除限度額を当期の法人税額の 12%相当額（特別試験研究の額がある場合には、その支出額の 15%相当額を加算することとし、当期の法人税額の 14%相当額）に変更。 縮減 基盤技術研究開発促進税制及び事業革新円滑化法の特定事業者に係る特例の廃止。 平成 13 年度 拡充 特別試験研究費の範囲に研究交流促進法の試験研究機関等に該当する特定独立行政法人との共同試験研究を追加。 縮減 伝統的工芸品産業の振興に関する法律の製造協同組合等が賦課する負担金の廃止。 平成 15 年度 拡充 試験研究費総額の一定割合の税額控除制度（総額型）の創設。 平成 18 年度 拡充 試験研究費の増加額に係る税額控除制度の創設。 縮減 税額控除率の 2%上乗せ措置の廃止。 平成 20 年度 拡充 試験研究費の増加額×5%を税額控除する制度（増加型）の創設。 売上高の 10%を超える額×一定比率を税額控除する制度（高水準型）の創設。 平成 21 年度 拡充 産業技術力強化法の一部改正に伴い、改正後の同法に規定する試験研究独立行政法人と共同して行う試験研究に係る費用及び同法人に委託する試験研究に係る費用を加える。 拡充 （経済対策）総額型等について①控除上限の引上げ（20%→30%）、②税額控除限度超過額の平成 23、24 年度への繰越控除を措置（22 年度末まで）。 平成 22 年度 延長 増加型・高水準型の適用期限を 2 年間延長（23 年度末まで）。 平成 23 年度 縮減 総額型の控除上限を 20%から 30%に引き上げる措置について、適用期限延長せず。 延長 （平成 23 年 6 月再つなぎ法） 総額型の控除上限を 20%から 30%に引き上げる措置を延長（23 年度

末まで)。

平成 24 年度 延長 増加型・高水準型の適用期限を 2 年間延長 (25 年度末まで)。

平成 25 年度 拡充 総額型の控除上限の引上げ (20%→30%) (26 年度末まで)

平成 26 年度 拡充 増加型・高水準型の適用期限を 3 年間延長 (28 年度末まで)

増加型を、試験研究費の増加割合に応じて控除率が高くなる仕組み (最大 30%まで) に改組。

平成 27 年度 拡充 総額型と特別試験研究費税額控除制度 (OI 型) をあわせ、控除上限を 30% (総額型 25%、OI 型 5%) にするとともに、両制度を適用期限の定めのない措置に改組。

OI 型について、①控除率の引上げ (12%→20%/30%)、②対象費用の拡大 (中小企業者等からの知財権の使用料の追加)。

縮減 繰越控除制度の廃止。

平成 29 年度 拡充 増加型を廃止した上で、試験研究費の増減率に応じて総額型の控除率変動する仕組みを導入 (控除率の一部は 30 年度末まで)。

売上高試験研究費割合が 10%超の場合、その割合に応じて控除上限を上乗せできる仕組みを導入 (30 年度末まで)。

中小企業者等について、試験研究費が 5%超増加した場合に控除率及び控除上限を上乗せする仕組みを導入 (30 年度末まで)。

試験研究費の定義を見直し、サービスの開発を支援対象に追加。

OI 型の要件を緩和。

延長 高水準型の適用期限を 2 年間延長 (30 年度末まで)。

令和 元年度 拡充 特別試験研究費税額控除制度の控除上限引上げ (5%→10%)、支援対象の拡大及び一部控除率の引上げ

総額型の控除率を見直し、増加インセンティブを強化。

高水準型を廃止し、試験研究費割合が 10%超の場合の控除率上乗せ措置を創設 (令和 2 年度末まで)。

ベンチャー企業が総額型を利用する場合の控除上限の引上げ。

延長 控除率及び控除上限の上乗せ措置を 2 年間延長 (令和 2 年度末まで)

令和 3 年度 拡充 一般型 (総額型から改名) の控除上限を 25%から 30%に引き上げ (2 年間)

※2020 年 2 月 1 日より前に終了する事業年度と比較し一定の要件を満たした場合。

一般型の控除率を見直し増加インセンティブを強化。

自社利用ソフトウェアに区分されるソフトウェアに関する試験研究費を税額控除対象に追加。

特別試験研究費における共同研究の相手方に国立研究法人の外部化法人及び人文系の研究機関を追加。

縮減 特別試験研究費について、50 万円超の共同研究に限定。

延長 控除率及び控除上限の上乗せ措置を 2 年間延長 (令和 4 年度末まで)

令和 5 年度 拡充 一般型試験研究費の増減割合に応じて控除上限が変動する仕組みを導入するとともに、控除率の傾きを見直し増加インセンティブを強化。

ビッグデータや AI 等を活用したサービス開発において、データの収集だけでなく、既存データを利活用する場合も対象に追加。

特別試験研究費におけるスタートアップの定義を見直すとともに、高度研究人材の活用を促す措置を追加。

延長 控除率及び控除上限の上乗せ措置を 3 年間延長 (令和 7 年度末まで)

令和 6 年度 縮減 試験研究費の額の範囲から、居住者が国外事業所等を通じて行う事業に係る費用の額を除外。一般型について、増減試験研究費割合が 0 に満たない場合の税額控除割合を適用年分の区分に応じて見直すとともに、税額控除割合の下限を 1%から 0%に引き下げ。

令和 8 年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（ 新 設 ・ 拡 充 ・ 延 長 ・ その他 ）

No	31	府 省 庁 名 経済産業省
対象税目	個人住民税 <u>法人住民税</u> <u>事業税</u> 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他（ ）	
要望 項目名	カーボンニュートラルに向けた投資促進税制（生産工程効率化等設備を取得した場合の特別償却又は税額控除）の延長等	
要望内容 （概要）	・ 特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要） 産業競争力強化法の計画認定制度に基づく生産工程等の脱炭素化と付加価値向上を両立する設備の導入に対して、最大 10%の税額控除（中小企業者等の場合は最大 14%）又は 50%の特別償却を措置。 ・ 特例措置の内容 ・ 適用期限を 2 年間延長する。（令和 9 年度末まで） ・ 2050 年カーボンニュートラルの実現に向けた企業の脱炭素投資を後押しするため、要件の見直しを図る。	
関係条文	（ 地方税法第 23 条第 1 項第 3 号、同法第 72 条の 23 第 1 項、同法第 292 条第 1 項第 3 号 所得税：租税特別措置法第 10 条の 5 の 5、租税特別措置法施行令第 5 条の 6 の 5、租税特別措置法施行規則 5 条の 12 の 2 法人税：租税特別措置法第 42 条の 12 の 6、租税特別措置法施行令第 27 条の 12 の 6、租税特別措置法施行規則第 20 条の 10 の 2	
減収 見込額	[初年度] 精査中 （ 精査中 ） [平年度] 精査中 （ 精査中 ） [改正増減収額] - （単位：百万円）	
要望理由	（１）政策目的 化石エネルギー中心の産業構造をクリーンエネルギー中心に転換する GX の実現を通して、温室効果ガスを 2030 年 46%減（2013 年度比）、2050 年カーボンニュートラルの達成と産業競争力の強化の両立に向けて、生産工程等の脱炭素化と付加価値向上を両立する設備の導入を促進することで、脱炭素と産業競争力の強化を両立する効果の高い投資を後押しするとともに、脱炭素分野で新たな需要・市場を創出し、産業競争力を強化する。 （２）施策の必要性 足下、我が国の温室効果ガスの排出・吸収量は、2013 年度比 27.1%減少しており、2030 年 46%減、2050 年カーボンニュートラルの達成に向けて減少傾向を継続しているものの、製造業などの生産活動の低下が要因の一つとなっており、経済成長と脱炭素の同時実現を目指すためには、企業の省エネ・脱炭素化の取組を促進し、これまで以上に排出原単位を改善させる必要がある。	
本要望に 対応する 縮減案	—	

政策体系における政策目的の位置付け

6. 資源エネルギーの安定的かつ効率的な供給の確保並びに脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進

○2050 年カーボンニュートラルに伴うグリーン成長戦略（令和 3 年 6 月 18 日）
2050 年カーボンニュートラルの実現は高い目標であり、長期を見据えた研究開発投資はもちろん、足下の設備投資についても、目標達成に向けて効果の高い投資を企業に促していかなければならない。このため、税制においても、企業の脱炭素化投資を強力に後押ししていく。
具体的には、脱炭素化に向けた民間投資を喚起し、温室効果ガス削減効果の高い製品の早期の市場投入による新需要の開拓や、足下の生産工程等の脱炭素化を促進する税制措置を創設する。

政策の達成目標

GX を通して 2030 年度の温室効果ガス 46%削減目標及び 2050 年カーボンニュートラルを実現する。

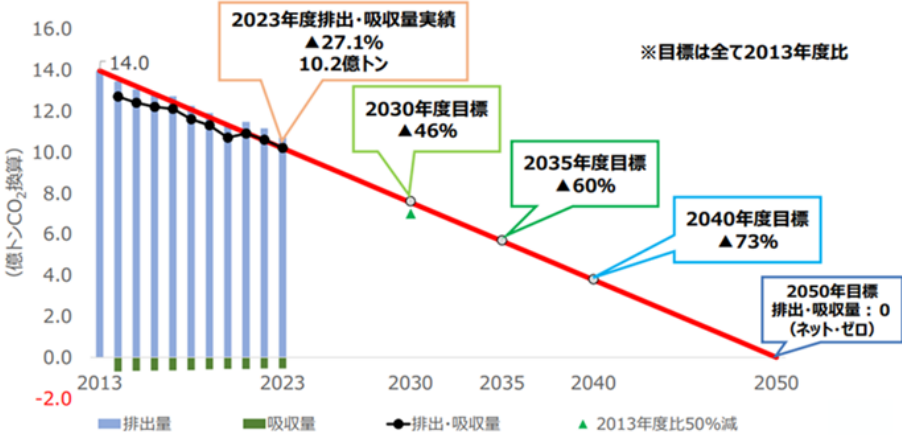
税負担軽減措置等の適用又は延長期間

2 年間延長（令和 9 年度末まで）

同上の期間中の達成目標

2030 年度 46%削減目標等を達成すること。

政策目標の達成状況



2023 年度の我が国の温室効果ガス排出・吸収量は、約 10 億 1,700 万トンとなり、2022 年度比で 4.2%（約 4,490 万トン）の減少、2013 年度比では 27.1%（約 3 億 7,810 万トン）の減少。過去最低値を記録し、2050 年カーボンニュートラルの実現に向けた減少傾向を継続。

（出典）環境省報道発表資料「2023 年度の温室効果ガス排出量及び吸収量（概要）」より抜粋

要望の措置の適用見込み

精査中

		要望の措置の 効果見込み (手段としての 有効性)	本税制措置の適用を受ける事業者は、エネルギーの利用による環境への負荷の低減効果が大きく、生産工程等の脱炭素化と付加価値向上を両立する設備の導入について、特別償却又は税額控除措置を受けることにより、投資初年度の資金負担が軽減されるため、積極的な設備投資が促進される。今回、本措置の適用期限を令和9年度末まで2年間延長し、要件の見直しを図ることで、2050年カーボンニュートラルの実現に向けた企業の脱炭素投資を後押しする。
相 当 性	当該要望項目 以外の税制上の 支援措置		本措置と同様の政策目的に係る税制上の措置はない。
	予算上の措置等 の要求内容 及び金額		—
	上記の予算上 の措置等と 要望項目との 関係		—
	要望の措置の 妥当性		本税制措置の適用を受けるためには、産業競争力強化法の事業適応計画の認定を受ける必要があり、それに加え、税制の適用を受ける設備自体が炭素生産性を1%以上向上させるものに限定している。 化石エネルギー中心の産業構造をクリーンエネルギー中心に転換するGXの実現を通して、温室効果ガスを2030年46%減(2013年度比)、2050年カーボンニュートラルの実現に向けて、効果の高い設備投資を促進する必要がある。

これまでの税負担軽減措置等の適用実績と効果に関連する事項	税負担軽減措置等の適用実績	【適用件数】 令和3年度：6件 令和4年度：53件 令和5年度：86件 令和6年度：5件 【減収額】 令和3年度：1億円 令和4年度：57億円 令和5年度：102億円 令和6年度：0.3億円 ※令和6年度は、事業適応計画の実施状況報告書等より推計。
	「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績	—
	税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）	炭素生産性向上率（計画ベース） 事業適応計画の認定を受けた事業者において、炭素生産性を平均 21%向上させる見込み。（2024 年 3 月末までに事業者から申請のあった事業適応計画を基に算出）
	前回要望時の達成目標	GX を通して 2030 年度の温室効果ガス 46%削減目標及び 2050 年カーボンニュートラルを実現する。

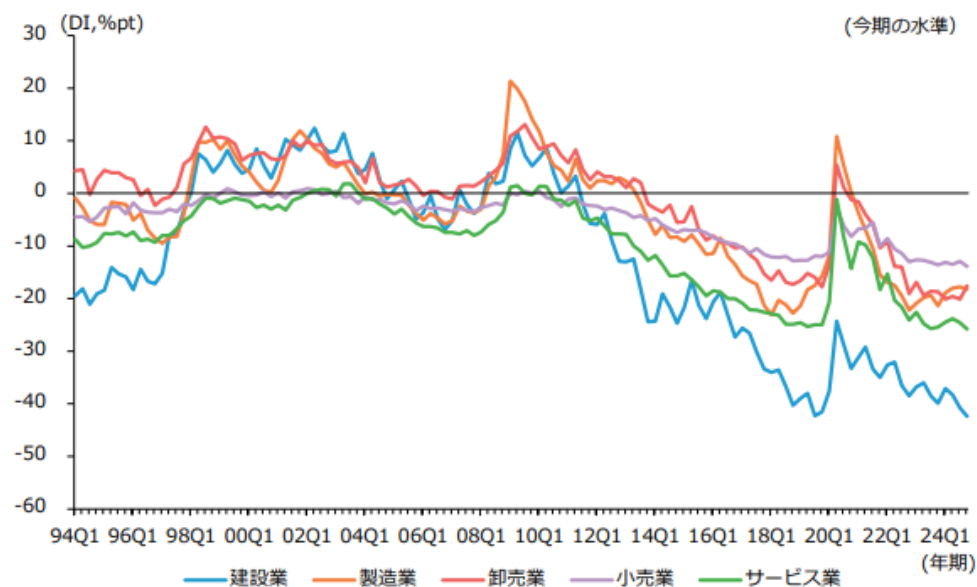
	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	2023 年度の我が国の温室効果ガス排出・吸収量は、約 10 億 1,700 万トンとなり、2022 年度比で 4.2%（約 4,490 万トン）の減少、2013 年度比では 27.1%（約 3 億 7,810 万トン）の減少。過去最低値を記録し、2050 年カーボンニュートラルの実現に向けた減少傾向を継続。
これまでの要望経緯		令和 3 年度 創設 令和 6 年度 延長、拡充（炭素生産性等の要件や対象資産の見直し、中小企業区分の税額控除率の引き上げ、適用期間の長期化）

令和8年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

(新 設 ・ 拡 充 ・ 延 長 ・ そ の 他)

No	32		府省庁名	経済産業省
対象税目	☐ 個人住民税 ☐ 法人住民税 ☒ 事業税 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他（ ）			
要望項目名	中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例措置の延長等			
要望内容 （概要）	・特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要） 中小企業者等が取得価額 30 万円未満の減価償却資産を取得した場合、当該減価償却資産の年間の取得価額の合計額 300 万円を限度に、全額損金算入できる制度。 ・特例措置の内容 適用期限を 2 年延長する。（令和 10 年 3 月 31 日まで） 昨今の経済状況等やインボイス制度の対応状況を踏まえて、所要の見直しを行う。 （要望内容が認められた場合、個人住民税、法人住民税及び事業税についても同様の効果を適用する。（国税との自動連動を図る。））			
関係条文	（所得税）租税特別措置法第 28 条の 2、租税特別措置法施行令第 18 条の 5 （法人税）租税特別措置法第 67 条の 5、租税特別措置法施行令第 39 条の 28			
減収見込額	[初年度] 精査中 （ — ） [平年度] 精査中 （ — ） [改正増減収額] — (単位：百万円)			
要望理由	（１）政策目的 中小企業は我が国雇用の 7 割を支える重要な存在である。中小企業は人手不足や不透明な経済情勢・海外情勢に直面しており、加えて、昨今の物価高、インボイス制度や電子帳簿保存法への対応に迫られていることから、中小企業の事務負担の軽減を図ることが必要。また、事務効率の向上等に資する設備投資を促進させることも図る。 （２）施策の必要性 中小企業は人員確保が困難な中でバックオフィスに十分な人員を割けないことが多く、また、一定のスキルが必要な経理人材を十分に確保することは困難であることから、本税制措置により減価償却資産の管理等に係る経理事務の負担軽減を図ることは不可欠である。 中小企業庁が実施した委託調査によれば、本税制措置を利用した中小企業のうち、60.6%がパソコンを取得している。また、情報機器や情報処理ソフトウェア等の関連設備の取得も一定程度あり、直接・間接部門における事業効率向上につながる設備を導入している。 そのため、本税制措置により、減価償却資産の管理や納税等に係る事務負担 の軽減、事務処理能力の向上に資する少額資産の取得を促進することによる事業効率の向上を図ることが必要不可欠である。			

＜参考＞中小企業の従業員数過不足DIの推移



資料：中小企業庁・（独）中小企業基盤整備機構「中小企業景況調査」

（注）従業員数過不足DIは、従業員数の今期の水準について、「過剰」と答えた企業の割合（％）から、「不足」と答えた企業の割合（％）を引いたもの。

（出典）中小企業景況調査

本要望に
対応する
縮減案

—

今回の要望（税負担軽減措置等）に関連する事項	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	7. 中小企業の発展
		政策の達成目標	本税制措置が中小企業の事務負担に配慮して創設された経緯を踏まえ、中小企業全体の事務処理能力・事業効率の向上に係る指標として、間接部門にかかる費用の増減を計測する観点から売上高に対する販売費及び一般管理費の比率をメルクマールとする。また、中小企業における当該比率が30%程度、それ以外の企業における当該比率が16%程度であることを踏まえ、中小企業における当該比率が20%以下の水準に到達することを目指す。
		税負担軽減措置等の適用又は延長期間	令和8年4月1日～令和10年3月31日まで（2年間）
		同上の期間中の達成目標	売上高に対する販売費及び一般管理費の比率20%以下の水準に到達することを目指す。
	有効性	政策目標の達成状況	売上高に対する販売費及び一般管理費（資本金1億円未満の企業）の比率 平成29年度 26.5% 平成30年度 27.8% 令和元年度 28.5% 令和2年度 29.7% 令和3年度 29.7% 令和4年度 29.8% 令和5年度 29.5% （参考）資本金1億円以上の企業における当該比率の状況 平成29年度 16.0% 平成30年度 15.1% 令和元年度 16.0% 令和2年度 16.9% 令和3年度 16.5% 令和4年度 15.5% 令和5年度 16.0% （出典）財務省「法人企業統計調査（年次別）」より試算
		要望の措置の適用見込み	（適用期間内における適用件数見込み） 令和7年度 法人：706,749社、個人：31,726者 令和8年度 法人：732,898社、個人：32,899者 令和9年度 法人：760,016社、個人：34,117者 ※なお、昨今の経済状況等やインボイス制度の対応状況を踏まえた所要の見直しに関して、増減させる要素が明確でないことから、見込みの推計値には加味していない。
		要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）	本税制措置により、中小企業における減価償却資産の管理・納税等に係る事務負担の軽減や、事務の効率化に資する情報通信関連の機器が多く導入されることによる事業効率の向上等が図られている。

	相 当 性	当該要望項目 以外の税制上の 支援措置	—
		予算上の措置等 の要求内容 及び金額	—
		上記の予算上 の措置等と 要望項目との 関係	—
		要望の措置の 妥当性	中小企業は従業員数が少ないことが多く、一定のスキルが必要な経理人材を十分に確保することが困難であることを踏まえれば、取得価額 30 万円未満の少額減価償却資産の全額損金算を認めることにより、減価償却資産の管理・納税等に係る事務負担の軽減、パソコン等の取得促進による事務処理能力・事業効率の向上等の効果が得られることから、措置として妥当である。

これまでの税負担軽減措置等の適用実績と効果に関連する事項	税負担軽減措置等の適用実績	○主な少額減価償却資産の特例の利用業種（令和5年度） <table><tr><td>業種</td><td>割合</td></tr><tr><td>サービス業</td><td>31.4%</td></tr><tr><td>建設業</td><td>18.9%</td></tr><tr><td>製造業</td><td>12.0%</td></tr><tr><td>小売業</td><td>9.3%</td></tr><tr><td>不動産業</td><td>8.2%</td></tr><tr><td>卸売業</td><td>7.5%</td></tr><tr><td>料理飲食旅館業</td><td>4.2%</td></tr><tr><td>運輸通信公益事業</td><td>3.2%</td></tr><tr><td>その他</td><td>5.3%</td></tr></table> （出典）財務省「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書（令和7年2月国会提出）」	業種	割合	サービス業	31.4%	建設業	18.9%	製造業	12.0%	小売業	9.3%	不動産業	8.2%	卸売業	7.5%	料理飲食旅館業	4.2%	運輸通信公益事業	3.2%	その他	5.3%
	業種	割合																				
	サービス業	31.4%																				
	建設業	18.9%																				
	製造業	12.0%																				
小売業	9.3%																					
不動産業	8.2%																					
卸売業	7.5%																					
料理飲食旅館業	4.2%																					
運輸通信公益事業	3.2%																					
その他	5.3%																					
「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績	①租税特別措置法の条項：第67条の5 ②適用件数：657,884件（令和5年度） ③適用額：3,728億円（令和5年度）																					
税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）	本税制措置は、取得価額30万円未満の少額減価償却資産の全額損金算入を認めることによる減価償却資産の管理・納税等に係る事務負担の軽減や事務処理能力・事業効率の向上を図ることを目的としているところ、本税制措置創設以降、中小企業庁が実施した委託調査によると、税務申告書類の作成等について、平均約3時間の事務負担の軽減につながっている。																					
前回要望時の達成目標	売上高に対する販売費及び一般管理費の比率20%以下の水準に到達することを目指す。																					
前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	本税制措置による事務負担の軽減により、中小企業における間接部門にかかる費用は一定程度軽減に寄与していると考えられる。しかし、人手不足等に直面している中小企業において、人件費の増加等により、売上高に対する販売費及び一般管理費比率は20%を上回る状況であり、目標達成には至っていない。 （上記「政策目標の達成状況」参照）																					
これまでの要望経緯	平成15年度 創設 平成18年度 損金算入額の上限を年間300万円とした上で2年間の延長（平成20年3月末まで） 平成20年度2年間の延長（平成22年3月末まで） 平成22年度2年間の延長（平成24年3月末まで） 平成24年度2年間の延長（平成26年3月末まで） 平成26年度2年間の延長（平成28年3月末まで） 平成28年度 適用対象を従業員1,000人以下の事業者に限定した上で2年間の延長（平成30年3月末まで）																					

	で) 平成 30 年度 2 年間の延長（令和 2 年 3 月末まで） 令和 2 年度 適用対象を従業員 500 人以下の事業者に限定した上で 2 年間の延長（令和 4 年 3 月末まで） 令和 4 年度 対象資産から貸付け（主要な事業として行われるものを除く。）の用に供した資産を除外した上で 2 年間の延長（令和 7 年 3 月末まで） 令和 6 年度 対象法人から電子情報処理組織を使用する方法（e-Tax）により法人税の確定申告書等に記載すべきものとされる事項を提供しなければならない法人のうち常時使用する従業員の数が 300 人を超えるものを除外したうえで 2 年間の延長（令和 8 年 3 月末まで）
--	--

令和 8 年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（ 新 設 ・ 拡 充 ・ 延 長 ・ その他 ）

No	33	府 省 庁 名	経済産業省
対象税目	個人住民税 法人住民税 事業税 不動産取得税 <u>固定資産税</u> 事業所税 その他（ ）		
要望 項目名	再生可能エネルギー発電設備に係る課税標準の特例措置の拡充及び延長		
要望内容 (概要)	・ 特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要） 再生可能エネルギー発電設備（再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（以下「再エネ特措法」という。）第二条第二項に規定する発電設備）に係る課税標準の特例について、地域と共生した国産再生可能エネルギーの普及拡大を図るため見直しを行った上で、適用期限（現行 2 年）を延長する。 ・ 特例措置の内容 上記設備について、新たに固定資産税が課せられることとなった年度から 3 年分の固定資産税に限り、課税標準を、以下の割合に軽減する。（※） ・ 太陽光発電設備（ペロブスカイト太陽電池を使用した一定の設備に限る。） 1/2（1/3～2/3） （以下の 4 設備は再エネ特措法の認定に係るものに限る。） ・ 風力発電設備（海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律第八条第一項に規定する促進区域に設置された洋上風力発電設備、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく認定地域脱炭素化促進事業、農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律に基づく設備整備計画、港湾法及び自治体条例に基づいて取得した設備等、地域と共生した再エネを促進するための一定の設備に限る。） 2/3（1/2～5/6） ただし、洋上風力発電設備については、1/2（1/3～2/3） ・ 中小水力発電設備 5,000kW 以上 3/4（7/12～11/12） 5,000kW 未満 1/2（1/3～2/3） ・ 地熱発電設備 1,000kW 以上 1/2（1/3～2/3） 1,000kW 未満 2/3（1/2～5/6） ・ バイオマス発電設備 1 万 kW 以上 2/3（1/2～5/6） 1 万 kW 未満 1/2（1/3～2/3） ※ 軽減率について、各自治体が一定の幅で独自に設定できる「わがまち特例」を適用（上記の括弧書の間で設定）。		
関係条文	地方税法附則第 15 条第 25 項、同法施行規則附則第 6 条第 56 項～第 65 項		
減収 見込額	[初年度] 0 (▲5,575) [平年度] 精査中 (▲5,575) [改正増減収額] - （単位：百万円）		

要望理由	(1) 政策目的 第7次エネルギー基本計画（令和7年2月18日閣議決定）においては、国内における電力需要は、DX やGX の進展に伴い増加が見込まれ、脱炭素電源を拡大することで対応する必要があり、脱炭素効果の高い電源である再生可能エネルギーは、S+3Eを大前提に、主力電源化を徹底し、地域との共生と国民負担の抑制を図りながら最大限の導入を促すこととされている。なお、2040年度におけるエネルギー需給の見通しでは、野心的な目標を前提に、再生可能エネルギーについて2023年度に22.9%の電源構成の割合であるところ、2040年度に4～5割程度とされている。 さらに、国産再生可能エネルギーの普及拡大により、技術自給率の向上を図ることは、2050年カーボンニュートラルの実現等に向けた排出削減と我が国の産業競争力の強化に資するものであり、こうした観点からも次世代再生可能エネルギー技術の開発・社会実装を進めていく必要があるとされている。 一方、再生可能エネルギーの導入拡大に当たっては、開発初期段階の事業リスクの高さに加え、資源量調査、設備の導入及び設置、維持管理の各段階におけるコストの高さといった経済面での課題が存在する。第7次エネルギー基本計画における再生可能エネルギーの主力電源化とエネルギーミックスの達成に向けて、発電コスト削減と再エネ特措法の措置による国民負担の抑制を図りつつ、電源ごとの実態に即した再生可能エネルギーの導入を推進する必要がある。 (2) 施策の必要性 現在、エネルギーミックスの実現や再生可能エネルギーの主力電源化に向けては、再エネ特措法の適切な運用に加え、FIP制度の促進策や長期安定電源化に資する施策、技術や事業モデルの確立に向けた技術開発・実証などの総合的な支援を行っているところ。 上記の政策目的を達成し、再生可能エネルギーを我が国の主力電源としていくためには、これらの制度、予算、規制改革等の政策措置に加え、税制面での優遇措置により、発電事業者等に対する政策誘導を行う必要がある。 具体的には、再生可能エネルギーの開発初期には、不具合への対処や様々な技術的調整、資材の高騰等により追加費用が発生するとともに、売電収入が得られないためにキャッシュフローのひっ迫が生じるところ、これが負担となって発電事業者の投資判断に負の影響を与えている。一方、再エネ特措法による支援は、売電収入により長期的な資金回収を担保するものであるため、こうした事業リスクには対応することができない。このため、本制度によって、事業者の初期のキャッシュフロー確保を直接支援することにより、事業開始前後で極大化する事業リスクを低下させ、事業者の投資判断を確実にし、さらには再投資の拡大を図ることが重要である。
本要望に対応する縮減案	

今回の要望（税負担軽減措置等）に関連する事項	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	6. 資源エネルギーの安定的かつ効率的な供給の確保並びに脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進
		政策の達成目標	2040 年度エネルギーミックス（令和 7 年 2 月資源エネルギー庁「2040 年度におけるエネルギー需給の見通し」）で示されている、野心的な目標を前提とした 2040 年度の電源構成における再生可能エネルギーの割合 4～5 割程度を目指し、電源毎の実態に即した再生可能エネルギーを最大限導入する。
		税負担軽減措置等の適用又は延長期間	令和 10 年 3 月 31 日までの 2 年間の延長 ただし、風力発電設備については、令和 14 年 3 月 31 日までの 6 年間の延長
		同上の期間中の達成目標	2040 年度の電源構成における再生可能エネルギーの割合 4～5 割に向けて、適用対象年度において着実に再エネ設備の導入を促進する。
		政策目標の達成状況	発電電力量に占める再生可能エネルギーの割合（目標：2040 年度に 4～5 割） （出典：総合エネルギー統計（確報値）） ※（）内は水力を除く数値 2019 年度 18.2%（10.4%） 2020 年度 19.9%（12.0%） 2021 年度 20.5%（12.8%） 2022 年度 21.8%（14.2%） 2023 年度 22.9%（15.3%） 再生可能エネルギーの電源構成に占める割合は現在 22.9%（水力を除いて 15.3%）であり、2040 年度に 40%～50%の見通しに対しては、本税制措置により一層、再エネ導入を促進する必要がある。
	有効性	要望の措置の適用見込み	令和 8 年度の適用件数：精査中
		要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）	本税制措置により、再生可能エネルギー発電設備を導入する者に対して初期負担の軽減を図ることで、設備導入の拡大による再生可能エネルギーの普及を促進することができる。また、再生可能エネルギーの導入により地域でのエネルギーの安定供給が図られるとともに、地域の産業創出や雇用確保等、地域活性化等の効果が期待できる。 再生可能エネルギー発電設備の累積導入量は、平成 24 年 6 月末までで約 2,060 万 kW であったところ、令和 6 年 12 月末までで累計約 8,122 万 kW の導入があり、再生可能エネルギーの導入拡大に向けた各種施策の効果が現れている。 令和 7 年度に実施したアンケート調査によると、再エネ特措法の認定に係る設備について、全体の約 38%が特例措置を活用したと回答しており、本税制措置により太陽光発電については、F I T 認定設備を税制の対象としていた平成 27 年度までは約 1,630 万 kW、自家消費設備を税制の対象としていた平成 28 年度以降は約 5.4 万 kW、太陽光以外の発電については、制度開始以降に約 370 万 kW の導入促進効果があったとみられる。
	相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	なし

		予算上の措置等の要求内容及び金額	○予算措置（令和7年度） 「ペロブスカイト太陽電池の社会実装モデルの創出に向けた導入支援事業」（50.2億円、※環境省計上予算、経済産業省連携事業） 「地域脱炭素推進交付金」（385.2億円、※環境省計上予算） 「民間企業等による再エネの導入及び地域共生加速化事業」（34.5億円、※環境省計上予算） 「地域レジリエンス・脱炭素化を同時実現する公共避難施設・防災拠点への自立・分散型エネルギー設備等導入推進事業」（20億円、※環境省計上予算）
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	課税標準の特例は、設備保有後の運転初期段階におけるキャッシュフロー負担を軽減するもの。他の支援措置と比較して、設備取得者があまねく恩恵を受けることができ、すそ野の広い支援措置であることが特徴である。他の支援措置の目的等は以下のとおり。 ○再エネ特措法による支援措置（固定価格買取制度等） 再生可能エネルギー発電設備を用いて発電したエネルギーを、電力会社が、政府が定めた調達価格・調達期間買い取る制度。採算性に不安定要素が多い事業に対して、長期の事業期間にわたりランニング面で支援するもの。 ○財政投融资 （１）日本政策金融公庫 資金繰りの厳しい中小企業及び個人事業主に対して、低利融資を行うことで、再生可能エネルギー発電設備等の導入に必要な資金確保の円滑化及び資金調達コストの低減並びに借入金利の低減を図ることにより、イニシャル面及びランニング面で支援するもの。 （２）株式会社脱炭素化支援機構 前例に乏しく投融资の判断が難しい、認知度が低く関係者の理解が得られにくい等の理由から資金調達が難しい脱炭素化に資する事業に対して、国及び民間からの出資による官民ファンドである株式会社脱炭素化支援機構（JICN）が資金供給その他の支援を行うことにより、民間投資の一層の誘発を図る。 ○予算措置 （１）ペロブスカイト太陽電池の社会実装モデルの創出に向けた導入支援事業 ペロブスカイト太陽電池の国内市場立ち上げに向け、将来の普及フェーズも見据えて拡張性が高い設置場所（同種の建物への施工の横展開性が高い場所等）への導入を支援することで、社会実装モデルの創出に貢献する。 （２）地域脱炭素推進交付金 意欲的な脱炭素の取組を行う地方公共団体等に対して、地域脱炭素推進交付金により支援するもの。 （３）民間企業等による再エネの導入及び地域共生加速化事業 民間企業等による自家消費型・地産地消型の再エネ導入を促進し、再エネの導入及び地域共生の加速化を図るもの。 （４）地域レジリエンス・脱炭素化を同時実現する公共避難施設・防災拠点への自立・分散型エネルギー設備等導入推進事業 地方公共団体における公共施設等への再生可能エネルギーの率先導入を実施することにより、地域のレジリエンス（災害等に対する強靱性の向上）と地域の脱炭素化の同時実現を支援するもの。

		平成 24 年 7 月の再エネ特措法の施行後、各電源において一定程度導入が進んでいるが、2023 年度において、太陽光発電では、電源構成比で約 9.8%、中小水力発電では約 7.6%、バイオマス発電では約 4.1%、地熱発電では約 0.3%、風力発電では約 1.1%であり、再生可能エネルギーの導入拡大を図る上ではさらなる措置を講じていく必要がある。 第 7 次エネルギー基本計画においては、「脱炭素効果の高い電源である再生可能エネルギーは、S + 3 E を大前提に、主力電源化を徹底し、地域との共生と国民負担の抑制を図りながら最大限の導入を促すこととしている」との方針が示されている。上記の導入状況を踏まえ、この目標を実現するためには、国産再生可能エネルギーを中心に、最大限の導入拡大へ向けたインセンティブ措置が必要である。これらの設備は、エネルギー源の特性を踏まえ、引き続き再エネ特措法の認定に係る設備等を特例措置の対象とする。 再生可能エネルギー発電設備は導入コストが高く、導入初期の固定資産税の支払いは設置者の負担となっている。また、発電設備は導入初期に不具合への対処や様々な技術的調整、資材の高騰等に対応を必要とする場合があり、当初の想定どおり発電することができず、収入が安定しない中で固定資産税の支払いが求められる点も負担となっている。導入当初の固定資産税を軽減する本措置は、再生可能エネルギーを導入する者のキャッシュフロー改善を通じ、導入量の増加や導入時期の早期化等の導入押し上げ効果が期待できるものであり、再生可能エネルギーの導入に極めて有効である。そのため、課税標準の軽減措置を継続することで、長期的な投資インセンティブの確保による再生可能エネルギーの最大限導入を目指す。
これまでの税負担軽減措置等の適用実績と効果に関連する事項	税負担軽減措置等の適用実績	令和 3 年度 適用件数 220 件 減収額 2,259 百万円 令和 4 年度 適用件数 166 件 減収額 2,067 百万円 令和 5 年度 適用件数 169 件 減収額 2,035 百万円 令和 6 年度 適用件数 157 件（推計） 減収額 1,279 百万円（推計） 令和 7 年度 適用件数 117 件（推計） 減収額 1,518 百万円（推計） ＜推計方法＞ 減収額について、令和 5 年度までは「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」に記載の実績値を基に記載。
	「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績	令和 3 年度 適用総額（課税標準）：161,338 百万円 令和 4 年度 適用総額（課税標準）：147,633 百万円 令和 5 年度 適用総額（課税標準）：145,370 百万円
	税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）	本税制措置により、再生可能エネルギー発電設備を導入する者に対して初期負担の軽減を図ることで、設備導入の拡大による再生可能エネルギーの普及を促進することができる。また、再生可能エネルギーの導入により地域でのエネルギーの安定供給が図られるとともに、地域の産業創出や雇用確保等、地域活性化等の効果が期待できる。 再生可能エネルギー発電設備の累積導入量は、平成 24 年 6 月末までで約 2,060 万 kW であったところ、令和 6 年 12 月末までで累計約 8,122 万 kW の導入があり、再生可能エネルギーの導入拡大に向けた各種施策の効果が現れている。 令和 7 年度に実施したアンケート調査によると、再エネ特措法の認定に係る設備について、全体の約 38% が特例措置を活用したと回答しており、本税制措置により太陽光発電については、F I T 認定設備を税制の対象としていた平成 27 年度までは約 1,630 万 kW、自家消費設備を税制の対象としていた平成 28 年度以降は約 5.4 万 kW、太陽光以外の発電については、制度開始以降に約 370 万 kW の導入促進効果があったとみられる。

	前回要望時の 達成目標	○2030 年度におけるエネルギー需給の見通し（令和3 年 10 月） 2030 年度の電源構成における再生可能エネルギーの割合を 36～38%とする。
	前回要望時からの 達成度及び目標に 達していない場合の理 由	再生可能エネルギーは、再エネ特措法を中心とした様々な支援施策により導入が進みつつあるものの、安定供給やコストの面で課題も残っており、導入量もいまだ目標達成の途上にある。2030 年度のエネルギーミックス達成に向けて、研究開発や規制の合理化等の政策を動員して進めているところであり、本税制措置は設備導入促進を図る措置として、引き続き継続する必要がある。 発電電力量に占める再生可能エネルギーの割合（目標：2030 年度に 36～38%） （出典：総合エネルギー統計（確報値）） ※（ ）内は水力を除く数値 2019 年度 18.2%（10.4%） 2020 年度 19.9%（12.0%） 2021 年度 20.5%（12.8%） 2022 年度 21.8%（14.2%） 2023 年度 22.9%（15.3%）
これまでの要望経緯		平成 21 年度 政府の補助を受けて取得された太陽光発電設備について、課税標準を 3 分の 2 とする特例措置が創設 平成 23 年度 現状の「新エネルギー等事業者支援対策事業」の限定を解除し、対象設備を太陽光発電設備から再生可能エネルギー利用設備に拡充する要望をしたが改正ならず。現行の特例措置と同条件で適用期限を 1 年間延長の上、廃止（サンセット）。 平成 24 年度 対象設備を再生可能エネルギー特措法に規定する認定発電設備として、「再生可能エネルギー発電設備に係る課税標準の特例措置」の創設 平成 26 年度 適用期限の 2 年延長 平成 28 年度 適用期限を 2 年延長し、地熱発電設備、中小水力発電設備、バイオマス発電設備については軽減率を 1／3 から 1／2 へ深掘り。 平成 30 年度 適用期限を 2 年延長し、5 電源それぞれについて、発電規模に応じて割合を一部縮減。 令和 2 年度 適用期限を 2 年延長し、中小水力発電設備については発電規模に応じて割合を一部縮減。 令和 4 年度 適用期限の 2 年延長 令和 6 年度 適用期限を 2 年延長し、太陽光発電設備については要件を見直し、バイオマス発電設備については一部の設備において割合を一部縮減。

令和 8 年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（ 新 設 ・ 拡 充 ・ 延 長 ・ そ の 他 ）

No	3 4	府 省 庁 名	経済産業省
対象税目	個人住民税 法人住民税 事業税 不動産取得税 <u>固定資産税</u> 事業所税 その他（ ）		
要望 項目名	公共の危害防止のために設置された施設又は設備に係る課税標準の特例措置の延長		
要望内容 (概要)	・ 特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要） 公害防止に係る法規制・基準等に対応することを目的として事業者が設置する公害防止施設（汚水又は廃液処理施設）に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、適用期限を 2 年間延長する。 ・ 特例措置の内容 対象施設に係る課税標準となるべき価格に特例率（1/2 を参酌して 1/3 以上 2/3 以下の範囲内において市町村の条例で定める割合）を乗じて得た額を課税標準とする。		
関係条文	地方税法附則第 15 条第 2 項第 1 号、地方税法施行令附則第 11 条第 4 項、 地方税法施行規則附則第 6 条第 12 項		
減収 見込額	[初年度] －（ ▲62.1 ） [平年度] －（ ▲62.1 ） [改正増減収額] － （単位：百万円）		
要望理由	（１）政策目的 環境基本法で定める環境基準を達成・維持するため、水質汚濁防止法に基づく暫定排水基準が適用されている事業者の公害防止対策に対する一層の取組を促進し、産業公害の防止及び我が国の環境対策の推進、良好な生活環境の保全を図る。 （２）施策の必要性 環境基準の達成による、環境と経済が両立した経済社会の構築に向けては、暫定排水基準を一般排水基準に引き上げていくことが必要であり、そのためには、事業者が暫定排水基準の厳格化に対応していくことが必要であるが、非収益投資かつ継続的な設備投資は事業者にとって重い負担となっている。仮にこうした取組への事業者の対応が遅れる場合、排水による環境・人体への悪影響や事業者の社会的信用力の低下による立地地域における雇用の喪失に繋がるおそれがある。 なお、環境基本法及び水質汚濁防止法においては、環境負荷低減のための設備導入その他適切な措置に対しては、国も必要かつ適正な経済的な助成を行うために必要な措置を講ずるよう努めることとされている。このため、法令に基づく規制措置だけでなく、税制等による経済的措置も組み合わせることで、事業者の負担を軽減し、継続的な設備投資を促す必要がある。		
本要望に 対応する 縮減案	－		

今回の要望（税負担軽減措置等）に関連する事項	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	3. イノベーション政策の推進並びに産業標準の整備及び普及
		政策の達成目標	環境基本法に基づく環境基準の達成・維持により、環境負荷物質の排出抑制、良好な水環境の保全、環境と経済が両立した経済社会の構築を図る。具体的には、水質汚濁防止法における暫定排水基準が適用されている業種に対して適正な排水処理を促し、全業種で一般排水基準を遵守することにより、公共用水域における水質環境基準の達成・維持を目指す。
		税負担軽減措置等の適用又は延長期間	2年間の適用期限の延長を要望。
		同上の期間中の達成目標	水質汚濁防止法における暫定排水基準が適用されている業種に対して、適正な排水処理を促し、一般排水基準への移行を促進する。
	有効性	政策目標の達成状況	環境基本法に基づく環境基準の達成率について、生活環境項目のBOD（生物化学的酸素要求量）、COD（化学的酸素要求量）については、昭和50年頃の環境基準達成率55%程度と比較して、令和5年度の環境基準達成率は全体で89.1%（前回要望時（令和3年度。以下同じ）：88.3%）と高い水準を維持しており、引き続き、この状況を維持・改善していくことが求められている。 なお、平成13年以降、水質汚濁防止法による一般排水基準が追加・強化された際に暫定排水基準が適用されていたのべ78業種のうち、67業種が一般排水基準に移行しており、一定の成果が見られる。
		要望の措置の適用見込み	令和7年度（見込）：適用件数536件、取得価額4,396百万円、減収額81百万円 令和8年度（見込）：適用件数546件、取得価額3,478百万円、減収額62百万円 （経済産業省推計）
		要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）	水質分野の環境基準については、昭和50年頃の生活環境項目のBOD、CODに関する全体の環境基準達成率は55%程度であったところ、令和5年度の環境基準達成率は89.1%と大きく改善しており、水質環境の改善が図られてきたところである。 他方で、今後、更なる規制強化が見込まれる中、全業種が一般排水基準に移行し、公共用水域における更なる水質環境基準の達成・維持を図るためには、本制度の延長が必要。
		当該要望項目以外の税制上の支援措置	事業所税の課税標準の特例措置 事務所等を対象としている事業所税の課税標準の軽減措置と併せ措置することによって、事業者に対するインセンティブの効果を高め公害防止用設備の取得を促進。
	相当性	予算上の措置等の要求内容及び金額	【財政投融資】株式会社日本政策金融公庫「環境・エネルギー対策資金」 概要：中小企業事業者が水質汚濁防止等に係る設備の導入・更新等を行う場合に、特別利率による融資を受けることができる。 限度額：中小企業事業7億2千万円以内、国民生活事業7200万円以内、期間：20年以内
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	【財政投融資】株式会社日本政策金融公庫「環境・エネルギー対策資金」 当該融資制度は、中小企業が公害防止設備の導入やPCB廃棄物の処理等を実施するために必要な資金を円滑に調達できるようにするための制度となっている。 一方の本税制は、上記融資制度の対象となっていない中堅企業等を含めた幅広い範囲の企業が公害防止設備を導入した際のランニングコストの低減に寄与するものである。
		要望の措置の妥当性	環境対策設備の導入は事業者が取り組むべき課題の一つであるものの、環境規制は年々厳しくなっており、その都度、事業者には設備導入等の負荷がかかる側面がある。 加えて環境対策設備の導入は幅広い業種に求められており、かつ、非収益設備であることから、環境規制の円滑な施行の観点から、税制優遇による措置が必要である。

これまでの税負担軽減措置等の適用実績と効果に関連する事項	税負担軽減措置等の適用実績	【過去5年間の実績】 令和2年度：適用件数 1,380 件、取得価額 16,735 百万円、減収額 329 百万円 令和3年度：適用件数 1,138 件、取得価額 15,436 百万円、減収額 282 百万円 令和4年度：適用件数 804 件、取得価額 7,278 百万円、減収額 205 百万円 令和5年度：適用件数 756 件、取得価額 5,032 百万円、減収額 140 百万円 令和6年度：適用件数 526 件、取得価額 5,557 百万円、減収額 104 百万円 (平年度ベース、経済産業省調べ)
	「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績	①適用総額の種類：課税標準（固定資産の価格） ②適用実績：公共の危害防止のために設置された施設又は設備に係る課税標準の特例措置（地方税法附則第15条第2項） 令和3年度：368,607,591 千円 令和4年度：359,911,022 千円 令和5年度：346,489,199 千円 汚水又は廃液処理施設に係る適用金額は、上記額の内数
	税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）	水質分野の環境基準について、生活環境項目のBOD、CODについては昭和50年頃の全体の環境基準達成率は55%程度であったところ、令和5年度には89.1%にまで改善しており、前回要望時の高い水準も維持しているなど、水質環境の改善が着実に進められてきているところである。 直近5年間の適用件数は年平均約920件程度の実績で推移しており、今後も幅広い業界において一定の設備の導入が見込まれている。
	前回要望時の達成目標	環境基本法に基づく環境基準の維持により、環境負荷物質の排出抑制、良好な水環境の保全、環境と経済が両立した経済社会の構築を図る。具体的には、水質汚濁防止法における暫定排水基準が適用されている業種に対して適正な排水処理を促し、全業種で一般排水基準を遵守することにより、公共用水域における水質環境基準の達成・維持を目指す。
	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	暫定排水基準の適用業種については、令和5年度以降、2業種対象の1項目が一般排水基準に移行し、3業種3項目について暫定排水基準の基準値が厳格化された。また、令和6年4月に1項目の一般排水基準が強化されたことに伴い、1業種対象に暫定排水基準が新たに設定された。 なお、対象事業者が暫定排水基準の適用業種に限定されて以降、過去4年間の適用件数は年平均で約660件となっており、本制度を活用した公害防止設備の導入が進められている。
これまでの要望経緯		昭和35年度 創設 昭和51年度 地方税法本則から同法附則に移行し、適用期限付きとなり、2年ごとの適用期限の延長を行うようになる 平成8年度 非課税から移行（非課税→1/6） 平成22年度 軽減税率引下げ（1/6→1/3） 平成26年度 軽減税率 1/3 を廃止し、地域決定型地方税特例措置を導入（特例率：1/3を参酌して1/6以上1/2以下の範囲内において市町村の条例で定める割合） 平成30年度 対象装置からパーク装置を除外。軽減税率の引下げ（特例率を「1/2を参酌して1/3以上2/3以下の範囲内において市町村の条例で定める割合」に変更） 令和2年度 脱有機酸装置及び脱フェノール装置を適用対象から除外。電気供給業を営む者が取得し電気供給業の用に供する施設を適用対象から除外。 令和4年度 対象事業者を暫定排水基準が適用される業種に限定。

令和 8 年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（ 新 設 ・ 拡 充 ・ 延 長 ・ そ の 他 ）

No	35	府 省 庁 名	経済産業省								
対象税目	個人住民税 法人住民税 事業税 <u>不動産取得税</u> 固定資産税 事業所税 その他（ ）										
要望 項目名	中小企業・小規模事業者の再編・統合等に係る税負担の軽減措置の延長										
要望内容 (概要)	・ 特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要） 認定を受けた経営力向上計画に基づいて事業譲渡を行った際に発生する不動産取得税を以下のとおり軽減する。 <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>計画認定時の税率 (事業譲渡の場合)</th> <th>計画認定時の特例 (事業譲渡の場合)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>土地住宅</td> <td>3.0%</td> <td rowspan="2">取得した不動産の価格 の 1/6 に相当する額を 控除</td> </tr> <tr> <td>住宅以外の家屋</td> <td>4.0%</td> </tr> </tbody> </table> ・ 特例措置の内容 適用期限を 2 年延長する。(令和 10 年 3 月 31 日まで)				計画認定時の税率 (事業譲渡の場合)	計画認定時の特例 (事業譲渡の場合)	土地住宅	3.0%	取得した不動産の価格 の 1/6 に相当する額を 控除	住宅以外の家屋	4.0%
	計画認定時の税率 (事業譲渡の場合)	計画認定時の特例 (事業譲渡の場合)									
土地住宅	3.0%	取得した不動産の価格 の 1/6 に相当する額を 控除									
住宅以外の家屋	4.0%										
関係条文	地方税法附則第 11 条第 13 項、地方税法施行令附則第 7 条第 23 項										
減収 見込額	[初年度] — (▲ 9 0 . 6) [平年度] — (▲ 9 0 . 6) [改正増減収額] ▲ 1 0 0 (単位：百万円)										
要望理由	(1) 政策目的 優れた技術等の経営資源を有する中小企業・小規模事業者が事業継続できるよう、第三者への事業承継をより一層円滑に行える環境を整備し、地域経済の活性化や雇用の維持を図る。 (2) 施策の必要性 平成 29 年には、経営者年齢のピークは 60 代後半であったが、5 年後の令和 4 年には、この年齢層（70 代前半）の経営者が 3 割程度減少した。 他方で、70 代以上の経営者割合は依然として大きく、物価高騰等の急激な経営環境の変化により、事業承継の具体的な検討が遅れている影響が考えられる。 加えて、今後事業承継を本格的に検討していく 60 代経営者も多く存在している。 このような状況において、平成 30 年に法人向けの事業承継税制が抜本的に拡充され、平成 31 年に個人事業者向けの事業承継税制が創設されたところ、事業承継をより一層後押しすべく、第三者への事業承継を促す施策を講じる必要がある。また、グループ化の取組によって、親会社の強みの横展開、シナジー効果の発揮、経営の効率化といった企業の更なる成長が見込まれるため、こうしたグループ化の取組も後押ししていくことが重要。 事業承継にあたり、親族以外に事業承継（事業譲渡や M&A など）し、経営資源の統合や知見をもった経営者等に事業を引き継ぐことで、サプライチェーンや地域経済の活力維持、発展につながっているケースも見られる。 本税制措置は平成 30 年度税制改正により創設されたものであるが、上記のような第三者への事業承継やグループ化の取組をより一層後押しするため、本税制措置の延長が必要。										

本要望に 対応する 縮減案	—
---------------------	---

今回の要望（税負担軽減措置等）に関連する事項	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	7. 中小企業の発展
		政策の達成目標	本税制措置は、中小企業・小規模事業者について第三者への円滑な事業承継を促進することで、優良な経営資源を有する中小企業の事業の継続を図り、もって地域経済の活力維持を実現する。
		税負担軽減措置等の適用又は延長期間	令和10年3月31日まで
		同上の期間中の達成目標	上記「政策の達成目標」に同じ
		政策目標の達成状況	帝国データバンクの調査（全国企業「休廃業・解散」動向調査（2024））によると2024年度の黒字廃業割合は51.1%となっており、休廃業数全体の半数以上を占める。黒字廃業割合の高さは事業承継が進んでいないことを示しており、このような状況は地域経済活性化や雇用の維持につながっていないといえる。優れた技術等の経営資源を有する中小企業・小規模事業者の事業継続を支援し、地域経済の活性化や雇用の維持を図るためにも、本税制措置により事業承継、グループ化の取組をより一層後押しすることが必要不可欠。
	有効性	要望の措置の適用見込み	【適用件数】 令和8年度：64件 令和9年度：64件 ※令和3年度～令和6年度経営力向上計画認定実績等より推計 【減収額】 令和8年度：90.6百万円 令和9年度：90.6百万円 ※令和3年度～令和6年度経営力向上計画認定実績等より推計
		要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）	中小企業・小規模事業者の第三者への事業承継に向けた取組を行う者に対して、その課税負担を軽減することにより事業承継へ踏み出す後押しとなるため、本税制措置は有効である。
	相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	中小企業事業再編投資損失準備金、認定特別事業再編計画に基づく登録免許税の軽減措置
		予算上の措置等の要求内容及び金額	・事業承継・M&A補助金（令和6年度補正予算 中小企業生産性革命推進事業 3,400億円の内数） ・事業承継総合支援事業（令和6年度補正予算 中小企業活性化・事業承継総合支援事業 61億円の内数、令和7年度当初予算 144億円の内数）
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	事業承継円滑化のための総合的支援策として、上記の予算措置等を講じている。このような総合的な支援を行うことにより、親族内承継・親族外承継、個人事業形態・会社形態、相続税負担の有無等にかかわらず、事業承継全般の支援が可能となる。本特例は移転する不動産の不動産取得税の軽減措置であり、重複した措置とはなっていない。

		要望の措置の 妥当性	中小企業・小規模事業者の円滑な事業承継の実現という政策目標を達成するには、全ての中小企業・小規模事業者が対象になりうる税制における措置を講ずることが適当。また、企業の更なる成長に向けて、親会社の強みの横展開、シナジー効果の発揮、経営の効率化といった効果が見込まれるグループ化の取組を後押ししていくことが重要。事業承継、グループ化の取組を行う必要性が強まっている中で、事業承継時の不動産移転に伴う事業者の負担を軽減することにより円滑な事業承継を可能とするための措置であり、円滑な事業承継の促進という目的に照らし妥当な措置である。
こ れ ま で の 税 負 担 軽 減 措 置 等 の 適 用 実 績 と 効 果 に 関 連 す る 事 項	税負担軽減措置等の 適用実績		【適用件数】 令和6年度：1件 ※令和6年度経営力向上計画認定実績 【減収額】 令和6年度：2.5百万円 ※令和3年度～令和6年度経営力向上計画認定実績より推計
	「地方税における 税負担軽減措置等 の適用状況等に関 する報告書」に おける適用実績		【令和3年度】適用総額（課税標準（不動産の価格））： 132,238千円 【令和4年度】適用総額（課税標準（不動産の価格））： 233,832千円 【令和5年度】適用総額（課税標準（不動産の価格））： 0千円
	税負担軽減措置等の 適用による効果（手段 としての有効性）		中小企業・小規模事業者の第三者への事業承継に向けた取組を行う者に対して、その課税負担を軽減することにより事業承継へ踏み出す後押しとなるため、本税制措置は有効である。
	税負担軽減措置等の 適用による効果（手段 としての有効性）		本税制措置は、中小企業・小規模事業者の事業再編等の活性化と、それを通じた円滑な事業承継を促進し、優良な経営資源を有する中小企業の事業の継続を図り、地域経済の活力維持を実現する。
	前回要望時の 達成目標		休廃業・解散件数の推移をみると、経営者の高齢化や後継者不足を背景に休廃業・解散件数は年々増加傾向にあること等から目標達成に至っていない。
こ れ ま で の 要 望 経 緯	前回要望時からの 達成度及び目標に 達していない場合の 理由		休廃業・解散件数の推移をみると、経営者の高齢化や後継者不足を背景に休廃業・解散件数は年々増加傾向にあること等から目標達成に至っていない。
	これまでの要望経緯		平成30年度 創設 令和2年度 2年延長 令和4年度 2年延長 令和6年度 2年延長 令和7年度 拡充

令和 8 年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（ 新 設 ・ 拡 充 ・ 延 長 ・ その他 ）

No	36	府 省 庁 名	経済産業省
対象税目	<u>個人住民税</u> 法人住民税 事業税 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他（ ）		
要望 項目名	金融所得課税の一体化（金融商品に係る損益通算範囲の拡大）		
要望内容 （概要）	・ 特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要） 金融商品間の損益通算の範囲については、平成 28 年 1 月より上場株式等に加え、特定公社債等にまで拡大されたところ。 しかしながら、デリバティブ取引・預貯金等については、未だ損益通算が認められておらず、投資家が多様な金融商品に投資しやすい環境の整備は道半ば。 ・ 特例措置の内容 「金融所得課税の一体化」に向けて、以下の必要な税制上の措置等を講ずること。 1 投資家が多様な金融商品に投資しやすい環境を整備する観点から、損益通算の範囲をデリバティブ取引・預貯金等にまで拡大すること。 2 損益通算範囲の拡大に当たっては、特定口座を最大限活用すること。 3 制度導入に当たっては、個人投資家の利便性や金融機関の負担について十分配慮すること。		
関係条文	地方税法第 71 条の 5、第 71 条の 6 地方税法附則第 35 条の 2 の 6、第 35 条の 4 の 2 租税特別措置法第 3 条、第 37 条の 12 の 2、第 41 条の 14、第 41 条の 15		
減収 見込額	[初年度] ▲4,160（ — ） [平年度] ▲4,160 （ — ） [改正増減収額] — （単位：百万円）		
要望理由	（１）政策目的 個人投資家の市場参加を促し、株式や投資信託の保有を通じて、家計から供給される成長資金が、企業の設備投資やベンチャー投資に回ることによって経済成長を促し、その成長の果実が家計に分配され、家計の資産形成を促進するといった経済の好循環の維持・拡大を図ること。 （２）施策の必要性 わが国における個人投資家による成長資金の供給は、株式や公募投資信託などの現物取引が主流であり、ヘッジ手段としてのデリバティブ取引の活用は、限定的である。 こうした中、デリバティブ取引は、個人投資家にとっても、ヘッジや分散投資といった目的で行われることで、投資手段の幅を広げ、ひいては、現物投資の拡大とあいまって、家計による成長資金の供給の拡大と家計の資産形成につながっていくことが期待されるものであり、そのための投資環境の整備（損益通算の拡大）を進めていく必要がある。		
本要望に 対応する 縮減案	なし		

今回の要望（税負担軽減措置等）に関連する事項	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	1. 経済構造改革の推進及び地域経済の発展
		政策の達成目標	金融商品に係る課税関係を簡素で中立的なものとしつつ、投資リスクの軽減を図ることにより、証券・商品市場への個人投資家の参加を促す。
		税負担軽減措置等の適用又は延長期間	恒久措置とすること。
		同上の期間中の達成目標	政策の達成目標と同じ。
		政策目標の達成状況	—
	有効性	要望の措置の適用見込み	デリバティブ取引等を行う個人投資家が適用対象。
		要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）	投資家が多様な金融商品に投資しやすい環境を整備することは、個人投資家の市場参加を促し、企業の投資活動を通じた経済成長と、成長の果実の分配による家計の資産形成という経済の好循環の維持・拡大を図るうえで有効である。 ・日本証券業協会加盟金融機関によるデリバティブ取引：94万口座（日本証券業協会調べ） ・株式取引：1,606万口座（証券保管振替機構「株式等振替制度 株式5 属性別株主数」）
	相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	なし
		予算上の措置等の要求内容及び金額	なし
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
		要望の措置の妥当性	予算その他の措置では投資家が多様な金融商品に投資しやすい環境を実現することはできないことから、税制面で整備することが妥当である。

これまでの税負担軽減措置等の適用実績と効果に関連する事項	税負担軽減措置等の適用実績	—
	「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績	—
	税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）	—
	前回要望時の達成目標	—
	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—
これまでの要望経緯		平成 17 年度からの継続要望。

令和8年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（ 新 設 ・ 拡 充 ・ 延 長 ・ そ の 他 ）

No	37	府 省 庁 名	経 済 産 業 省
対象税目	個人住民税 法人住民税 事業税 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他（ ）		
要望項目名	企業年金等の積立金に対する特別法人税の撤廃又は課税停止措置の延長		
要望内容 (概要)	・ 特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要） 企業年金・個人年金は、公的年金と相まって高齢期の所得確保を図るための制度である。 また、勤労者財産形成給付金・基金制度は、勤労者の計画的な財産形成を促進することにより、勤労者の生活の安定を図るための制度である。 ・ 特例措置の内容 企業年金等（厚生年金基金、確定拠出年金、確定給付企業年金、勤労者財産形成給付金及び勤労者財産形成基金）の積立金に対する特別法人税について、これらの普及を図るため、及び健全な運営を確保するため、これらの積立金に対する特別法人税を撤廃する。撤廃に至らない場合、課税停止措置の延長を行う。		
（関係条文）	地方税法第 51 条第 1 項及び第 314 条の 4 第 1 項、地方法人税法第 10 条 法人税法第 7 条、第 9 条、第 83 条、第 84 条、第 87 条、第 145 条の 2、第 145 条の 3 及び第 145 条の 4 租税特別措置法第 68 条の 5		
減収 見込額	[初年度] — （ — ） [平年度] — （ — ） [改正増減収額] — （単位：百万円）		
要望理由	（１）政策目的 企業年金・個人年金は、公的年金と相まって高齢期の所得確保を図るための制度であり、また、勤労者財産形成給付金・基金制度は、勤労者の計画的な財産形成を促進することにより、勤労者の生活の安定を図るための制度であり、長期化する高齢期の経済基盤の充実を図るため、これらの充実を図る。 （２）施策の必要性 企業年金等に関する税制は、掛金拠出時は非課税、資産運用時は積立金に特別法人税課税（課税凍結中）、給付時は課税（公的年金等控除及び退職所得控除等の対象）となっている。 そうした中で特別法人税が課税された場合、あらかじめ備える積立金が減少し（特に、個人が運用指図を行う確定拠出年金では、個人ごとに区分された資産額が減少することとなる。）、積立状況の悪化につながり、運用結果が赤字の場合にも課税されるため、さらに財政状況の悪化を招く可能性があるなど、年金資産の運用に著しい影響があることから、企業年金等の普及の大きな阻害要因となる。このため、運用時の特別法人税課税を撤廃し、又は撤廃に至るまで課税停止措置を延長し、企業年金等の健全な育成及び適正な運営を図る必要がある。		
本要望に対応する 縮減案	—		

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	1. 経済構造改革の推進及び地域経済の発展
	政策の達成目標	企業年金・個人年金制度の充実・普及を図ることにより、公的年金と相まって国民の高齢期の所得確保を図るとともに、勤労者の財産形成を促進することにより、勤労者の現役期間中及び老後における生活の安定を図る。
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	恒久措置を要望
	同上の期間中の達成目標	企業年金・個人年金制度の充実・普及を図ることにより、公的年金と相まって国民の高齢期の所得確保を図るとともに、勤労者の財産形成を促進することにより、勤労者の現役期間中及び老後における生活の安定を図る。
	政策目標の達成状況	—
有効性	要望の措置の適用見込み	企業年金等の制度の加入者（約2,094万人（令和6年3月末時点））に影響がある。 なお、企業年金等に係る信託、生命保険等の業務を行う内国法人（主に信託会社、生命保険会社）が特別法人税の納税義務者である。
	要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）	企業年金等の積立金の確保ないし普及の促進により、公的年金と相まって国民の高齢期の所得確保が図られるとともに、勤労者の現役期間中及び老後における生活の安定が図られる。
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	国税について、同様の要望を提出している。 なお、企業年金等については、掛金等の拠出時及び給付時等において、税制上の所要の措置が講じられている。
	予算上の措置等の要求内容及び金額	—
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
	要望の措置の妥当性	企業年金等の積立金の確保ないし普及の促進により、公的年金と相まって国民の高齢期の所得確保が図られるとともに、勤労者の現役期間中及び老後における生活の安定が図られる。
税負担軽減措置等の適用実績		—

「地方税における 税負担軽減措置等 の適用状況等に関 する報告書」に おける適用実績	—
税負担軽減措置等の適 用による効果（手段と しての有効性）	—
前回要望時の 達成目標	—
前回要望時からの 達成度及び目標に 達していない場合の理 由	—
これまでの要望経緯	平成 11 年度、平成 13 年度、平成 15 年度、平成 17 年度、平成 20 年度、平成 23 年度、平成 26 年度、平成 29 年度、令和 2 年度及び令和 5 年度税制改正要望において、特別法人税撤廃を要望し、平成 11 年度、平成 13 年度、平成 15 年度、平成 17 年度、平成 20 年度、平成 23 年度、平成 26 年度、平成 29 年度、令和 2 年度及び令和 5 年度において、課税停止が延長されている。

令和8年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

(新 設 ・ 拡 充 ・ 延 長 ・ そ の 他)

No	38	府 省 庁 名 経 済 産 業 省	
対象税目	個人住民税 法人住民税 事業税 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他（ ）		
要望項目名	所得税における生命保険料控除制度の拡充の恒久化に併せた一時払生命保険の個人住民税における生命保険料控除制度の控除の適用対象からの除外等		
要望内容（概要）	・ 特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要） 生命保険料控除は、所得税額・個人住民税額の計算上、支払った生命保険料のうち、一定の金額の所得控除が可能となるもの。 ・ 特例措置の内容 令和８年分所得税において講じられた、23 歳未満の扶養親族を有する場合の一般生命保険料控除枠の所得控除限度額に対する 2 万円の上乗せ措置の恒久化と併せて、「令和 6 年度税制改正大綱（令和 5 年 12 月 14 日 自由民主党・公明党）」・「令和 7 年度税制改正大綱（令和 6 年 12 月 20 日 自由民主党・公明党）」において示された、一時払生命保険を控除の適用除外とすることについて要望するもの。 （※）令和 6 年度税制改正大綱【抜粋】 3. 経済社会の構造変化を踏まえた税制の見直し （1）子育て支援に関する政策税制 ③ 子育て世帯に対する生命保険料控除の拡充 所得税において、生命保険料控除における新生命保険料に係る一般枠（遺族保障）について、23 歳未満の扶養親族を有する場合には、現行の 4 万円の適用限度額に対して 2 万円の上乗せ措置を講ずる。 なお、一般生命保険料控除、介護医療保険料控除及び個人年金保険料控除の合計適用限度額については、現行の 12 万円から変更しない。 また、一時払生命保険については、既に資産を一定程度保有している者が利用していると考えられ、万が一のリスクへの備えに対する自助努力への支援という本制度の趣旨と合致しないことから、これを控除の適用対象から除外する。 （※）令和 7 年度税制改正大綱【抜粋】 3. 経済社会の構造変化を踏まえた税制の見直し ① 子育て支援に関する政策税制 ハ 子育て世帯に対する生命保険料控除の拡充 令和 8 年分所得税において、生命保険料控除における新生命保険料に係る一般枠（遺族保障）について、23 歳未満の扶養親族を有する場合には、現行の 4 万円の適用限度額に対して 2 万円の上乗せ措置を講ずる。 なお、一般生命保険料控除、介護医療保険料控除及び個人年金保険料控除の合計適用限度額については、現行の 12 万円から変更しない。 一時払生命保険については、2 万円の上乗せ措置を時限的に講じている間は控除の適用対象から除外しないこととする。		
関係条文	地方税法第 34 条第 1 項第 5 号、第 314 条の 2 第 1 項第 5 号 所得税法第 76 条、租税特別措置法第 41 条の 15 の 5		
減収見込額	[初年度] － （ － ） [平年度] － （ － ） [改正増減収額] － －		

要望理由	(1) 政策目的 生命保険料控除制度の拡充により、国民一人ひとりのニーズに沿った多様な生活保障の準備を推進し、安心かつ豊かでゆとりのある国民生活を確保する。 (2) 施策の必要性 人生 100 年時代を迎え、老後生活に向けた資産形成はもとより、医療などのニーズへの自助による備えが一層重要になっている。 こうした状況下において、生命・介護医療・個人年金保険が持つ私的保障の役割はますます大きなものとなっているほか、特に子どもを扶養している世帯においては、遺族の生活資金の備え等として、生命保険の遺族補償としての役割が高まっている。生命保険料控除の拡充は、様々な要因により経済の先行きに対する不透明感が高まる中においても、将来に向けた保障や資産形成への備えを継続する一助となり、ひいては、国民の相互扶助を後押しし、国民生活の安定及び国民経済の健全な発展に資することとなる。
本要望に対応する縮減案	なし

今回の要望（税負担軽減措置等）に関連する事項	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	—
		政策の達成目標	—
		税負担軽減措置等の適用又は延長期間	—
		同上の期間中の達成目標	—
		政策目標の達成状況	—
	有効性	要望の措置の適用見込み	—
		要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）	—
	相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	—
		予算上の措置等の要求内容及び金額	—
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
		要望の措置の妥当性	—

これまでの 税負担軽減 措置等の 適用実績 と効果に 関連する 事項	税負担軽減措置等の 適用実績	—
	「地方税における 税負担軽減措置等 の適用状況等に関 する報告書」に おける適用実績	—
	税負担軽減措置等の適 用による効果（手段と しての有効性）	—
	前回要望時の 達成目標	—
	前回要望時からの 達成度及び目標に 達していない場合の理 由	—
これまでの要望経緯		今年度が初めての要望である。

令和 8 年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（ 新 設 ・ 拡 充 ・ 延 長 ・ その他 ）

No	39	府 省 庁 名 経済産業省																		
対象税目	個人住民税 <u>法人住民税</u> <u>事業税</u> 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他（ ）																			
要望 項目名	福島イノベーション・コースト構想の推進に係る特例措置（新産業創出等推進事業促進区域で新産業創出等推進事業を行う事業者に対する機械等の特別償却等）の拡充・延長																			
要望内容 （概要）	・ 特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要） 令和 8 年 3 月 31 日までに、新産業創出等推進事業促進区域^{※1}内において、福島県知事の認定を受けた新産業創出等推進事業^{※2}を実施する事業者が、当該新産業創出等推進事業の用に供する設備投資等を行う場合に以下の特例措置を適用する。 ※ 1 福島国際研究産業都市区域内の区域であって、新産業創出等推進事業の実施の促進が、産業集積の形成及び活性化を図る上で特に有効であると認められる区域（福島復興再生特別措置法（平成 24 年法律第 25 号。以下「福島特措法」という。）第 84 条第 2 項第 2 号） ※ 2 新たな産業の創出又は産業の国際競争力の強化の推進に資する事業であって福島国際研究産業都市区域における産業集積の形成及び活性化を図る上で中核となるものとして復興庁令で定めるもの（福島特措法第 84 条第 1 項） （1）機械等に係る特別償却等^{※3} <table border="1"> <tr> <th>対象資産</th><th>特別償却</th><th>税額控除</th></tr> <tr> <td>機械・装置、器具・備品</td><td>即時償却</td><td>15%</td></tr> <tr> <td>建物・構築物</td><td>25%</td><td>8%</td></tr> </table> ※ 3 特別償却と税額控除は選択適用。 （2）避難対象雇用者等又は特定雇用者^{※4}を雇用した場合の税額控除 新産業創出等推進事業促進区域内の事業所に勤務する避難対象雇用者等又は特定雇用者に対して、税額の 20%を限度として、給与等支給額の 15%を税額控除できる。 ※ 4 特定雇用者とは、次の者（避難対象雇用者等を除く。）をいう。 イ 平成 23 年 3 月 11 日において福島国際研究産業都市区域内に所在する事業所に勤務していた者又は同日において福島国際研究産業都市区域内に居住していた者 ロ その法人が行う新産業創出等推進事業に関する専門的な知識及び技能を必要とする業務に新たに従事する者（上記イの者を除く。） （3）開発研究用資産に係る特別償却等 開発研究用資産を即時償却できることに加え、当該特別償却の対象となる開発研究用資産の償却費について研究開発税制を適用する場合には、特別試験研究費とみなして、税額控除できる。 （注）（1）機械等に係る特別償却等と（2）避難対象雇用者等を雇用した場合の税額控除は選択適用。 ・ 特例措置の内容 本特例措置を 3 年間延長するとともに、新たな技術を活用し又は産業の発展に寄与する事業であって福島国際研究産業都市区域における産業集積の形成及び活性化を図る上で中核となるものについては、以下の特例措置を講ずる。 （1）機械等に係る特別償却等^{※5} <table border="1"> <tr> <th>対象資産</th><th>特別償却</th><th>税額控除</th></tr> <tr> <td>機械・装置</td><td>45%</td><td>14%</td></tr> <tr> <td>建物・構築物</td><td>23%</td><td>7%</td></tr> </table> ※ 5 特別償却と税額控除は選択適用。		対象資産	特別償却	税額控除	機械・装置、器具・備品	即時償却	15%	建物・構築物	25%	8%	対象資産	特別償却	税額控除	機械・装置	45%	14%	建物・構築物	23%	7%
対象資産	特別償却	税額控除																		
機械・装置、器具・備品	即時償却	15%																		
建物・構築物	25%	8%																		
対象資産	特別償却	税額控除																		
機械・装置	45%	14%																		
建物・構築物	23%	7%																		

[illegible]

今回の要望（税負担軽減措置等）に関連する事項	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	■経済産業省の政策体系 1. 経済構造改革の推進及び地域経済の発展 ■東日本大震災復興加速化のための第14次提言（令和7年6月4日総理手交）（抄） 1. 原子力事故災害被災地域 4 事業・なりわいの再建、新産業の創出、農林水産業の再建 （2）福島イノベーション・コースト構想のさらなる具現化等による新産業の創出と なりわいの再建 ○ 復興特区税制が令和7年度の適用期限を迎えた後も、福島県においては、産業集積の形成及び活性化を促進する観点から、必要な税制上の特例措置を検討するとともに、福島特措法税制のうち令和7年度末に適用期限を迎えるものについて、実態や効果等をよく見ながら延長も含めて検討すること。 ■「第2期復興・創生期間」以降における東日本大震災からの復興の基本方針（令和7年6月20日閣議決定）（抄） 1. 復興の基本姿勢及び各分野における取組 （1）原子力災害被災地域 ⑤ 福島イノベーション・コースト構想を軸とした産業集積等、事業者再建（福島イノベーション・コースト構想） - 福島浜通り地域等が産業復興を果たして、2030年頃までの自立的・持続的な産業発展につながるよう、また、福島浜通り地域等には企業進出や産業集積が一定程度進んだ地域もある一方で、避難指示解除から日の浅い地域をはじめ事業環境が依然として厳しい地域もあることから、産業発展のビジョンとして本年6月に改定した「福島イノベーション・コースト構想を基軸とした産業発展の青写真」に基づく取組を国、県、市町村や関係機関が一体となって、適切なフォローアップを行いながら進めることにより、地域経済の持続的な発展、暮らしや公共コミュニティサービスへの裨益、新たな活力の呼び込みの連鎖を第3期復興・創生期間で推進していく。 - その際、地元事業者による新たな事業展開や新たな取引拡大と、域外からの新たな活力の呼び込みの両輪で進めることが重要であるとの考えの下、「あらゆるチャレンジが可能な地域」、「地域の企業が主役」、「構想を支える人材育成」の3つを取組の柱として、「実証の聖地」を目指して、廃炉、ロボット・ドローン、エネルギー・環境・リサイクル、農林水産業、医療関連、航空宇宙の重点分野を中心に、食に関する新技術（フードテック）も含め、企業立地補助金等を効果的に活用し、産業集積や社会課題解決に資する取組を進める。
		政策の達成目標	新産業創出等推進事業促進区域において、産業集積の形成及び活性化を図ることで、イノベーション構想の実現を通じた自立的・持続的な産業発展を目指す。
		税負担軽減措置等の適用又は延長期間	3年間（令和8年4月1日から令和11年3月31日まで）
		同上の期間中の達成目標	政策の達成目標に同じ。
		政策目標の達成状況	令和6年度までの福島特措法第85条の2に基づく認定の件数は7件

有効性	要望の措置の適用見込み	<table><tr><td></td><td>合計</td></tr><tr><td>令和8年度</td><td>28 件</td></tr><tr><td>令和9年度</td><td>29 件</td></tr><tr><td>令和10年度</td><td>30 件</td></tr><tr><td>計</td><td>87 件</td></tr></table> ※令和3～6年度の本特例措置における認定件数及び拡充により適用が見込まれる件数を基に推計		合計	令和8年度	28 件	令和9年度	29 件	令和10年度	30 件	計	87 件
		合計										
令和8年度	28 件											
令和9年度	29 件											
令和10年度	30 件											
計	87 件											
	要望の措置の効果見込み （手段としての有効性）	本特例措置を延長することにより、新産業創出等推進事業を行う事業者の課税の負担を軽減することで、設備投資や雇用機会の確保等といった、産業集積の形成及び活性化に資する新たな取組が一層促進され、自立的・持続的な産業発展につながる。										
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	-										
	予算上の措置等の要求内容及び金額	-										
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	-										
	要望の措置の妥当性	本特例措置は、新産業創出等推進事業促進区域において、産業集積の形成及び活性化に資する新たな取組である新産業創出等推進事業を実施する事業者に限定されており、政策目的達成手段として妥当である。										

これまでの税負担軽減措置等の適用実績と効果に関連する事項	税負担軽減措置等の適用実績	○令和3～6年度の実績（認定件数）	
		令和3年度	1件
		令和4年度	1件
		令和5年度	1件
		令和6年度	4件
		計	7件
	「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績	-	
	税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）	本特例措置を通じて、認定を受けた事業者による設備投資や雇用機会の確保等が促進され、浜通り地域等における産業集積の形成及び活性化につながることで、自立的・持続的な産業発展に資することができる。	
	前回要望時の達成目標	-	
	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	-	
これまでの要望経緯	令和2年度 令和3年度	福島特措法税制に関する所要の措置 福島イノベーション・コースト構想の推進に係る特例措置（新産業創出等推進事業促進区域で新産業創出等推進事業を行う事業者に対する機械等の特別償却等）の創設	

令和8年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

(新 設 ・ 拡 充 ・ 延 長 ・ そ の 他)

No40

府 省 庁 名 経 済 産 業 省

対象税目

個人住民税法人住民税事業税不動産取得税固定資産税事業所税その他（ ）

要望
項目名

福島における特定風評被害による経営への影響に対処するための特定事業活動に係る特例措置の延長

要望内容
(概要)

・ 特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要）
令和8年3月31日までに、福島県内において、福島県知事の指定を受けて特定風評被害※¹がその経営に及ぼす影響に対処するための事業活動※²（以下、「特定事業活動」という。）を実施する事業者が、当該特定事業活動の用に供する設備投資等を行う場合に以下の特例措置を適用する。

※1 放射性物質による汚染の有無又はその状況が正しく認識されていないことに起因する農林水産物及びその加工品の販売等の不振並びに観光客の数の低迷（福島復興再生特別措置法（平成24年法律第25号。以下「福島特措法」という。）第7条第5項第3号）

※2 個人事業者又は法人であって復興庁令で定める事業分野に属するものが、特定風評被害がその経営に及ぼす影響に対処するために行う新たな事業の開拓、事業再編による新たな事業の開始又は収益性の低い事業からの撤退、事業再生、設備投資その他の事業活動（福島特措法第74条第1項）

(1) 機械等に係る特別償却等※³

対象資産	特別償却	税額控除
機械・装置、器具・備品	即時償却	15%
建物・構築物	25%	8%

※3 特別償却と税額控除は選択適用。

(2) 特定被災雇用者等※⁴を雇用した場合の税額控除
福島県内の事業所に勤務する特定被災雇用者等に対して、税額の20%を限度として、給与等支給額の10%を税額控除する。

※4 平成23年3月11日において福島県の区域内に所在する事業所に勤務していた者又は同日において福島県の区域内に居住していた者。

(注) (1) 機械等に係る特別償却等と(2) 特定被災雇用者等を雇用した場合の税額控除は選択適用。

・ 特例措置の内容
本特例措置の適用期限を3年間延長する。

関係条文

福島特措法
第74条～第75条の5
東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律
第10条の2第1項第2号、第10条の3の2第1項第2号、第17条の2の2第1項第2号、
第17条の3の2第1項第2号
地方税法
第23条第1項第4号、第72条の14、第72条の23第1項、第292条第1項第4号

減収
見込額

[初年度] - (▲52) [平年度] - (▲52)
[改正増減収額] - () (単位：百万円)

要望理由	(1) 政策目的 福島県においては、農林水産業や観光業等への風評被害がいまだ根強く残る状況。特定風評被害がその経営に及ぼす影響に対処するための事業活動を行う事業者の課税の負担を軽減することによって、農林水産物及びその加工品の販売等や県内への観光誘客の促進につなげ、原子力災害からの産業の復興及び再生を図る。 (2) 施策の必要性 放射性物質を理由に福島県産品の購入をためらう人の割合は 6.2%（令和7年1月）となっており、東北6県の産品の購入をためらう人の割合（2.3%（同））と比較すると、依然として高い割合で推移している^{※5}。また、福島県産品と全国平均の価格差についても、依然として震災前の水準に戻っていない品目（牛肉：全国平均との価格差▲4.3%（平成22年度）→同▲9.3%（令和6年度）、桃：同▲5.9%（平成22年度）→同▲11.6%（令和6年度））がある^{※6}。 加えて、観光目的の宿泊者が50%以上の施設における延べ宿泊者数について、福島県の震災前（平成22年）と比較した令和6年の伸び率は、全国の水準を大きく下回る（福島県 71%、全国：148%）^{※7}など、農林水産業や観光業等においては、風評被害がいまだ根強く残る状況。 引き続き福島県内において農林水産業や観光業等への風評被害に対応するため、本特例措置の3年間延長を要望する。 ※5 「風評被害に関する消費者意識の実態調査（第18回）」（令和7年3月消費者庁取りまとめ） ※6 「風評の影響の払拭に向けた農林水産省の取組について」（令和7年4月農林水産省取りまとめ） ※7 宿泊旅行統計調査「観光目的の宿泊者が50%以上の施設における延べ宿泊者数」における各年結果の平成22年結果比
本要望に対応する縮減案	-

合理性

政策体系における政策目的の位置付け

■東日本大震災 復興加速化のための第14次提言（令和7年6月4日総理手交）（抄）
 I. 原子力事故災害被災地域
 4 事業・なりわいの再建、新産業の創出、農林水産業の再建
 （2）福島イノベーション・コースト構想のさらなる具現化等による新産業の創出とな
 りわいの再建
 ○ 復興特区税制が令和7年度の適用期限を迎えた後も、福島県においては、産業集積
 の形成及び活性化を促進する観点から、必要な税制上の特例措置を検討するととも
 に、福島特措法税制のうち令和7年度末に適用期限を迎えるものについて、実態や効
 果等をよく見ながら延長も含めて検討すること。

■「第2期復興・創生期間」以降における東日本大震災からの復興の基本方針（令和7
 年6月20日閣議決定）（抄）
 1. 復興の基本姿勢及び各分野における取組
 （1）原子力災害被災地域
 ③帰還・移住等の促進、生活再建等
 （交流・関係人口の拡大、観光の振興）
 ・ 観光については、福島県は「自然、気候、文化、食」といった魅力ある観光資源を
 有しており、また、「復興の地 ふくしま」を実際に訪れ見てもらうことにより交流人
 口の拡大のみならず風評の払拭にもつながる効果も期待できる。しかしながら、訪日
 外国人延べ宿泊者数や教育旅行等の回復に課題が残ることから、持続的な観光を推し
 進めるため、課題を分析し、復興を軸とした観光振興策を戦略的に推進する。

⑦風評払拭・リスクコミュニケーションの推進
 ・ 福島県のみならず被災地全体の農林水産や観光等における風評の払拭、いわれのな
 い偏見・差別の解消に向けて、「風評払拭・リスクコミュニケーション強化戦略」等に
 基づき、政府一体となって国内外に向けた情報発信等に引き続き取り組む。また、科
 学的かつ客観的な議論に基づくフォローアップを実施し、各施策がより整合的・合理
 的・効果的な取組となるよう不断の見直しを行う。

■経済産業省の政策体系
 1. 経済構造改革の推進及び地域経済の発展

政策の
達成目標

福島県の農林水産物等の信頼回復、付加価値向上及び販路回復・開拓並びに観光資源の
 魅力増進及び観光誘客・交流の促進等

税負担軽減措
置等の適用又
は延長期間

3年間（令和8年4月1日から令和11年3月31日まで）

同上の期間中
の達成目標

政策の達成目標に同じ。

政策目標の
達成状況

令和6年度までの福島特措法第75条の2に基づく指定の件数は17件

有効性

要望の措置の
適用見込み

令和8年度	4件
令和9年度	4件
令和10年度	4件
計	12件

※令和3～6年度の指定件数より推計

	相当性	要望の措置の効果見込み (手段としての有効性)	本特例措置を延長することにより、特定事業活動を行う事業者の課税の負担を軽減することで、設備投資や雇用機会の確保等が促進され、福島県の農林水産物等の信頼回復、付加価値向上及び販路回復・開拓並びに観光資源の魅力増進及び観光誘客・交流の促進等に資することができる。
		当該要望項目以外の税制上の支援措置	-
		予算上の措置等の要求内容及び金額	-
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	-
		要望の措置の妥当性	本特例措置は、福島県内にいまだ残る風評被害を受ける農林水産業及び観光業等に係る事業者に限定されており、政策目的達成手段として妥当である。

これまでの税負担軽減措置等の適用実績と効果に関連する事項	税負担軽減措置等の適用実績	○令和3～6年度の実績（指定件数） <table><tr><td>令和3年度</td><td>6件</td></tr><tr><td>令和4年度</td><td>2件</td></tr><tr><td>令和5年度</td><td>4件</td></tr><tr><td>令和6年度</td><td>5件</td></tr><tr><td>計</td><td>17件</td></tr></table>		令和3年度	6件	令和4年度	2件	令和5年度	4件	令和6年度	5件	計	17件
	令和3年度	6件											
	令和4年度	2件											
	令和5年度	4件											
	令和6年度	5件											
計	17件												
「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績	-												
税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）	本特例措置を通じて、指定を受けた事業者による設備投資や雇用機会の確保等が促進され、福島県の農林水産物等の信頼回復、付加価値向上及び販路回復・開拓並びに観光資源の魅力増進及び観光誘客・交流の促進等に資することができる。												
前回要望時の達成目標	-												
前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	-												
これまでの要望経緯	令和2年度 令和3年度	福島特措法税制に関する所要の措置 福島における特定風評被害による経営への影響に対処するための特定事業活動に係る特例措置の創設											

令和8年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

(新 設 ・ 拡 充 ・ 延 長 ・ そ の 他)

[illegible]

○住生活基本計画（全国計画）（令和３年３月１９日閣議決定）

- ・長期優良住宅の維持保全計画の実施など、住宅の計画的な点検・修繕及び履歴情報の保存を推進
- ・耐震性・省エネルギー性能・バリアフリー性能等を向上させるリフォームや建替えによる安全・安心で良好な温熱環境を備えた良質な住宅ストックへの更新
- ・２０５０年カーボンニュートラルの実現に向けて、省エネルギー性能を一層向上しつつ、長寿命でライフサイクルＣＯ２排出量が少ない長期優良住宅ストックやＺＥＨストックを拡充

○経済財政運営と改革の基本方針２０２５（令和７年６月１３日閣議決定）

- ・家庭における省エネへの支援を進める。

○新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画２０２５年改訂版（令和７年６月１３日閣議決定）

- ・家庭における断熱性能に優れた窓への改修やヒートポンプ等の高効率給湯器の導入に対する支援

（政策評価体系における位置づけ）

政策目標１ 少子・高齢化等に対応した住生活の安定の確保及び向上の促進

施策目標２ 住宅の取得・賃貸・管理・修繕が円滑に行われる住宅市場を整備する

業績指標６ 既存住宅流通及びリフォームの市場規模

<耐震化>

政策目標４ 水害等災害による被害の軽減

施策目標１１ 住宅・市街地の防災性を向上する

業績指標３６ ①住宅の耐震化率

<バリアフリー>

政策目標２ 良好な生活環境、自然環境の形成、バリアフリー社会の実現

施策目標３ 総合的なバリアフリー化を推進する

業績指標１１ 高齢者（６５歳以上の者）の居住する住宅のうち、一定のバリアフリー性能及び断熱性能を有する住宅の割合

<省エネ>

政策目標３ 地球環境の保全

施策目標９ 地球温暖化防止等の環境の保全を行う

業績指標２４ 省エネ基準に適合する住宅ストックの割合

<長期優良化>

政策目標１ 少子・高齢化等に対応した住生活の安定の確保及び向上の促進

施策目標１ 居住の安定確保と暮らしやすい居住環境・良質な住宅ストックの形成を図る

業績指標４ 認定長期優良住宅のストック数

	政策の 達成目標	・ 既存住宅流通及びリフォームの市場規模 14 兆円（令和 12 年） ・ 住宅の耐震化率 耐震性が不十分なものをおおむね解消（令和 17 年） ・ 高齢者（65 歳以上の者）の居住する住宅のうち、一定のバリアフリー性能及び断熱性能を有する住宅の割合 25%（令和 12 年度） ・ 省エネ基準に適合する住宅ストックの割合 30%（令和 12 年度） ・ 認定長期優良住宅のストック数 約 250 万戸（令和 12 年度）
		税負担軽減措置等の適用又は延長期間 2 年間（令和 8 年 4 月 1 日から令和 10 年 3 月 31 日まで）
		同上の期間中の達成目標 ・ 既存住宅流通及びリフォームの市場規模 約 13.3 兆円（令和 9 年） ・ 住宅の耐震化率 95%（令和 12 年） ※期間中の達成目標は設定されていないが、期間後の直近の達成目標として上記が設定されている。 ・ 高齢者（65 歳以上の者）の居住する住宅のうち、一定のバリアフリー性能及び断熱性能を有する住宅の割合 約 22.4%（令和 9 年度） ・ 省エネ基準に適合する住宅ストックの割合 約 26.3%（令和 9 年度） ・ 認定長期優良住宅のストック数 約 212 万戸（令和 9 年度）
		政策目標の達成状況 ・ 既存住宅流通及びリフォームの市場規模 12.3 兆円（令和 5 年） ・ 住宅の耐震化率 90%（令和 5 年） ・ 高齢者（65 歳以上の者）の居住する住宅のうち、一定のバリアフリー性能及び断熱性能を有する住宅の割合 19%（令和 5 年度） ・ 省エネ基準に適合する住宅ストックの割合 19%（令和 5 年度） ・ 認定長期優良住宅のストック数 約 174 万戸（令和 6 年度）
	有効性	要望の措置の適用見込み 令和 8 年度 耐震：4,919 件、バリアフリー：2,209 件、省エネ：3,817 件、長期優良住宅化：83 件 令和 9 年度 耐震：5,112 件、バリアフリー：2,296 件、省エネ：3,966 件、長期優良住宅化：86 件
		要望の措置の効果見込み（手段としての有効性） 耐震性、バリアフリー性、省エネ性等の向上に資する性能向上リフォームを広く誘導することは、政策目標の達成のために有効である。

	相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	既存住宅の耐震改修をした場合の所得税額の特別控除（租税特別措置法第 41 条の 19 の 2） 既存住宅に係る特定の改修工事をした場合の所得税額の特別控除（同法第 41 条の 19 の 3）
		予算上の措置等の要求内容及び金額	・住宅・建築物安全ストック形成事業（令和 8 年度予算概算要求額：社会資本整備総合交付金、防災・安全交付金の内数） ・環境・ストック活用推進事業（省エネ関係）（令和 8 年度予算概算要求額：47.79 億円の内数） ・住宅・建築物カーボンニュートラル総合推進事業（令和 8 年度予算概算要求額：333.6 億円の内数）
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	上記措置と相まって、税制においても必要な措置を講じることにより、性能向上リフォームを推進する。
		要望の措置の妥当性	耐震性・バリアフリー性・省エネ性等の向上に資する性能向上リフォームを広く誘導するため、その工事に係る負担を税制上軽減することは効果的である。

これまでの税負担軽減措置等の適用実績と効果に関連する事項	税負担軽減措置等の適用実績	令和2年度 耐震：6,193件(75,549千円)、バリアフリー：2,800件(31,047千円)、省エネ：1,231件(20,306千円)、長期優良住宅化：92件(12,209千円) 令和3年度 耐震：4,787件(60,287千円)、バリアフリー：2,295件(23,658千円)、省エネ：2,420件(36,653千円)、長期優良住宅化：121件(3,954千円) 令和4年度 耐震：6,511件(96,212千円)、バリアフリー：2,459件(27,925千円)、省エネ：2,611件(46,842千円)、長期優良住宅化：73件(2,144千円) 令和5年度 耐震：5,131件(71,756千円)、バリアフリー：2,316件(26,787千円)、省エネ：2,224件(42,231千円)、長期優良住宅化：56件(1,704千円) 令和6年度 耐震：4,556件(56,629千円)、バリアフリー：2,046件(23,825千円)、省エネ：3,535件(63,185千円)、長期優良住宅化：77件(2,409千円) ※括弧内は軽減税額 (総務省「固定資産の価格等の概要調書」より)
	「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績	(適用総額の種類：税額) 令和3年度 耐震：60,287千円、バリアフリー：23,658千円、省エネ：36,653千円、長期優良住宅化：3,954千円 令和4年度 耐震：96,212千円、バリアフリー：27,925千円、省エネ：46,842千円、長期優良住宅化：2,144千円 令和5年度 耐震：71,756千円、バリアフリー：26,787千円、省エネ：42,231千円、長期優良住宅化：1,704千円
	税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）	税負担軽減措置の適用件数は堅調に推移しており、本特例措置は、性能向上リフォームの促進に寄与している。
	前回要望時の達成目標	・既存住宅流通及びリフォームの市場規模 12兆円（平成30年）→14兆円（令和12年） ・住宅の耐震化率 約87%（平成30年）→耐震性の不足するものをおおむね解消（令和12年） ・高齢者（65歳以上の者）の居住する住宅のうち、一定のバリアフリー性能及び断熱性能を有する住宅の割合 17%（平成30年度）→25%（令和12年度） ・省エネ基準に適合する住宅ストックの割合 6%（平成25年度）→30%（令和12年度） ・認定長期優良住宅のストック数 113万戸（令和元年度）→約250万戸（令和12年度）
	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	・既存住宅流通及びリフォームの市場規模 12.3兆円（令和5年） ・住宅の耐震化率 90%（令和5年） ・高齢者（65歳以上の者）の居住する住宅のうち、一定のバリアフリー性能及び断熱性能を有する住宅の割合 19%（令和5年度） ・省エネ基準に適合する住宅ストックの割合 19%（令和5年度）

		・認定長期優良住宅のストック数 約174万戸（令和6年度） 政策目標の達成のためには、本特例措置を延長することで、既存の住宅ストックを有効活用し、その質の向上に資する改修を広く誘導していくことが必要である。なお、目標期間が満了していないため、現時点で目標達成の成否を評価することは困難である。
これまでの要望経緯		【耐震改修（長期優良住宅化リフォームを含む）】 平成18年度：創設 平成25年度：拡充・縮減 平成28年度：2年3ヶ月延長 平成29年度：拡充 平成30年度：2年延長 令和2年度：2年延長 令和4年度：2年延長 令和6年度：2年延長 【バリアフリー改修】 平成19年度：創設 平成22年度：3年延長 平成25年度：3年延長・縮減 平成28年度：2年延長・拡充・縮減 平成30年度：2年延長・縮減 令和2年度：2年延長 令和4年度：2年延長 令和6年度：2年延長 【省エネ改修（長期優良住宅化リフォームを含む）】 平成20年度：創設 平成22年度：3年延長 平成25年度：3年延長・縮減 平成28年度：2年延長・縮減 平成29年度：拡充 平成30年度：2年延長・縮減 令和2年度：2年延長 令和4年度：2年延長・拡充 令和6年度：2年延長

令和 8 年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（ 新 設 ・ 拡 充 ・ 延 長 ・ そ の 他 ）

No	4 2	府 省 庁 名 経 済 産 業 省
対象税目	個人住民税 法人住民税 事業税 不動産取得税 <u>固定資産税</u> 事業所税 その他（ ）	
要望 項目名	被災代替償却資産に係る固定資産税の特例措置の所要の見直し	
要望内容 (概要)	・ 特例措置の概要（支援措置を必要とする制度の概要） 東日本大震災により滅失・損壊した償却資産（以下、「被災償却資産」という。）の所有者等のうち、当該被災償却資産に代わる償却資産（以下、「被災代替償却資産」という。）を一定の被災地域内において取得又は改良する者は、固定資産税の特例措置を受けることができる。 ・ 要望内容 現在、被災償却資産の所有者が、令和 8 年 3 月 31 日までの間に、一定の被災地域内において被災代替償却資産を取得又は改良した場合、その後 4 年度分の固定資産税の課税標準を 2 分の 1 とする特例措置を受けることができるが、近年、実績がかなり減少していることから、1 年間の経過措置を設けたうえで廃止する。	
〔関係条文〕	〔地方税法附則第 56 条第 12 項〕	
減収 見込額	[初年度] — (—) [平年度] — (▲ 6) [改正増減収額] — (単位：百万円)	
要望理由	(1) 政策目的 事業用資産の買い替えのための設けられた措置だが、東日本大震災から 14 年余りが経過し、本特例措置の活用によって、地震・津波被災地域では、産業・生業の再生も順調に進展している。 (2) 施策の必要性 岩手県、宮城県及び福島県の市町村に対して復興庁が実施したアンケート調査結果（R7.4）によると、被災代替償却資産に係る固定資産税の特例措置の適用実績は相当程度減少傾向にある。 以上を踏まえ、1 年間の経過措置を設けたうえで廃止する。	

本要望に 対応する 縮減案	—
---------------------	---

今回の要望（税負担軽減措置等）に関連する事項	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	■東日本大震災 復興加速化のための第 14 次提言～復興への挑戦は国の未来に向けた「投資」～（令和 7 年 6 月 3 日）（抄） I. 原子力事故災害被災地域 4. 事業・なりわいの再建、新産業の創出、農林水産業の再建 （2）福島イノベーション・コースト構想のさらなる具現化等による新産業の創出となりわいの再建 ○ 復興特区税制が令和 7 年度の適用期限を迎えた後も、福島県においては、産業集積の形成及び活性化を促進する観点から、必要な税制上の特例措置を検討するとともに、福島特措法税制のうち令和 7 年度末に適用期限を迎えるものについて、実態や効果等をよく見ながら延長も含めて検討すること。
		政策の達成目標	被災地において事業再開する被災事業者等の増加、完全復旧及び被災地域の経済的復興の一刻も早い実現
		税負担軽減措置等の適用又は延長期間	延長期間 1 年間（令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日）
		同上の期間中の達成目標	政策の達成目標に同じ
	有効性	政策目標の達成状況	制度創設から令和 6 年度課税分までの累計適用件数 岩手県：17,539 件 宮城県：18,929 件 福島県：2,347 件
		要望の措置の適用見込み	令和 8 年度 9 件
	相当性	要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）	本特例措置を延長することにより、被災地における被災代替資産等の取得等を促進し、事業再開や事業拡大する被災事業者等の増加、完全復旧及び被災地域の経済的復興の一刻も早い実現を図ることができる。
		当該要望項目以外の税制上の支援措置	被災代替資産の特別償却（震災特例法第 11 条の 2、第 18 条の 2）
		予算上の措置等の要求内容及び金額	—
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
		要望の措置の妥当性	本特例措置は、被災代替償却資産を取得した場合に限定し、被災事業者等の本格的な事業再開や被災地域の経済的復興に資するものであるから、政策目的達成手段として妥当である。

これまでの税負担軽減措置等の適用実績と効果に関連する事項	税負担軽減措置等の適用実績	「償却資産に係る軽減税額に関する調」（総務省調べ）から減収額を算出 令和2年度 209百万円 令和3年度 20百万円 令和4年度 12百万円 令和5年度 7百万円 令和6年度 6百万円
	「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績	—
	税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）	—
	前回要望時の達成目標	—
	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—
これまでの要望経緯		平成23年度 創設 平成28年度 適用期間を3年間延長（平成28年4月1日から平成31年3月31日まで） 令和元年度 適用期間を2年間延長（平成31年4月1日から令和3年3月31日まで） 令和3年度 適用期間を3年間延長（令和3年4月1日から令和6年3月31日まで） 令和6年度 適用期間を2年間延長（令和6年4月1日から令和8年3月31日まで）

令和 8 年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（ 新 設 ・ 拡 充 ・ 延 長 ・ その他 ）

No	4 3	府 省 庁 名	経済産業省
対象税目	個人住民税 法人住民税 事業税 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他（ ）		
要望 項目名	第 1 次国土強靱化実施中期計画等を踏まえた財源確保方策の検討の開始		
要望内容 (概要)	第 1 次国土強靱化実施中期計画及び経済財政運営と改革の基本方針 2025 において、「実施中期計画の実施に際しては、真に必要な財政需要に安定的に対応するため、地方の実情も踏まえ、受益者による負担の状況を念頭に置きつつ、事業の進捗管理と財源確保方策の具体的な検討を開始する。」と記載されたことを踏まえて財源確保方策の検討を関係府省庁（注）において開始する。 （注）関係府省庁は、内閣府、警察庁、こども家庭庁、総務省、法務省、外務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省、防衛省		
関係条文	－		
減収 見込額	[初年度] (－) [平年度] (－) [改正増減収額] － (単位：百万円)		
要望理由	（１）政策目的 国土強靱化を推進するに当たり、安定的な財源を確保すること。 （２）施策の必要性 気候変動に伴い激甚化・頻発化する気象災害や、切迫する南海トラフ地震、首都直下地震、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震などの大規模地震から、国民の生命・財産・暮らしを守り、国家・社会の重要な機能を維持するため、防災・減災、国土強靱化の取組を切れ目なく推進する必要がある。 「第 1 次国土強靱化実施中期計画」（令和 7 年 6 月 6 日閣議決定）においては、令和 8 年度からの令和 1 2 年度までの計画期間内に実施すべき施策（全 326 施策）を位置付けるとともに、そのうち推進が特に必要となる施策（全 114 施策）及びその事業規模（おおむね 20 兆円強程度）を定めている。 国土強靱化の取組を安定的に推進するためには、財源確保が重要であることから、財源確保方策の検討を開始するものである。		
本要望に 対応する 縮減案	－		

今回の要望（税負担軽減措置等）に関連する事項	合理性	政策体系における政策目的の位置付けいけ	○「第1次国土強靱化実施中期計画」（令和7年6月6日閣議決定） 第5章 フォローアップと計画の見直し さらに、今後の実施中期計画の実施に際しては、真に必要な財政需要に安定的に対応するため、地方の実情も踏まえ、受益者による負担の状況を念頭に置きつつ、事業の進捗管理と財源確保方策の具体的な検討を開始する。 ○「経済財政運営と改革の基本方針 2025」（令和7年6月13日閣議決定） 第2章 4. 国民の安心・安全の確保 （1）防災・減災・国土強靱化の推進 国土強靱化実施中期計画の実施に際しては、真に必要な財政需要に安定的に対応するため、地方の実情も踏まえ、受益者による負担の状況を念頭に置きつつ、事業の進捗管理と財源確保方策の具体的な検討を開始する。
		政策の達成目標	—
		税負担軽減措置等の適用又は延長期間	—
		同上の期間中の達成目標	—
		政策目標の達成状況	—
	有効性	要望の措置の適用見込み	—
		要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）	—
	相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	—
		予算上の措置等の要求内容及び金額	—
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
		要望の措置の妥当性	—

これまでの税負担軽減措置等の適用実績と効果に関連する事項	税負担軽減措置等の適用実績	—
--	---------------------------------------	--------------